

法科大学院認証評価

自己評価書

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

平成25年6月

東北大学

目 次

現況及び特徴	1
目的	2
章ごとの自己評価	
第1章 教育の理念及び目標	3
第2章 教育内容	9
第3章 教育方法	26
第4章 成績評価及び修了認定	42
第5章 教育内容等の改善措置	63
第6章 入学者選抜等	70
第7章 学生の支援体制	86
第8章 教員組織	98
第9章 管理運営等	117
第10章 施設、設備及び図書館等	124
第11章 自己点検及び評価等	129

現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻

(2) 所在地

宮城県仙台市青葉区片平2丁目1-1

(3) 学生数及び教員数

学生数： 120人

教員数： 25人（うち実務家教員 6人）

2 特徴

(1) 東北大学大学院法学研究科・法学部の沿革と理念

東北大学大学院法学研究科・法学部は、大正11(1922)年に設立された、東北帝国大学法文学部を前身とし、昭和22(1947)年に新制大学に切り替わった後、昭和24(1949)年に法学部、昭和28(1953)年には大学院法学研究科がそれぞれ発足した。

建学当初より、「研究第一主義」の伝統、「門戸開放」の理念及び「実学尊重」の精神をもとに、研究の成果を人類社会が直面する諸課題の解決に役立て、指導の人材を育成することによって、平和で公正な人類社会を実現することをその使命としてきた本学において、大学院法学研究科・法学部も、数多くの優秀な人材を社会に送り出してきた。

そして、平成12(2000)年4月、東北大学大学院法学研究科は、大学院重点化に際して、従来の公法学・私法学・基礎法学・政治学という伝統的な4専攻を、「総合法制専攻」、「公共法政策専攻」、「トランスナショナル法政策専攻」の専攻へと再編した。これまで多数の法曹を輩出してきた大学院・学部における教育を見直し、法曹をはじめとする広義の法律専門家の養成を目的とする「総合法制専攻」を中核とし、法科大学院を先取りする形で、学部・大学院を通じた法学教育の充実を目指す「選択的6年制構想」は、司法制度改革の動きの中、平成16(2004)年4月、東北大学法科大学院の開設に結実した。

(2) 法科大学院の教育理念と教育体制

東北大学法科大学院は、その教育の理念として、「優れた法曹」の養成を掲げている。その理念を実現するため、次のような教育体制を整備している。

段階的・反復的教育による理論的基礎の確実な修得「優れた法曹」として、多様な法的問題に的確にかつ

創造的に対処するためには、法の理論に関する深い理解が必要である。実務に必要な学識を修得させるため、法律基本科目である、第1年次科目、基幹科目(第2年次)及び応用基幹科目(第3年次)では、基本7法を、その体系に即して、段階的に繰り返し学ぶことにより、理論的基礎を確実に定着させるとともに、事例分析能力や法解釈能力を向上させ、緻密で的確な議論を論理的に展開する能力を涵養している。

紛争解決の実態に即応した分野横断的な科目編成

現実の社会では、法的紛争は、民法の問題、商法の問題、民事訴訟法の問題として、各別に生起するわけではないから、その解決には複数の法領域における議論を有機的に関連づけ、解決を図る必要がある。実務法曹として必要とされる、総合的な問題解決能力を高めるため、第2年次に、分野横断的な内容を取り扱う「実務民法」、「実務刑法」及び「実務公法」の基幹3科目を配置し、理解の深化と問題解決能力の涵養を図っている。

これら3科目は合計28単位という量的側面からみて全カリキュラムの中心に位置するにとどまらず、民法法・刑法法・公法という大きな枠組のなかで、判例の考え方を実務及び理論双方の観点から総合的に分析するために、複数の教員(研究者及び実務家)が共同して担当するという点で、質的側面からみても全カリキュラムの中心というにふさわしいものである。

多彩な教員による多様な科目の提供

東北大学法科大学院の教員団を構成する研究者教員・実務家教員の多彩さを反映して、実務的・先端的・学際的・現代的・国際的な分野に関する授業科目が充実している。このような科目の履修を通じて、学生がその視野を広げ、先端的な分野への関心を喚起し、将来、専門的な分野で活躍するための基礎を作り上げることを可能としている。

学習環境・学習支援体制の充実

24時間利用可能な自習室(固定席)や充実した図書室など、良好な学習環境が整備され、修了生にも、「法務学修生」の制度により、在学中と変わらぬ良質の学習環境が提供されている。教員・修了生弁護士によるオフィス・アワー制度は、在学生・修了生がともに利用可能であり、教育理念を実現するための学習支援体制も充実している。

目的

本法科大学院は、司法制度を支える人的基盤の拡充のため、「高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において厚い層をなして活躍する法曹を獲得する。」という、『司法制度改革審議会意見書』（平成13年6月12日）の理念に基づき、その設立以来、「優れた法曹」を養成することを、教育の理念及び目標として掲げている。

そして、本法科大学院は、次のような能力と資質を備えている者が「優れた法曹」であると考えている。すなわち、
現行法体系全体の構造を正確に理解していること、
冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができること、
具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察できること、
緻密で的確な論理展開ができること、
他人とコミュニケーションをするための高い能力（理解力・表現力・説得力）を持っていること、
知的なエリートとしての誇りを持ち、それに伴う責務を自覚していること、である。

上記のような資質と能力を備えた者であれば、将来、その者が就く職種や受任・担当する仕事の内容にかかわらず、人々から頼りがいのある法曹として評価され、社会に貢献できるとともに、社会の進展に伴って様々な形で生じるであろう、法的需要のいっそうの高度化・複雑化に伴う、具体的な職種や仕事の内容の必要性に関する変化にも、柔軟かつ適切に対応できると考えられる。

このような「優れた法曹」を養成するため、本法科大学院では、その教育において、まず、学生が、理論的基礎を確実に身につけることを重視する。法曹にとって、実務についての知識とともに、法理論に対する確実な理解がきわめて重要である。とりわけ、現行法体系全体の構造を正確に理解していることは欠かせない。理論的基礎の修得が不十分であれば、実務についての知識は上滑りのものとなり、新しく生起する問題に的確にまた創造的に対処することは困難となろう。このような理論的基礎の教育は、優れた研究成果を有し、教育経験も豊富な研究者教員を中心に、実務家教員とも綿密な連携を図りつつ、2年次の基幹科目（実務民事法・実務刑事法・実務公法）を中核として、各学年に配置された法律基本科目において体系的・段階的に行われる。

他方、法曹実務教育についても、理論的な問題との架橋を十分に意識しつつ、学生の法曹の仕事に対する関心を育み、実務家として必要な一定の知識を修得させることを重視する。優れた実務法曹を養成するためには、法科大学院において、1年間とされた司法修習との連携を意識しながら、法曹実務について一定の教育を行うことが不可欠である。その任に当たるのは、当該分野に関する豊富な実務経験を積んだ実務家教員である。

そして、理論教育及び実務教育のいずれについても、教育方法として、少人数教育制を採用し、教員・学生の対話を多用することを基本とする。これによって、理論や実務についての理解を効率的に深めるとともに、法曹にとって重要なコミュニケーション能力を向上させることが目指される。そこでは、教員と学生、学生同士の交流が活発となることから、学生が、教員（とりわけ実務家教員）の経験に触れることや、討議に参加することによって、法曹倫理等の実務基礎科目による成果とも相俟って、法曹としての心構えや責務について、自覚を深めることが期待されることとなる。

さらに、本法科大学院は、基本的法分野の理論的基礎及び実務法曹としての基本的な知識の確実な修得を目指し、「優れた法曹」を養成するための教育を基本に据えるため、広範にわたる法曹の仕事のうち、特にどれかを重視して、それに強い法曹を養成するという方針はとらない。しかしながら、それは、応用的な分野に関する教育の軽視を意味するものではない。これらの分野を専門とする、多彩な研究者教員・実務家教員を擁していることを活かして、先端的・学際的・現代的・国際的な分野に関する科目を充実させていることは、本法科大学院の特徴の一つであり、このような科目の履修を通じて、学生は、視野を広げ、将来専門的な分野で活躍するための素地を作ることが可能となっている。

このような理念に基づき、人々の要請に応える「優れた法曹」を養成することが、本法科大学院の目的である。

章ごとの自己評価

第1章 教育の理念及び目標

1 基準ごとの分析

1 - 1 教育の理念及び目標

基準 1 - 1 - 1

教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

(基準 1 - 1 - 1 に係る状況)

本法科大学院は、司法制度を支える人的基盤の拡充のため、「高度の専門的な法的知識を有することはもとより、幅広い教養と豊かな人間性を基礎に十分な職業倫理を身に付け、社会の様々な分野において厚い層をなして活躍する法曹を獲得する。」という、『司法制度改革審議会意見書』(平成 13 年 6 月 12 日)の理念に基づき、その設立以来、「優れた法曹」を養成することを、教育の理念及び目標として掲げている。

そして、本法科大学院は、次のような能力と資質を備えている者が「優れた法曹」であると考える。すなわち、現行法体系全体の構造を正確に理解していること、冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができること、具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察できること、緻密で的確な論理展開ができること、他人とのコミュニケーションをするための高い能力(理解力・表現力・説得力)を持っていること、知的なエリートとしての誇りを持ち、それに伴う責務を自覚していること、である。

上記のような資質と能力を備えた者であれば、将来、その者が就く職種や受任・担当する仕事の内容にかかわらず、国民から頼りがいのある法曹として評価され、社会に貢献することができるとともに、社会の進展に伴って様々な形で生じるであろう、法的需要のいっそうの高度化・複雑化に伴う、具体的な職種や仕事の内容の必要性に関する変化にも、柔軟かつ適切に対応することができると考えられる。

このように、本法科大学院の掲げる教育の理念及び目標は、「多様かつ広範な国民の要請に応えることのできる高度の専門知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた法曹を養成する」という法科大学院制度の目的に合致したものである。【解釈指針 1 - 1 - 1 1】

そして、本法科大学院は、その教育の理念及び目標を、法科大学院のウェブサイト、パンフレット及び学生募集要項において公表するとともに、学生便覧にも明示している。

これにより、本法科大学院の教育の理念及び目標は、本法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、広く社会に公表されている。【解釈指針 1 - 1 - 1 2】

表 1 - 1 - 1 - (1)

「東北大学法科大学院教育の理念と目標」

「優れた法曹」を養成します

社会の中で、法曹は、多様な役割を果たすことが期待されています。一口に法曹といっても、裁判官・検察官・弁護士はそれぞれに異なる責務を担っています。また、同じ職種でも、専門分野によって職務の内容は大きく異なります。

東北大学法科大学院では、どのような職種や専門分野においても、次に掲げる6つの資質と能力が、人々から信頼される法曹として社会で活躍するための基盤となると考え、すべての授業科目を通じて、これらの資質と能力を備えた「優れた法曹」を養成することを目指します。

- (1) 現行法体系全体の構造を正確に理解している。
- (2) 冷静な頭脳と温かい心をもって社会を観察し、そこに問題を発見することができる。
- (3) 具体的な問題について広い視野から多様な視点を設定して考察することができる。
- (4) 緻密で的確な論理展開をすることができる。
- (5) 他者とコミュニケーションをするための高い能力(理解力・表現力・説得力)をもつ。
- (6) 知的なエリートとしての誇りをもち、それに伴う責務を自覚している。

このような資質と能力を備えることにより、どのような道に進んでも、また社会の変化に伴い法曹に期待される役割が変化しても、社会に貢献し続けることができるでしょう。

さらに、東北大学法科大学院では、幅広い選択科目を用意して、将来の専門分野を選ぶための基礎を提供します。「優れた法曹」としての資質・能力に支えられた専門性を身に付けることにより、将来、ジェネラリストとしてもスペシャリストとしても信頼される法曹となることができるはずです。

(出典：2014年度東北大学法科大学院パンフレットP2、東北大学法科大学院ウェブサイト <http://www.law.tohoku.ac.jp/lawschool/about/mokuteki/>)

表1-1-1-(2)

アドミッション・ポリシー

東北大学法科大学院は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹(裁判官・検察官・弁護士)に必要な法的思考に対する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れるために、次の要領で学生募集を行います。東北大学法科大学院の修了者には、「法務博士(専門職)」の学位が授与され、司法試験の受験資格が付与されます。

(出典：平成26(2014)年度東北大学法科大学院学生募集要項)

別添資料B

平成25年度法科大学院学生便覧P37、P45

東北大学法科大学院規程 第1条の2参照

東北大学法科大学院履修案内

1 東北大学法科大学院の教育理念参照

基準 1 - 1 - 2

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

(基準 1 - 1 - 2 に係る状況)

1 教育課程の編成と教育活動の実践

本法科大学院は、上記教育の理念及び目標を達成するため、適切にその教育課程を編成し、ウェブサイト、パンフレットや学生便覧により、その趣旨を学生に明示している。

「東北大学法科大学院教育の理念と目標」

基準 1 - 1 - 1 表 1 - 1 - 1 - (1) 参照

アドミッション・ポリシー

基準 1 - 1 - 1 表 1 - 1 - 1 - (2) 参照

別添資料 B

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 4 5

東北大学法科大学院履修案内

1 東北大学法科大学院の教育理念参照

別添資料 G

2014 年度東北大学法科大学院パンフレット P 2 ~ P 3

教育のプロセス参照

「優れた法曹」として、多様な法的問題に的確にかつ創造的に対処するためには、法の理論に対する深い理解が必要である。法律基本科目である、第 1 年次科目(必修科目)、基幹科目(第 2 年次・必修科目)、及び応用基幹科目(第 3 年次・選択科目)では、基本 7 法を、その体系に即して、段階的に繰り返し学ぶことにより、理論的基礎を定着させるとともに、事例分析能力や法解釈能力を向上させ、緻密で的確な議論を論理的に展開する能力を涵養している。

別添資料 B

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 5 7 ~ P 5 9

平成 25 年度東北大学法科大学院開設授業科目一覧

別添資料 D

平成 25 年度法科大学院シラバス

巻末 平成 25 年度東北大学法科大学院時間割表

そして、将来、主体的かつ創造的に実務に関わることを可能とするため、実務基礎科目を配置するとともに、基幹科目を研究者教員と実務家教員が連携して担当することとして、実務のルールの背後にある理論について深い理解を得ることを目指している。

また、多彩な研究者教員を擁していることを活かして、先端的・学際的・現代的・国際的な分野について充実した選択科目(基礎法・隣接科目、展開・先端科目)を提供し、その履修を通じて、学生が視野を広げ、先端的な分野への関心を喚起し、将来、専門的な分野で活躍するための基礎を作り上げる機会を提供している。

さらに、必修科目の授業では、少人数クラスを編成した上で、徹底した双方向・多方向による密度の高い授業を実践することにより、理論や実務についての理解を効果的に深めるとともに、他者とコミュニケーションするための能力を向上させている。

最後に、高い倫理観を有する法曹を養成するため、「法曹倫理」をはじめとする実務基礎科目を配置するほか、入学オリエンテーションの際に、実務家教員の講演を実施し、その後も、法曹を講師とする連続講演会を開催することや、エクスターンシップを全員が履修できる体制を整えることを通じて、法曹への関心と目的意識を高め、その公共的使命を自覚できる機会を設けている。

別添資料 1 - 1

平成 25 年度オリエンテーション資料（式次第及び配付物一覧）
（出典：オリエンテーション配付資料）

別添資料 1 - 2

平成 24 年度連続講演会等の概要
（出典：TKC 教育研究支援システムウェブサイト）

別添資料 B

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 57 ~ P 59
平成 25 年度東北大学法科大学院開設授業科目一覧

2 教育の理念及び目標の達成状況

以下のとおり、教育の理念及び目標は、上記の法科大学院教育を通じて、達成されているといえることができる。

本法科大学院に入学した学生は、日々の学修に熱心に取り組んでおり、学業成績は概ね良好であるが、毎年度、成績不良により、原級留置となる者が一定数存在している。これは、上記授業科目における成績評価が、成績評価基準の設定と学生への周知、採点基準の設定、成績分布の公表、GPA をも基準とする進級制の採用などを通じて、厳格に行われていることによるものであり、「優れた法曹」の輩出を目指すための制度が有効に機能していることの表れだといえる。また、原級留置者には、教員による個別相談の機会を確保しており、その大半は、オフィス・アワー制度を活用するなどして、翌年度には進級している。成績不良による除籍者、退学者が在籍者全体に占める割合は比較的少数にとどまっている。

別添資料 B

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 40、P 47 ~ P 48
東北大学法科大学院履修内規 第3条、第5条参照
東北大学法科大学院履修案内 6 成績参照

別添資料 I

平成 24（2012）年度 授業科目別成績分布データ
（出典：法科大学院運営委員会配布資料）

表 1 - 1 - 2 - (1)

個別講評の実施

・L1 科目及び基幹科目の不合格者（成績の単位加重平均値が 65 点未満である者を含む）に対して、担当教員は、本人の申出により、当該年度内に個別講評の機会を設け、学習上

の指導を行うものとする。

(出典：東北大学法科大学院教員のための手引き)

別添資料 1 - 3

オフィス・アワー利用状況(平成24年度)

(出典：事務資料)

別添資料 1 - 4

標準修業年限修了率等

(出典：事務資料)

本法科大学院の修了生は、修了の翌年度から3年間に約半数が司法試験に合格している。なお、各年度の司法試験合格率は、概ね全国平均を上回っている。法学既修者と法学未修者との合格率の差が小さいことは、上記教育課程の整備の成果と考えられる。

別添資料 1 - 5

修了年度別 司法試験合格状況

(出典：事務資料)

司法試験に合格した者は、司法修習を経て、法曹としての道に進んでいる。大半の者は弁護士となるが、判事補や検事として任官する者が各修了年度に複数いるほか、身につけた専門的な法律知識等を活かせる職域として、官公庁や企業を選ぶ者も存在する。修了生のうち、東日本大震災の被災地を含む地域の単位弁護士会に登録した者の多くは、被災者に対する法的支援に積極的に取り組んでおり、そこに、本法科大学院の目指す、公共的使命を自覚した「優れた法曹」の姿をみることができる。【解釈指針 1 - 1 - 2 1】

別添資料 G

2014年度東北大学法科大学院パンフレット P 14

司法試験合格状況及び進路(合格年別)

別添資料 1 - 6

河北新報平成23年4月18日(月)朝刊 18面

2 特長及び課題等

1. 特長

本法科大学院の教育の理念及び目標を達成するため、以下のような特長を有する方針・制度を採用している。

(1) 段階的・継続的教育課程の整備と未修者教育における成果

第1年次から第3年次にかけて、同じ問題について、繰り返し学ぶことが、法律学の学修において非常に重要だという認識に基づき、段階的教育を重視し、平成23年度には、第3年次に応用基幹科目（法律基本科目）を設けた。

在学中に、途切れることなく各基本法分野に触れる機会を確保することの重要性に鑑み、第2年次の必修科目については、従来、多くの科目を通年開講とし、平成25年度より、第1年次の憲法、第2年次の実務民事法（必修）の民法分野についても、それぞれ通年開講体制に移行し、継続的教育課程の実現に努めている。

本法科大学院修了者について、既修者と未修者の司法試験合格率に大きな乖離がないことには、上記教育課程の編成方針が寄与しており、多様な背景を持つ者（未修者）を法曹として輩出することを可能としている。

(2) 実務基礎科目の充実と高い倫理観の涵養

高い倫理観を有する法曹を養成するため、学生に対し、法曹倫理、エクスターンシップ（全員が履修可）等の科目を提供するほか、入学直後から、教育上、様々な機会をとらえて、法曹への関心と目的意識を高め、その公共的使命を自覚できる機会を設けている。

(3) 厳格な成績評価と学習支援体制の整備

教育課程の有効性を担保するため、GPA制度を含む厳しい進級制を採用しており、学生たちも相当程度の緊張感をもって学習に臨んでいる。

他方で、オフィス・アワー制度や原級留置者に対する個別指導を通じて、学生の学修相談・進路相談にきめ細かく対応するとともに、平成24年度末からは、修了生弁護士によるオフィス・アワー制度を新設し、学習支援の拡充を図っている。

2. 課題等

「優れた法曹」を養成するための教育は、法科大学院在学中のみで完結するわけではない。

修了生に対する学修支援については、平成25年度より、「法務学修生」の制度を設け、施設利用の点で良質の学習環境を提供するとともに、オフィス・アワーの利用を可能とし、大学院と修了生との関係を緊密にする手がかりを得た。

しかし、すでに司法試験の受験資格を失った者については、その進路について把握できていない。また、弁護士の就職を取り巻く状況は厳しい。修了生の進路把握の実効的な方策、法曹となる資格を得た者に対する継続教育の在り方、また法科大学院の関わり方について、真剣に検討する必要がある。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2 - 1 教育内容

基準2 - 1 - 1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2 - 1 - 1に係る状況)

ジェネラリストの養成を教育目的とし、そのような観点から授業科目の編成を行っている法学部に対し、本法科大学院では、「優れた法曹」の養成を目的とし、これを実現するために、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させることを目的とした段階的教育課程を整備している。なお、本法科大学院では、法学部と法科大学院の教育目的の相違に照らし、学部での履修結果を用いて法科大学院の授業科目の履修を免除すること、学部と合同で授業を行うこと、学部生の履修を認めること等については認めていない。

まず、法曹として活動する上で不可欠の基盤をなす専門的な法知識及び法理論を確実に修得させるために、第1年次では「第1年次科目」(憲法、行政法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法)を、第2年次では「基幹科目」(実務公法、実務民事法、実務刑事法)を、それぞれ必修科目として提供している。

「第1年次科目」は、理論的基礎に関わる出発点として位置づけられるため、法学部における教育内容との共通性ないし連続性が一定程度認められるものの、その教授内容及び学生に要求する到達度については、本法科大学院に法学既修者として入学することを希望する者が、入学試験の段階で習得していることを期待されているものと等しくなるように配慮されている。第2年次で提供される「基幹科目」は、実務法曹の養成という観点をより強く意識した教育内容となっており、第1年次科目が基本的な法典に即した科目毎の編成となっているのに対し、基幹科目は、実務上現れる事案に適切な解決を与える能力を養うことを目的として、公法、民事法、刑事法という総合的な科目として編成されている。さらに、第3年次で提供される「応用基幹科目」では、第1年次科目及び基幹科目において修得された知識や思考力を前提として、法理論への理解をさらに深化させ、事例分析力や法解釈能力を向上させるための教育が行われている。本法科大学院では、これら「第1年次科目」・「基幹科目」・「応用基幹科目」を通じて、理論的教育と実務的教育との架橋が、段階的かつ継続的に行われているといえる。

また、第2年次と第3年次では、第1年次科目や基幹科目を通じて培われた理論的基盤と有機的に結びついた法律実務教育科目として「実務基礎科目」が提供されている。この「実務基礎科目」では、司法研修所における司法修習を効率的かつ効果的に受けるために必要な基礎的な知識や技能(要件事実・事実認定に関する基礎教育や基礎的な法文書作成等)が教授されるが、特に、必修科目として開講されている「法曹倫理」では、弁護士としての倫理のみならず、裁判官及び検察官に要求される倫理についても、経験豊富な実務家教員によって幅広く教授され、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及

び倫理観の涵養が図られている。

加えて、第2年次と第3年次で提供されている「基礎法・隣接科目」や「展開・先端科目」では、先端的・学術的・現代的・国際的な諸問題に関する学生の視野を拡げ、法律基本科目の履修を通じて習得した法知識や能力をもとに、将来専門的な分野で活躍するための素地を作ることを主眼とした理論的かつ実践的な教育が展開されている。

「東北大学法科大学院教育の理念と目標」

【基準1-1-1】 表1-1-1-(1)参照

別添資料G

2014年度東北大学法科大学院パンフレットP2～4

別添資料B

平成25年度法科大学院学生便覧P57～P59

平成25年度東北大学法科大学院開設授業科目一覧

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバスP36

法曹倫理授業概要参照

なお、本法科大学院では、科目の性質に応じて、双方向又は多方向的な討論、事例研究その他適切な手段を用い、上記の授業科目の履修を通じて、学生が、将来、法曹として社会に生起する様々な法律問題に主体的に取り組み、それに対して的確かつ創造的に対処する能力を修得できるように配慮している。

このように本法科大学院の教育課程は、段階的教育課程による実務法曹の養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論教育と実践教育を完結して行えるように編成されているといえる。【解釈指針2-1-1-1】

上記のような段階的な学修を可能とする教育課程の編成は、社会人や他学部出身者であっても、法曹としての必要な質と能力を修得することを可能にするものといえるが、本法科大学院では、多様なバックグラウンドを備えた学生が多く在籍していることに照らし（平成25年度入学者のうち他学部・社会人出身者の割合は28.57%である。）、特に、第1年次科目においては、授業の初回において各法の導入的内容を扱うなど、円滑な学修の開始が可能となるよう配慮している。また、オフィス・アワー制度や平成19年度から、毎年度末に実施されている、第1年次及び第2年次を対象とした「春期補習ゼミ」は、学習支援という機能だけでなく、多様なバックグラウンドを有する学生の自習をサポートし、理論的基礎の確実な定着を支援するという機能も有している。【解釈指針2-1-1-2】

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバスP1～P17

別紙様式2

学生数の状況

別添資料2-1

『春季補習ゼミ』（L1生対象）のお知らせ

『春季補習ゼミ』（L2生対象）のお知らせ

以上のように、本法科大学院の教育課程は、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されているといえる。

基準 2 - 1 - 2 : 重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院では、「第1年次科目」、「基幹科目」、「応用基幹科目」、「実務基礎科目」、「基礎法・隣接科目」及び「展開・先端科目」という科目群を設け、それぞれにつき必要な授業科目を開講している。

基準 2 - 1 - 2 の各科目群のうち、法律基本科目は「第1年次科目」、「基幹科目」及び「応用基幹科目」に、法律実務基礎科目は「実務基礎科目」に、基礎法学・隣接科目は「基礎法・隣接科目」に、そして、展開・先端科目は「展開・先端科目」に、それぞれ対応する。

○別添資料 B

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 38

東北大学法科大学院規程 第5条第2項参照

○別紙様式 1

開設授業科目一覧

法律基本科目については、「第1年次科目」として、憲法、行政法、民法、民法、民法、刑法、商法、民事訴訟法及び刑事訴訟法が、また、「基幹科目」として、実務公法、実務民事法及び実務刑事法が、「応用基幹科目」として、応用憲法、応用行政法、応用民法、応用刑法、応用商法、応用民事訴訟法及び応用刑事訴訟法が開講されている。

「第1年次科目」と「応用基幹科目」が、基本的な法典に即した科目毎の編成であるのに対して、「基幹科目」は、実務上生ずる事案の解決に即した総合的・融合的な科目として編成されている(憲法及び行政法に関わる理論並びにその実務を融合した内容を教授するのが実務公法、民法、商法及び民事訴訟法に関わる理論並びにその実務を融合した内容を教授するのが実務民事法、刑法及び刑事訴訟法に関わる理論並びにその実務を融合した内容を教授するのが実務刑事法である。)。第1年次の必修科目として提供される「第1年次科目」と第2年次の必修科目として提供される「基幹科目」が、法曹としての実務に共通して必要とされる、基本的な教育内容となっているのに対し、第3年次の選択科目として提供される「応用基幹科目」は、第3年次の学生の理論的興味・関心に応えうる応用的な教育内容となっているが、いずれも、将来の法曹としての実務

に共通して必要される基本分野を対象とする授業科目となっている。【解釈指針2 - 1 - 2 - 1】

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバスP1～P35

第1年次科目、基幹科目、応用基幹科目授業概要参照

法律実務基礎科目については、「実務基礎科目」として、法曹倫理、民事要件事実基礎、民事・行政裁判演習、刑事裁判演習、リーガル・クリニック、ローヤリング、エクスターンシップ、模擬裁判、リーガル・リサーチ、民事法発展演習、刑事実務基礎演習、刑事実務演習、刑事実務演習、刑事実務演習が開講されている。

これらの授業科目は、法律基本科目の必修科目として提供されている「第1年次科目」及び「基幹科目」において修得した知識や思考力を前提に、理論との有機的結びつきを強く意識した法律実務教育として、豊富な実務経験を有する専任教員及び兼任教員（非常勤講師）によって担当されており、法律実務に携わる者に対する導入講義として、ふさわしい教育内容となっている。【解釈指針2 - 1 - 2 - 2】

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバスP36～P61

実務基礎科目授業概要参照

基礎法学・隣接科目については、「基礎法・隣接科目」として、日本法曹史演習、西洋法曹史、実務法理学、実務法理学、実務外国法、ヨーロッパ法（EU法）、現代アメリカの法と社会、法と経済学、外国法文献研究、外国法文献研究及び外国法文献研究が開講されている（一部隔年開講）。

これらの授業科目は、社会に生起する様々な問題を素材として、外国法との比較を行い、また、哲学、歴史学、社会学、経済学、政治学等の様々な隣接学問領域との関係を踏まえつつ、法現象の持つ意義を教授することを通じて、人間や社会の在り方に関する学生の思索を深め、法に対する理解の視野を拡げることに寄与するものであり、将来の法曹を養成する法科大学院にふさわしい専門的な教育内容となっている。【解釈指針2 - 1 - 2 - 3】

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバスP62～P74

基礎法・隣接科目授業概要参照

展開・先端科目については、「展開・先端科目」として、環境法、環境法、租税法基礎、実務租税法、医事法、金融商品取引法、金融法、経済法、経済法、企業法務演習、企業法務演習、商取引法演習、民事執行・保全法、倒産法、応用倒産法、実務労働法、実務労働法、社会保障法、知的財産法、知的財産法、知的財産法発展、少年法・刑事政策、国際法発展、国際法発展演習、国際人権・刑事法、トランスナショナル情報法、実務国際私法、実務国際私法、ジェンダーと法演習及びリサーチ・ペーパーが開講されている（一部隔年開講）。

これらの授業科目は、それぞれ、社会の多様な新しい法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させることと同時に、法学の高度化・複雑化・専門化に対応する広い視野と実務的専門性を涵養することを目的としている。また、教育内容に関しては、理論と実務の架橋の観点も強く意識されており、研究者教員と実務

家教員とが共同で授業を担当している科目も存在し、関連分野に関わる理論と実務の高度な融合が積極的に図られている。【解釈指針2 - 1 - 2 - 4】

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバスP79～P121

展開・先端科目授業概要参照

基準 2 - 1 - 3 : 重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

(基準 2 - 1 - 3 に係る状況)

本法科大学院が開設している授業科目は基準 2 - 1 - 2 で示したとおりである。そこに示した各授業科目は、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に適切に区分整理されており、内容的に法律基本科目に当たる授業科目が、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目など他の科目区分として開講されていることもない。なお、一部の授業科目では、授業において扱う対象が重複することがあり得るが(例えば、法律基本科目として開設されている憲法、実務公法及び応用憲法と展開・先端科目として開設されているジェンダーと法演習)、そのような場合にも、それぞれの科目区分の特性に配慮して、異なる内容の授業が行われている。【解釈指針 2 - 1 - 3 - 1】

別紙様式 1

開設授業科目一覧

別添資料 D

平成 25 年度法科大学院シラバス P 1 ~ P 1 2 1

平成 25 年度法科大学院シラバス P 1 ~ P 2、P 1 8 ~ P 2 0、P 2 8、P 1 2 0
「憲法」、「実務公法」、「応用憲法」、「ジェンダーと法演習」授業概要参照

基準 2 - 1 - 4 : 重点基準

基準 2 - 1 - 2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

(基準 2 - 1 - 4 に係る状況)

本法科大学院において開設されている授業科目の単位数は、法律基本科目に当たる授業科目(「第1年次科目」・「基幹科目」・「応用基幹科目」)が72単位、法律実務基礎科目に当たる授業科目(「実務基礎科目」)が30単位、基礎法学・隣接科目に当たる授業科目(「基礎法・隣接科目」)が20単位から22単位、展開・先端科目に当たる授業科目(「展開・先端科目」)が56単位から60単位であり(基礎法・隣接科目及び展開・先端科目の一部の授業科目は隔年開講であるため、年度によって、単位数が若干変動する)、基準 2 - 1 - 2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているといえる。

また、法律基本科目にあたる授業のうち、第1年次に提供される「第1年次科目」(計30単位)及び第2年次に提供される「基幹科目」(計28単位)が必修科目に分類され、法律実務基礎科目にあたる第2年次・第3年次に提供される「実務基礎科目」のうち、法曹倫理、民事要件事実基礎、民事・行政裁判演習及び刑事裁判演習が必修科目に分類され、リーガル・クリニック、ローヤリング、エクスターンシップ及び模擬裁判が選択必修(4単位以上)に分類されている(それ以外の実務基礎科目は選択科目に分類されている)。

本法科大学院では、「優れた法曹の養成」という本法科大学院の教育理念の下で、どのような職種(裁判官、検察官、弁護士)においても、また、どのような専門分野においても等しく求められる資質・能力の修得を目的とする授業科目を必修科目とし、法曹として要求される技能及び責任等の修得を目的とする科目を選択必修科目としている。また、学生が将来の専門分野を選び取るための基礎を提供するという観点から、多彩な選択科目を設定している。

法律基本科目にあたる授業科目については、第1年次に「第1年次科目」が、第2年次に「基幹科目」が、第3年次に「応用基幹科目」がそれぞれ配当され、法律実務基礎科目にあたる授業科目については、第1年次・第2年次に法情報検索の基礎となるリーガル・リサーチが、原則として第2年次に法曹倫理、民事要件事実基礎が、第2年次・第3年次にリーガル・クリニック、ローヤリング、エクスターンシップ、民事法発展演習、刑事実務基礎演習、刑事実務演習、刑事実務演習、刑事実務演習が、第3年次に民事・行政裁判演習、刑事裁判演習、模擬裁判がそれぞれ配当されている。また、基礎法学・隣接科目に当たる授業科目(「基礎法・隣接科目」)及び展開・先端科目に当たる授業科目(「展開・先端科目」)は第2年次・第3年次に配当されており(リサーチ・ペーパーのみ第3年次配当である)、いずれも、各授業の内容に応じて、適切な年次に配当され、段階的履修に資するように配置されている。

別添資料 B

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 4 1 ~ 4 3

東北大学法科大学院履修内規 別表参照

別紙様式 1

開設授業科目一覧

別添資料 D

平成 25 年度法科大学院シラバス P 1 ~ P 1 2 1

「東北大学法科大学院教育の理念と目標」

【基準 1 - 1 - 1】 表 1 - 1 - 1 - (1) 参照

基準 2 - 1 - 5 : 重点基準

基準 2 - 1 - 2 (1) に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8 単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者 1 年次に配当される法律基本科目については、別に 6 単位を限度として必修とすることができる。

- (1) 公法系科目 (憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。)
1 0 単位
- (2) 民事系科目 (民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
3 2 単位
- (3) 刑事系科目 (刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
1 2 単位

(基準 2 - 1 - 5 に係る状況)

本法科大学院では、法律基本科目については、公法系科目が、憲法 (4 単位)、行政法 (2 単位)、実務公法 (6 単位) の計 12 単位が、民事法系科目が、民法 (4 単位)、民法 (4 単位)、民法 (4 単位)、商法 (4 単位)、民事訴訟法 (2 単位)、実務民事法 (14 単位) の計 32 単位が、刑事法系科目が、刑法 (4 単位)、刑事訴訟法 (2 単位)、実務刑事法 (8 単位) の計 14 単位が、必修科目として開設されている (法律基本科目で、選択必修科目として開設されているものはない。)。標準単位数を超えて必修科目として開設されているのは、必修総単位数の上限である 8 単位に満たない 4 単位 (公法系科目 2 単位と刑事系科目 2 単位) にとどまっている。

別添資料 B

平成 2 5 年度法科大学院学生便覧 P 4 1 ~ 4 3

東北大学法科大学院履修内規 別表参照

別紙様式 1

開設授業科目一覧

別添資料 D

平成 2 5 年度法科大学院シラバス P 1 ~ 2 7

基準 2 - 1 - 6 : 重点基準

- (1) 基準 2 - 1 - 2 (2) に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。
- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目 (2 単位)
 - イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)
 - ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目 (2 単位)
- (2) (1) に掲げる必修科目 6 単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4 単位相当が必修又は選択必修とされていること。
- ア 模擬裁判
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
 - イ ローヤリング
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等の ADR (裁判外紛争処理) の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
 - ウ クリニック
(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)
 - エ エクスターンシップ
(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)
 - オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目
(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)
- (3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。
- (4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。
- ア 法情報調査
(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

(基準2-1-6に係る状況)

(1) 法律実務基礎科目については、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として法曹倫理(2単位、第2年次・第3年次配当)が、要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として民事要件事実基礎(2単位、第2年次配当)及び民事・行政裁判演習(3単位、第3年次配当:このうち2単位相当が民事訴訟実務の学修にあてられている。)が、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として刑事裁判演習(3単位、第3年次配当)が必修科目として開設されている。

(2) これら必修科目のほか、模擬裁判(2単位、第3年次配当)、ローヤリング(2単位、第2年次・第3年次配当)、リーガル・クリニック(2単位、第2年次・第3年次配当)、エクスターンシップ(2単位、第2年次・第3年次配当)が開講され、これらの科目の中から4単位以上を選択必修することとされている。また、必修科目として開設されている上述の民事・行政裁判演習では1単位相当が、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容となっている。

(3) 基準(1)アに該当する授業科目は、法曹倫理という授業科目名で独立の授業科目として開設されており、また、リーガル・クリニック、ローヤリング、エクスターンシップにおいても、法曹としての責任感や倫理観の涵養に留意した教育が行われているほか、民事・行政裁判演習や刑事裁判演習においても、法曹倫理に関する事項への言及が適宜なされている。

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバスP36～P47

実務基礎科目授業概要参照

○別添資料B

平成25年度学生便覧 P41～P43

東北大学法科大学院履修内規 別表参照

別添資料2-2

佐藤裕一教授作成の「ローヤリング教材」

別添資料2-3

官澤里美教授作成の「エクスターンシップ事前指導教材」等

(4) 法情報調査については、新入生に対するオリエンテーションの際に、ネットワーク利用について説明を行った上で、新入生を第1年次生と第2年次生とに分け、判例データベース等の使用方法等に関する全員参加の説明会を実施しているほか、実務基礎科目としてリーガル・リサーチ(2単位、第1年次・第2年次配当、選択科目)を開講している。

別添資料1-1

平成25年度オリエンテーション資料(式次第及び配付物一覧)

別添資料2 - 4

法科大学院教育研究支援システムの利用者説明会の開催について

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバスP48～P49

リーガル・リサーチ授業概要参照

法文書作成については、必修の実務基礎科目として開講される民事要件事実基礎（2単位、第2年次配当）及び民事・行政裁判演習（3単位、第3年次配当）において、実務家教員による指導が行われている。このほか、選択必修の実務基礎科目として開講される、リーガル・クリニック、ローヤリング及びエクスターンシップ（いずれも2単位）においても、弁護士である実務家教員による法文書作成に関する指導が適宜行われている。

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバスP38、P40～P46

民事・行政裁判演習、リーガル・クリニック、ローヤリング、エクスターンシップ授業概要参照

○別紙様式3

教員一覧

別添資料2 - 5

中島教授作成の「民事要件事実基礎教材」

本法科大学院では、法律実務基礎科目にあたる「実務基礎科目」は、リーガル・リサーチを除き実務家教員が担当しているが、授業内容、授業担当教員の決定等を所掌するカリキュラム等委員会は、専任の研究者教員と実務家教員とによって構成されていることから、実務基礎科目の授業内容を定める際に、実務家教員と研究者教員とが協力しているといえる。また、実務基礎科目も教員授業参観制度（後述基準5 - 1 - 1参照）の対象となっていること、研究者教員が担当するリーガル・リサーチにおいては、専任の実務家教員にオムニバスで参加を依頼し、共同して授業を行っていること、模擬裁判においては、研究者教員も模擬公判期日を傍聴し、講義最終回の講評において意見を述べる等の形で授業に関与していることなどから、法律実務基礎科目の授業の実施において、研究者教員と実務家教員の協力が図られているといえる。【解釈指針2 - 1 - 6 - 1】

別添資料6 - 7

2013年度法科大学院各種委員会等構成・分担

（出典：法科大学院運営委員会配布資料）

○別紙様式3

教員一覧

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバスP36～P61

実務基礎科目授業概要参照

基準 2 - 1 - 7 : 重点基準

基準 2 - 1 - 2 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2 - 1 - 7 に係る状況)

基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目を確保すべく、「基礎法・隣接科目」として、日本法曹史演習、西洋法曹史、実務法理学、実務法理学、実務外国法、ヨーロッパ法 (EU 法)、現代アメリカの法と社会、法と経済学、外国法文献研究、外国法文献研究及び外国法文献研究 (計 11 科目、いずれも 2 単位) が開講されており、これらから 4 単位以上の修得することが修了要件とされている。

別添資料 D

平成 25 年度法科大学院シラバス P 62 ~ P 74

基礎法・隣接科目授業概要参照

別添資料 B

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 39

東北大学法科大学院規程 第 12 条参照

○別添資料 B

平成 25 年度学生便覧 P 41 ~ P 43

東北大学法科大学院履修内規 別表参照

基準 2 - 1 - 8 : 重点基準

基準 2 - 1 - 2 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12 単位以上が必修又は選択必修とされていること。

(基準 2 - 1 - 8 に係る状況)

展開・先端科目については、「展開・先端科目」として、環境法、環境法、租税法基礎、実務租税法、医事法、金融商品取引法、金融法、経済法、経済法、企業法務演習、企業法務演習、商取引法演習、民事執行・保全法、倒産法、応用倒産法、実務労働法、実務労働法、社会保障法、知的財産法、知的財産法、知的財産法発展、少年法・刑事政策、国際法発展、国際法発展演習、国際人権・刑事法、トランスナショナル情報法、実務国際私法、実務国際私法、ジェンダーと法演習及びリサーチ・ペーパー(計30科目、いずれも2単位)が開講されているが、これらは「優れた法曹」の養成という本法科大学院の教育理念に照らして、学生が将来専門的な分野で活躍するための素地を形成するために十分なものといえる。また、展開・先端科目については、修了要件として、上記の授業科目の中から16単位以上を修得することが求められている。なお、司法試験選択科目(倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法(公法系)、国際関係法(私法系))に対応する授業科目については、当該法分野において必要とされる基礎的な知識の修得を可能とするため、知的財産法については6単位、それ以外の科目については4単位が開講されている。

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバスP79～P121

展開・先端科目授業概要参照

別添資料B

平成25年度法科大学院学生便覧P39

東北大学法科大学院規程 第12条参照

○別添資料B

平成25年度学生便覧 P41～P43

東北大学法科大学院履修内規 別表参照

基準 2 - 1 - 9 : 重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切に設定されていること。

(基準 2 - 1 - 9 に係る状況)

本法科大学院では、毎年度、東北大学法科大学院授業日程(学年歴)に従って授業を行っており、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週を超えている。授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、各授業科目については、15時間の授業(定期試験を含む)を行うことで1単位としている(リサーチ・ペーパーは、学修の成果を評価して単位を授与することが適切であることから、必要な学修を考慮して、2単位を授与することとしている。)

休講となった授業については、対応する回数の補講を行っており、これらについては、別添資料 2 - 6 のとおり、事務的に一元的に把握するようにしている。

各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとし、教育上特別の必要があると認められる場合は、夏季授業期間等に、集中して授業を行うこととしている。

以上に鑑みれば、本法科大学院の各授業科目における授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切である。

表 2 - 1 - 9 - (1)

平成 25 (2013) 年度東北大学法科大学院授業日程

授業等の区分	授業等の日程
オリエンテーション	4月 3日(水)
個別履修指導	4月 4日(木)
前期授業	4月 8日(月) ~ 7月 22日(月)
前期補講期間 (月曜日授業の補講日とする)	7月 23日(火) ~ 7月 24日(水)
試験準備期間	7月 25日(木) ~ 7月 26日(金)
前期試験期間	7月 29日(月) ~ 8月 5日(月)
夏季休業	8月 12日(月) ~ 8月 16日(金)
夏季授業	8月 6日(火) ~ 8月 9日(金) 8月 19日(月) ~ 9月 30日(月)
後期授業	10月 1日(火) ~ 12月 20日(金) 11月 8日(金) 3、4、5、6限は法科大学院入試設営に伴う休講
後期補講期間 (月曜日授業の補講日とする)	12月 24日(火) ~ 12月 25日(水)
冬季休業	12月 26日(木) ~ 1月 3日(金)
後期授業	1月 6日(月) ~ 1月 27日(月)
試験準備期間	1月 28日(火) ~ 1月 29日(水)
後期試験期間	1月 30日(木) ~ 2月 6日(木)

4月 4日(木)：東北大学入学式
3月26日(水)：東北大学学位記授与式
(出典：平成25年度法科大学院学生便覧表紙裏)

○別添資料B

平成25年法科大学院学生便覧P12

東北大学大学院通則 第28条の5参照

別添資料2-6

平成24年度 休講・補講状況一覧

(出典：事務資料)

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバス

巻末 平成25年度東北大学法科大学院時間割表

○別添資料2-7

平成25年度夏季集中講義日程表

2 特長及び課題等

1 . 特長

本法科大学院の特長として、「優れた法曹」の養成という教育理念を踏まえて、教育内容を体系的・重層的に構築するとともに(段階的教育課程)、実務基礎科目において、実務家教員(裁判官教員・検察官教員・弁護士教員)を中心として、民事訴訟実務、刑事訴訟実務のみならず行政訴訟実務の基礎に関する十分な教育を提供し、法曹に求められる責任感及び倫理観の涵養を図っている点を挙げる事ができる。

また、「基幹科目」の実務民事法と実務刑事法において、研究者教員と実務家教員の双方が授業を担当することにより、授業内容の面で理論と実務とを架橋すると同時に、教育課程として法理論教育と基礎的な実務教育の連続性を確保している点、「展開・先端科目」の1つとして「リサーチ・ペーパー」を設け、法科大学院修了後、大学の教員になることを目指す学生に対して、より深い理論的学修の機会を提供している点、エクスターンシップについて、年々その拡充を図り(平成23年度10クラス10人、平成24年度11クラス19人、平成25年度42クラス42人)、学生が実務に触れる機会を確保するように努めている点も本法科大学院の特長である。

2 . 課題等

本法科大学院の教育内容面での課題として、研究者教員と実務家教員とが連携した授業科目の拡大、「実務基礎科目」及び「展開・先端科目」に関する時間割の適切な調整を挙げる事ができる。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3 - 1 授業を行う学生数

基準 3 - 1 - 1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準 3 - 1 - 1 に係る状況)

本法科大学院では、特に、必修科目(「第1年次科目」〔第1年次配当〕、「基幹科目」〔第2年次配当〕、「実務基礎科目」の一部〔第2年次・第3年次配当〕)においては、法的思考能力・分析能力を涵養する上で、教員と学生及び学生同士の双方向的又は多方向的な討論を中心とした授業方法が有効であると考え、少人数教育の徹底を図っている。まず、「第1年次科目」については、法学を全く学んだことがない未修者に提供される科目であることに鑑み、1クラス25人を標準とし、きめ細やかな未修者教育に適した規模としている。第2年次及び第3年次に配当されている必修科目においても、同一科目につき、1クラス40人を標準としているが、1学年の学生総数が40人以下の場合で、1クラスでの開講が可能な場合でも、少人数教育の徹底という観点から、2クラスを開設することとしている。なお、必修科目以外の授業科目においては、一の授業科目について同時に授業を行う学生数の規模に標準を設けていないが、1クラスの学生数は、履修者の多い科目でも60人以下となっており、双方向的又は多方向的教育を行うに適した規模となっている。【解釈指針 3 - 1 - 1 - 1】

表3-1-1-(1)

平成25年度履修登録者一欄

科目群	科目名	履修登録者数	科目群	科目名	履修登録者数	
第1年次科目	憲法	13	基礎法・隣接科目	日本法曹史演習	10	
	行政法	15		西洋法曹史	12	
	民法	13		実務法理学	16	
	民法	14		実務法理学	10	
	民法	13		実務外国法	20	
	刑法	16		ヨーロッパ法(EU法)	5(0)	
	商法	15		現代アメリカの法と社会	15	
	民事訴訟法	14		法と経済学	17(2)	
	刑事訴訟法	15		外国法文献研究(英米法)	3(0)	
基幹科目	実務公法(1組)	20		外国法文献研究(ドイツ法)	1	
	実務公法(2組)	20		外国法文献研究(フランス法)	0	
	実務民事法(1組)	23		展開・先端科目	環境法	28
	実務民事法(2組)	23			環境法	26(6)
	実務刑事法(1組)	24	租税法基礎		17	
	実務刑事法(2組)	25	実務租税法		7	
応用基幹科目	応用憲法	7	金融法		37(8)	
	応用行政法	13	経済法		49(7)	
	応用民法	19	経済法		19(*)	
	応用刑法	10	企業法務演習		9	
	応用商法	19	企業法務演習		14	
	応用民事訴訟法	19	商取引法演習		8	
	応用刑事訴訟法	10	民事執行・保全法		57	
実務基礎科目	法曹倫理(1組)	20	倒産法		49	
	法曹倫理(2組)	18	応用倒産法		34	
	民事要件事実基礎(1組)	20	実務労働法		31(1)	
	民事要件事実基礎(2組)	18	実務労働法		27(*)	
	民事・行政裁判演習(1組)	27	社会保障法		42(2)	
	民事・行政裁判演習(2組)	27	知的財産法		9	
	刑事裁判演習(1組)	27	知的財産法		9	
	刑事裁判演習(2組)	27	知的財産法発展		8	
	リーガル・クリニック	15	少年法・刑事政策	23		
	ローヤリングA	7	国際法発展	14		
	ローヤリングB	21	国際法発展演習	8		
	ローヤリングC	19	国際人権・刑事法	17		
	エクスターンシップ	42	トランスナショナル情報法	44(*)		
	模擬裁判	9	実務国際私法	25		
	リーガル・リサーチ	12	実務国際私法	12		
	民事法発展演習(信濃・中島)	3	ジェンダーと法演習	10(1)		
	民事法発展演習(佐藤(裕))	7	リサーチペーパー	1		
	民事法発展演習(石井)	16	括弧内は他専攻との共通授業科目履修者で内数			
	刑事実務基礎演習	6	*は、後期科目で、履修登録を10月上旬に行うもの			
	刑事実務演習	7				
	刑事実務演習	11				
	刑事実務演習	5				

(出典：事務資料)

本法科大学院では、必修科目（第1年次科目、基幹科目、実務基礎科目の一部）の単位を修得できなかった者は、単位を修得できなかった授業科目の授業を再履修しなければならない。また、原級留置となった学生は、前年度に履修した第1年次科目又は基幹科目のうち、その成績が65点未満である授業科目については、当該授業科目を再履修しなければならない。また、成績が65点以上の成績であっても当該授業科目の再履修をすることができる。さらに、上記科目以外の授業科目について単位を修得できなかった者は、当該科目を再履修することができる。上記履修登録者数には、こうした当該授業科目を再履修している学生が含まれている。【解釈指針3-1-1-2(1)】

別添資料B

平成25年度法科大学院学生便覧 P40

東北大学法科大学院履修内規 第3条、第5条参照

本法科大学院では、他専攻の学生が履修できる授業科目として、公共政策大学院（公共法政策専攻）との共通授業科目及び研究大学院（法政理論研究専攻）との共通授業科目が設けられているが、他研究科の学生が履修できる授業科目、科目等履修生の制度は設けていない。上記履修登録者数には、当該科目を履修する他専攻の学生が含まれている。【解釈指針3-1-1-2(2)】

公共政策大学院との共通授業科目は、法科大学院及び公共政策大学院の学生に対して、両専門職大学院の有機的な連携の下、専門性の高い科目を提供するために置かれたものである。平成25年度の公共政策大学院との共通授業科目は、法と経済学、環境法、実務労働法、実務労働法、社会保障法、経済法、経済法、金融法、トランスナショナル情報法、ジェンダーと法演習である。これらの授業科目はいずれも法と公共政策とが密接に関わる内容を有しており、当該授業科目の性質等に照らし、公共政策大学院の学生の履修が適切な科目といえる。

別添資料3-1

平成25年度公共政策大学院授業科目一覧

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバス

巻末 平成25年度東北大学法科大学院時間割表

研究大学院との共通授業科目は、実務と理論研究の有機的な連携を図り、国際性と専門性の高い科目を提供するために置かれたものである。平成25年度は、ヨーロッパ法（EU法）及び外国法文献研究（英米法）が共通授業科目とされている。これらは、比較法研究の基礎的能力を涵養するための科目であり、研究大学院の学生の履修が適切な科目といえる。

別添資料3-2

平成25(2013)年度研究大学院開設授業科目

なお、いずれの共通授業科目においても、下記に見るように、他専攻学生の履修者数は、概ね、各科目につき数人程度である。【解釈指針3-1-1-3】

表3-1-1-(2)

他専攻との共通授業科目 履修登録者数(平成24年度)

科目群	科目名	L1	L2	L3	公共政策 大学院 登録者数	研究 大学院 登録者数	合計
基礎法・ 隣接科目	法と経済学		22	8	7	-	37
展開・ 先端 科目	環境法Ⅱ		2	23	10	-	35
	経済法Ⅰ		4	50	5	-	59
	経済法Ⅱ		1	22	0	-	23
	実務労働法Ⅰ		7	39	5	-	51
	実務労働法Ⅱ		3	24	4	-	31
	社会保障法		5	46	8	-	59
	トランスナショナル情報法		9	29	4	-	42
	ジェンダーと法演習		5	12	0	-	17

(出典：事務資料)

表3-1-1-(3)

他専攻との共通授業科目 履修登録者数(平成25年度)

科目群	科目名	L1	L2	L3	公共政策 大学院 登録者数	研究 大学院 登録者数	合計
隣接 科目・ 基礎法	ヨーロッパ法(EU法)		2	3		0	5
	法と経済学		14	1	2	-	17
	外国法文献研究Ⅰ(英米法)		1	2		0	3
展開・ 先端 科目	環境法Ⅱ		2	18	6	-	26
	金融法		15	14	8	-	37
	経済法Ⅰ		6	36	7	-	49
	経済法Ⅱ		3	16		-	19
	実務労働法Ⅰ		4	26	1	-	31
	実務労働法Ⅱ		2	25		-	27
	社会保障法		3	37	2	-	42
	トランスナショナル情報法		9	35		-	44
	ジェンダーと法演習		1	8	1	-	10

公共政策大学院の後期科目履修登録は10月上旬に行う。

(出典：事務資料)

以上のように、本法科大学院では、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されている。

基準 3 - 1 - 2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院は、法的思考能力・分析能力の育成を効果的に行うため、法律基本科目のうち、「第1年次科目」(必修科目)については1クラス25人を標準とし、「基幹科目」(必修科目)については、1クラス40人を標準としている。また、「応用基幹科目」(選択科目)については、各科目において履修登録者数の上限を定めており、学生数が50人を超えることはない。

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバス P28～P35

応用基幹科目講義要綱 <その他>の記載参照

別添資料3-3

東北大学法科大学院教員のための手引き P36～P37

第3年次に開設する法律基本科目について

(出典：法科大学院運営委員会配布資料)

法律基本科目に該当する「第1年次科目」、「基幹科目」及び「応用基幹科目」の授業科目における、過去2年間の履修登録者数は以下のとおりである。

表3-1-2-(1)

平成24・25年度第1年次科目、基幹科目、応用基幹科目履修者数一覧

平成24年度
第1年次科目、基幹科目、
応用基幹科目、履修者数一覧

科目群	科目名	受講者数
(L1必修)	憲法	21
	行政法	21
	民法	22
	民法	21
	民法	20
	刑法	22
	商法	22
	民事訴訟法	21
	刑事訴訟法	21
(L2必修)	実務公法1組	32
	実務公法2組	32
	実務民事法1組	34
	実務民事法2組	36
	実務刑事法1組	34
	実務刑事法2組	33
(L3選択)	応用憲法	15
	応用行政法	31
	応用民法	33
	応用刑法	10
	応用商法	13
	応用民事訴訟法	12
応用刑事訴訟法	12	

平成25年度
第1年次科目、基幹科目
応用基幹科目、履修者数一覧

科目群	科目名	受講者数
(L1必修)	憲法	13
	行政法	15
	民法	13
	民法	14
	民法	13
	刑法	16
	商法	15
	民事訴訟法	14
	刑事訴訟法	15
(L2必修)	実務公法1組	20
	実務公法2組	20
	実務民事法1組	23
	実務民事法2組	23
	実務刑事法1組	24
	実務刑事法2組	25
(L3選択)	応用憲法	7
	応用行政法	13
	応用民法	19
	応用刑法	10
	応用商法	19
	応用民事訴訟法	19
応用刑事訴訟法	10	

(出典：事務資料)

いずれの科目においても、学生数は40人以下であり、双方向的・多方向的な少人数教育の実施に適した規模となっている。【解釈指針3-1-2-1】

3 - 2 授業の方法

基準 3 - 2 - 1

法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準 3 - 2 - 1 に係る状況)

(1) 本法科大学院では、各授業科目において、法曹として一般に必要なと考えられる水準及び範囲の法知識を確実に修得させるため、段階的教育課程を採用している。すなわち、「第1年次科目」(第1年次配当)、「基幹科目」(第2年次配当)では、上記の法知識と能力を確実に修得させるため、判例の分析に重点を置いて、その理論的基礎と実務的合理性に関する教育を行っている。また、「実務基礎科目」(第2年次・第3年次配当)では、これらの科目を通じて培われた理論的知識や法的思考能力・問題解決能力を前提にして、これらと有機的に結びついた法律実務教育を提供している。さらに、「応用基幹科目」(第3年次配当)においては、法理論への理解をさらに深化させ、事例分析力や法解釈能力を向上させるための教育を提供している。

また、「基礎法・隣接科目」及び「展開・先端科目」においては、周辺の法分野に関する専門的知識の修得、及び問題解決能力の向上を図るため、理論的、実務的に高度の専門性を有する教育を行っている。【解釈指針 3 - 2 - 1 - 1】【解釈指針 3 - 2 - 1 - 2】

また、具体的事例や新たな事例に的確に対応することができる能力を育成するために、必修科目として開設されている授業科目(「第1年次科目」、「基幹科目」及び一部の「実務基礎科目」)においては、判例や実務慣行に内在する論理の分析を通じて、実定法に関する理解を深化させる授業を提供している一方、「基礎法・隣接科目」及び「展開・先端科目」においては、比較法や隣接諸科学の知見をも参考にしつつ、わが国の実定法に関する理解等を批判的に検討し、さらに、新たな視点や分析方法の可能性を探る授業を提供している。なお、少人数の演習的な授業を行う「応用基幹科目」においては、徹底した少人数教育、双方向・多方向の授業を行うことで、上記の能力の涵養を図っている。【解釈指針 3 - 2 - 1 - 2】

別添資料 D

平成 25 年度法科大学院シラバス

専門的な法知識の確実な修得と、具体的な事例や新たな事例への的確な対応能力を育

成するため、本法科大学院では、各科目の性質に応じた適切な方法をとっている。

すなわち、各授業科目、とりわけ法律基本科目においては、基準3-1-1及び基準3-1-2で述べたように、1クラスの学生数を少人数にとどめ、双方向的又は多方向的な教育を実施している。

また、各授業科目では、その授業科目の性質に応じて、適切な教材を使った授業を実施している。たとえば、「実務基礎科目」では、それぞれの授業科目の特質に沿った適切な教材（刑事系の実務科目では記録教材等、ローヤリングにおいてはレジюмеと具体的な資料等）が用いられている。また、実定法に関する授業科目においては、教科書として指定されているケースブックや、担当教員が独自に作成した資料等が用いられている。

【解釈指針3-2 1-3】【解釈指針3-2-1-4】

なお、「第1年次科目」においては、対象者が法学の未修者であることに鑑み、学習のテーマや学習の習熟度を見極めながら、教員による解説と双方向的・多方向的な討論形式とが適切に組み合わされた授業方法が採られている。【解釈指針3-2-1-4】

別添資料B

平成25年度法科大学院学生便覧P57～P59

平成25年度東北大学法科大学院開設授業科目一覧

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバス

別添資料3-4

配付レジюмеの例 「実務公法（行政法）レジюме」

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバスP1～P17

第1年次科目講義要綱

本法科大学院では、法科大学院学生から、授業等の受講にあたり、法令遵守及び守秘義務に関する誓約書を徴し、また、東北大学法科大学院履修内規第8条に、守秘義務に関する明文の規定を設けている。エクスターンシップの履修に際しては、法令遵守及び守秘義務に関する誓約書を別途徴するとともに、4月の総合履修指導や担当教員による事前指導の際、及び、当該研修場所での研修の際に、法令遵守義務違反や守秘義務違反の行為の発生を未然に防止するよう指導監督が行われている。

別添資料B

平成25年度法科大学院学生便覧P41

東北大学法科大学院履修内規 第8条参照

表3-2-1-(1)

誓約書（年度当初に全員に提出させたもの）

誓約書

東北大学大学院法学研究科

研究科長 渡 辺 達 徳 殿
東北大学法科大学院
院 長 成 瀬 幸 典 殿
平成 年 月 日
住所 _____
学籍番号 _____
氏名(学生) _____ 印

私は、貴法科大学院の課程における授業等を受講するにあたり、以下の事項を遵守することを誓約します。

- 1 大学院、担当教員及び関係者からの指導に従うこと。
- 2 法令を遵守するのみならず、社会人としてのマナーにも注意して行動すること。
- 3 授業、教材等で知った秘密、プライバシー等を授業終了後も含めて一切他に漏洩しないこと。

また、貴法科大学院の課程における授業等を履修するにあたり、各種法令等に違反し、または、上記事項を遵守しなかったときは、東北大学の行う処分(停学、退学等)に服します。また、法令違反または上記事項の不遵守により、私が東北大学、担当教員、その他第三者に対して損害賠償責任及び求償責任を負うに至ったときは、誠実に、損害賠償債務を履行することを誓約いたします。

以上を誓約するため、本書面を差し入れます。

以 上

表 3 - 2 - 1 - (2)

エクスターンシップ誓約書

誓約書

東北大学法科大学院
院長 成 瀬 幸 典 殿
エクスターンシップ担当教員
殿
殿

平成 年 月 日

住所

氏名(学生・自署) _____ 印

住所

氏名(連帯保証人・自署) _____ 印

私(学生)は、貴大学院のエクスターンシップを受講するにあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 大学院、担当教員及び関係者からの指導に従うこと。
- 2 法令を遵守するのみならず、社会人としてのマナーにも注意して行動すること。
- 3 エクスターンシップの授業中及び授業に関連して知ったプライバシー等の第三者の情報に関する一切の秘密をエクスターンシップ終了後も含めて一切他に漏洩しないこと。

エクスターンシップを履修するにあたり、各種法令等に違反し、または、上記事項を遵

守らなかったときは、東北大学の行う処分（停学、退学等）に服します。また、法令違反または上記事項の不遵守により、私が東北大学、担当教員、その他第三者に対して損害賠償責任を負うに至ったときは、連帯保証人と連帯して、誠実に、損害賠償債務を履行することを誓約いたします。

以上を誓約するため、本書面を差し入れます。

以上

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバスP45～P46

エクスターンシップ講義概要

なお、リーガル・クリニックにおいては、現実の紛争を扱った法律相談は行っており、弁護士教員の作成した事例を素材として模擬法律相談を内容とした授業が行われているため、エクスターンシップのような措置はとられていない。【解釈指針3-2-1-5(1)】

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバスP40

リーガル・クリニック授業概要参照

エクスターンシップについては、法科大学院の専任教員である弁護士教員と研修先の弁護士教員（実務指導者）とが緊密な連絡をとりつつ適切に指導・監督している。さらに、専任教員である弁護士教員が、エクスターンシップについての事前指導、事後指導を行うことを通じて、単位認定についても責任を負う体制となっている。

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバスP36

エクスターンシップ授業概要参照

別添資料3-5

エクスターンシップ受入先、実施状況一覧

別添資料3-6

エクスターンシップ事前指導講義レジュメ

また、東北大学法科大学院履修内規において、研修先からの報酬受領の禁止に関する明文の規定が設けられており、エクスターンシップによる単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を一切受け取っていない。【解釈指針3-2-1-5(2)】

別添資料B

平成25年度法科大学院学生便覧P41

東北大学法科大学院履修内規 第7条参照

本法科大学院では、学生が事前事後の学習を効果的に行うため、履修科目として登録できる単位数の上限を、第1年次32単位、第2年次36単位、第3年次44単位と定めるとともに、授業科目を時間割上適切に配置することにより、学生が十分な自習時間を確保することができるよう配慮している。【解釈指針3-2-1-6(1)】

別添資料B

平成25年度法科大学院学生便覧P38

東北大学法科大学院規程 第6条参照

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバス

巻末 平成25年度東北大学法科大学院時間割表

法律基本科目のうち、「第1年次科目」においては、定評のある基本書・判例教材などが教科書・参考書として指定され、「基幹科目」においては、それぞれの科目の特質に即し、法科大学院での教育を念頭に置いた教科書・判例教材などが教科書・参考書として指定されている。また、実務基礎科目では、記録教材などが適切に用いられている。そのほか、それぞれの授業内容に即したレジュメや資料が作成・配布され、学生の学修を補助している。【解釈指針3-2-1-6(2)】

別添資料D

平成25年度法科大学院シラバス

各授業科目講義要綱

担当教員は、授業に関する資料がある場合、授業の際に直接、又は専門職大学院助教室又は専門職大学院係を通じてこれを配布し、レジュメや予習事項については、TKC教育研究支援システム又は専門職大学院助教室を通じて、事前に学生に周知している。また、予習又は復習に関する教員の指示も、同様の方法で、適切に行われている。【解釈指針3-2-1-6(3)(4)】

さらに、授業時間外の自習が可能となるよう、法科大学院のある建物(エクステンション教育研究棟)内に、学生自習室(2~4階)、ゼミ室(4階)、パソコンを備えた情報処理コーナー室(3階)、データベース及び図書を備えた法政実務図書室(1階)が設けられ、これらはいずれも基準10 1 1に適合している。【解釈指針3-2-1-6(5)】

表3 - 2 - 1 - (3)

TKC教育研究支援システム

東北大学法科大学院 法学 次郎

TOP MENU 授業の詳細 科目の参照 全体のお知らせ ロー・ライブラリー ログアウト HELP

お知らせ [TOPMENUへ]

検索条件

お知らせ区分: すべて
掲載状態: 掲載中

検索

●現在、掲載されているお知らせ一覧です。件名をクリックすると、お知らせの確認ができます。
○キーワードによる検索が可能です。

【件数:51件】

1 / 1 << 戻る 次へ >>

行	お知らせ区分	件名	掲載者	掲載日
1		法学研究科奨学金(独自支援基金奨学金)申請の受付(第3期)について NEW	専門職大学院係	2013/06/03
2		6月分オフィス・アワーの日程について NEW	専門職大学院助教室	2013/05/30
3		[5/30更新]修了生弁護士オフィス・アワー締切情報 NEW	専門職大学院助教室	2013/05/30
4		実務民事法(民法)事例5(渡辺担当) NEW	渡辺 達徳	2013/05/29
5		司法解剖見学実習・法医学ミニ講義の参加者決定・集合時間等について NEW	米村 遼人	2013/05/29
6		日本学生支援機構奨学金 法科大学院予約採用者(新入生)各位 NEW	専門職大学院係	2013/05/29
7		ジュリナビからの案内について NEW	専門職大学院係	2013/05/28
8		社会保障法 第9回レジュメ・資料の配布について NEW	専門職大学院助教室	2013/05/28
9		「実務民事法(民法)」休講、補講について NEW	専門職大学院係	2013/05/28
10		【13刑事裁判演習】教材配布のお知らせ NEW	専門職大学院助教室	2013/05/27

東北大学法科大学院 法学 次郎

TOP MENU 授業の詳細 科目の参照 全体のお知らせ ロー・ライブラリー ログアウト HELP

カリキュラム > 科目: リーガル・リサーチ [時間割へ]

●現カリキュラムの一覧です。授業タイトルをクリックすると授業内容の詳細情報を確認できます。

最終更新日: 2013/05/31

行	授業日	タイトル	更新日
1	2013/04/12	ガイダンス	2013/04/12
2	2013/04/19	リーガル・リサーチの基礎知識	2013/04/19
3	2013/04/26	実務家教員による講演(債権裁判官)	2013/04/26
4	2013/05/10	文献の所在検索、入手方法	2013/05/10
5	2013/05/17	法令・立法資料の探し方	2013/05/17
6	2013/05/24	判例の探し方	2013/05/24
7	2013/05/31	証書・学説の探し方、データベース資料の利用方法 NEW	2013/05/31
8	2013/06/07	民事法調査課題	2013/04/04
9	2013/06/14	公法判例の検索と課題	2013/04/04
10	2013/06/21	事例1(公法)	2013/04/01
11	2013/06/28	事例2(民事法)	2013/04/04
12	2013/07/05	補論(アメリカ法律情報調査)、レポートの解説	2013/05/24
13	2013/07/12	事例3(刑事法)	2013/04/04
14	2013/07/19	補論(国際法・ヨーロッパ法律情報調査)	2013/05/24
15	2013/07/19	最終課題の出題と解説	2013/04/01

(出典: TKC教育研究支援システムウェブサイト)

集中講義については、その履修に際して、学生が予習・復習のために必要な時間を十分に確保できるよう、授業時間割の設定において、一日の授業時間数の上限を定めている。加えて、担当教員は、授業開始の1週間前までに予習事項の案内をなすべきこととし、また、授業終了から1週間を経た後でなければ試験を行わないこととしている。【解釈指針3 - 2 - 1 - 7】

表3 - 2 - 1 - (4)

集中講義担当教員への連絡文書

大学 先生

いつも大変お世話になっております。

東北大学法学部・法学研究科専門職大学院係です。

さきほど、シラバス作成の依頼文をお送りしていたところですが、開講科目におけるご希望の日程及び時間割についてもお知らせいただきたく、添付の「集中講義希望日程調べ」に記入の上、専門職大学院係まで平成25年1月22日(火)まで送付くださいますようお願いいたします。

各科目の日程が決定しましたら、あらためて先生方へご連絡いたします。

また、日程・時間割をご決定いただくに際しまして、以下の点にご留意ください。

標準的授業時間は1日に3限を限度としておりますため、2単位の講義ですと、5日間が標準となります。ただし、4日間しか授業日程が組めない場合には、ご相談に応じます。

予習時間を確保するため、授業で用いる教材等がございましたら、授業開始の約1週間前までに助教室(jokyo@law.tohoku.ac.jp)までお届けください。

復習時間を確保するため、試験は授業終了から約1週間後に、当方にて適宜日時を定め実施いたします。その際、試験日にお越しいただく必要はございません。(試験実施につきましては、別途照会いたします。)

ご不明な点がございましたら、専門職大学院係までお問い合わせください。

ご忙しいところ、たびたびすみませんが、どうぞよろしく願いいたします。

(出典：法科大学院事務担当から非常勤講師へのメール文書)

○別添資料3 - 3

東北大学法科大学院教員のための手引き P10(抜粋)

(3)授業の実施及び成績評価

.....

- ・集中講義の方式で実施された授業科目の試験は、授業終了から1週間を経た後でなければ行うことができない。

表3 - 2 - 1 - (5)

平成24年度集中講義の日程

授業科目	担当教員	日 程	備 考	試験方法	試験日時
エクスターンシップ		8/21(水)	事前指導		
		9/2(月)~6(金)	期間		
		9/9(月)~13(金)	期間		
		9/30(月)	事後指導		
ヨーロッパ法(EU法)	中村	9/17(火)~20(金)		レポート試験	9/18
現代アメリカの法と社会	安部	9/10(月)~13(木)			
環境法	大塚	8/26(月)~27(火)、 9/2(月)~3(火)		レポート試験	9/14
国際民事訴訟法	芳賀	9/3(月)~7(金)		筆記試験	9/24

発展					
実務労働法	原	8/30(木)～31日(金)、 9/5(水)～6(木)、10(月)		筆記試験	9/21
少年法・刑事政策	廣瀬	8/27(月)～28(火)、 9/3(月)～5(水)		筆記試験	9/21
実務国際私法	早川	9/11(火)～14(金)		筆記試験	9/24
実務国際私法	早川	9/17(月)～20(木)		筆記試験	9/28

別添資料3 - 7

平成24年度集中講義日程

(出典：学生への掲示文書)

別添資料3 - 8

平成24年度法科大学院集中講義試験日程

(出典：学生への掲示文書)

(2) 1年間の授業の計画、各科目の授業内容、方法、成績評価の基準と方法については、シラバスのなかに「目的」、「達成度」、「授業内容・方法」、「教科書・教材」、「参考書」、「成績評価の方法」及び「その他」という各科目共通の項目を設け、開講科目一覧、授業時間割と合わせて年度のはじめに学生に周知している。

(3) 本法科大学院では、TKC教育研究支援システムが導入され、各授業科目の予習・復習課題の掲示に利用されているほか、同システムを通じて、授業の補足を行ったり、学生からの質問に応じたりすることを可能とするなど、学生が授業時間外において充実した学習を行うことができるよう配慮している。

TKC教育研究支援システム

表3 - 2 - 1 - (3) 参照

3 - 3 履修科目登録単位数の上限

基準 3 - 3 - 1 : 重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

(基準 3 - 3 - 1 に係る状況)

本法科大学院では、授業時間外の事前・事後の学習時間が十分に確保されるよう、履修科目として登録できる科目数の上限を、第1年次は32単位、第2年次は36単位としている(最大履修登録単位数)。ただし、エクスターンシップ(2単位)については、第2年次の上限36単位に含めないこととしている。これは、エクスターンシップの重要性に鑑みて、履修を希望する学生に可能な限り対応できるよう、柔軟な開講を可能にすることを目的として、「教育上特に必要がある場合において、運営委員会が別段の定めをした」(東北大学法科大学院規程第6条ただし書)ことによる。なお、これら最大履修登録単位数には、前期授業、夏季授業、後期授業の期間におけるすべての授業科目の単位数が含まれる。【解釈指針 3 - 3 - 1 - 1】

本法科大学院では、最終年次における選択科目の履修可能性を拡大するため、最終年次における最大履修登録単位数を44単位としている。【解釈指針 3 - 3 - 1 - 2】

別添資料 B

平成25年度法科大学院学生便覧 P 3 8

東北大学法科大学院規程 第6条参照

別添資料 B

平成25年度法科大学院学生便覧 P 4 6

東北大学法科大学院履修案内 【4 履修登録】参照

なお、原級留置となった場合の再履修科目の単位数及び基準 4 - 2 - 1 (1) アにしたがって履修の認められる授業科目単位数は、【解釈指針 3 - 3 - 1 - 1】及び【3 - 3 - 1 - 2】に定める履修登録可能な単位数に含まれる。【解釈指針 3 - 3 - 1 - 3】

別添資料 3 - 9

平成25年度総合履修指導配付資料【L1生】 P 1 【授業科目等について】

平成25年度総合履修指導配付資料【L2生】 P 1 【授業科目等について】

平成25年度総合履修指導配付資料【L3生】 P 1 【授業科目等について】

(出典：平成25年4月3日総合履修指導説配布資料)

本法科大学院では、3年を超える標準修業年限は定めていないため、【解釈指針 3 - 3 - 1 - 4】には該当しない。

別添資料 B

平成25年度法科大学院学生便覧 P 4

東北大学大学院通則第5条の3

平成25年度法科大学院学生便覧 P 4 9

東北大学法科大学院履修案内 【8 修業年限及び在学年限】参照

2 特長及び課題等

1. 特長

まず、法律基本科目及び実務基礎科目のうち必修科目においては、1クラスあたりの学生数を基準3-1-2の求めるものよりも少ない人数として設定し、少人数教育を徹底している点を挙げることができる。平成25年度は、本法科大学院が設定している標準に照らした場合、従来の2クラス開講から1クラス開講に変更することも可能な状況にあったが、少人数教育をより一層徹底する機会と捉え、従来通りの2クラス開講を維持している。

また、各授業科目の性質に応じ、担当教員が独自の教材を提供するなど、適切な教材を用いることによって、専門的な法知識、思考能力、法曹として必要な種々の能力の育成が図られている点、学生が事前事後の学習を効果的に行うための施設面での整備（自習室、図書室、インターネット環境）がなされている点も特徴として指摘できる。

さらに、法令遵守及び守秘義務に関わる問題について、東北大学法科大学院履修内規第8条に明文の規定を設け、かつ、学生全員から、これに関する誓約書を徴しており、さらに、エクスターンシップの履修者については、別途誓約書を提出させるとともに、事前指導等において法令遵守及び守秘義務につき十分な注意を喚起するなど、当該問題に関する紛争が発生しないよう万全の体制を整えている。

2. 課題等

まず、少人数教育のより一層の充実化が挙げられる。本法科大学院では、基幹科目等について2クラス編成を維持し、少人数教育の徹底を図っているが、こうした学生数の利点を最大限活かせるよう、教育方法の改善を図る必要がある。

次に、集中講義について、授業科目の重複により、学生が自己の希望する科目を履修できない場合が生じている点を挙げることができる。集中講義の日程調整時期の前倒しなどを通じて、可能なかぎり学生の希望に応えていく必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4 - 1 成績評価

基準 4 - 1 - 1 : 重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

（基準 4 - 1 - 1 に係る状況）

(1) 本法科大学院では、授業科目毎に、学年、配当学期及び科目の性質にしたがい、また、将来法曹となるに必要な基本的学識を考慮して、「達成度」が設定され、シラバスに明記されている。各授業科目の成績評価は、各授業科目の達成度を指標の1つとして行われることとされており、このことは、シラバスの「成績評価の方法」に記載され、学生に対して周知されている。【解釈指針 4 - 1 - 1 - 1】

別添資料 D

平成 25 年度法科大学院シラバス

また、成績評価については、「成績は、筆記試験（中間試験及び期末試験のほか、レポート方式による試験も含む。）及び平常点（課題の成績、授業における発言内容、授業への欠席状況を含む）により総合的に評価」されること、そして、筆記試験については、「事案分析解決能力」、「基礎的・専門的法知識の確実な理解」、「体系的な法的思考能力」、「法的な議論を説得的に表現する能力」、「創造的・批判的思考能力」等が総合的に評価されることとし、成績の基準（ランク分け）及び各基準（ランク）の人数比の目安が設定され（表 4 - 1 - 1 - (1) 参照）、各授業科目における成績評価の考慮要素があらかじめ明確に示されている。これらは、学生便覧に明記され、また、年度当初の総合履修指導においても学生に周知されている。なお、授業科目の特性・内容、受講者数等により、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目については、この限りでない旨も周知している。

成績評価の方法及び各評価要素の最終成績に占める割合については、授業科目毎にシラバスに明示し、事後にこれを変更する場合には、カリキュラム等委員会委員長に連絡するとともに、TKC 教育研究システム上に掲示して予め学生に周知し、学生に対して不利益を生じさせないようにしている。【解釈指針 4 - 1 - 1 - 2】

別添資料D
 平成25年度法科大学院シラバス
 別添資料B
 平成25年度学生便覧 P47～P48
 東北大学法科大学院履修案内 【6 成績】参照
 別添資料3-3
 東北大学法科大学院教員のための手引き P15
 (4) 成績方法等の周知 参照

表4-1-1-(1)

○成績の基準

平成25年度学生便覧【6 成績】(抜粋)

素点	基準	人数比の目安
90点以上	きわめて優秀	若干名
80点以上90点未満	優秀	20%を上限とする
70点以上80点未満	良好	40%を標準とする(±20%)
65点以上70点未満	能力や知識が一応の水準に達している	40%を標準とする(±20%)
60点以上65点未満	最低限の水準には達しているが、一応の水準に達するためにはなお努力を要する	
60点未満	最低限の水準に達していない	

さらに、達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正な成績評価を行うため、以下のような評価の指針を定めている。すなわち、60点未満は絶対評価であること、筆記試験を行う科目については、筆記試験に対する評価が最終成績の50%以上を占めること、教員の印象によって評価を行うべき平常点の評価は、合理的な根拠に基づいて行うものであること、授業への出席状況を評価に勘案する場合は、出席自体を加点事由とはせず、また、欠席を理由とする減点は平常点から行い、かつ最終成績の10%を超えないことという指針である。

表4-1-1-(2)

成績評価に関する申し合わせ(抜粋)

2 評価の指針

(2) 筆記試験を行う科目において、筆記試験に対する評価は、最終成績の50%以上を占めるものとする。

教員の印象によって評価を行うべき平常点の評価は、合理的な根拠に基づいて行うものとする。

授業への出席状況を評価に勘案する場合は、出席自体を加点事由とはしないものとする。欠席を理由とする減点は、平常点から行い、最終成績の10%を超えないものとする。

3 評価の実施

(1) 成績評価は、AA(90～100点)、A(80～89点)、B(70～79点)、

C (6 0 ~ 6 9 点) 及び D (5 9 点以下) の各段階によって行う。

(2) A A、A、B、及び C を合格とし、D は不合格とする。

(3) A A、A、B、及び C は相対評価、D は絶対評価による。

(4) 各評価区分の人数比は、以下の目安による。

A A は、若干名とする。

A は、20% を上限とする。

B は、40% を標準とする (20% を限度に増減することができる) 。

C は、40% を標準とする (20% を限度に増減することができる) 。

D は、若干名とする。

ただし、授業科目の特性・内容、受講者数等に照らして、上記の比率と異なる取扱いを認めるべき授業科目については、この限りでない。

(出典：成績評価に関する申し合わせ)

表 4 - 1 - 1 - (3)

東北大学法科大学院における成績評価及び進級に関する申し合わせ (抜粋)

第 2 条 規程第 8 条に規定する成績の評価は以下に定める方針による。

90 点以上 きわめて優秀

80 点以上 90 点未満 優秀

70 点以上 80 点未満 良好

65 点以上 70 点未満 能力や知識が一応の水準に達している

60 点以上 65 点未満 最低限の水準には達しているが、一応の水準に達するためにはなお努力を要する

60 点未満 最低限の水準に達していない

(出典：東北大学法科大学院における成績評価及び進級に関する申し合わせ)

(2) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置としては、まず、定期試験終了後に、答案のコピーを学生に返却し、授業担当教員が、学生に対して定期試験の解説・講評を行うこととしている。次に、筆記試験の採点時の匿名性を確保するため、第 1 年次・第 2 年次の必修科目である「第 1 年次科目」及び「基幹科目」については、採点者に答案を交付する時点で、学籍番号・氏名欄を見せないようにする措置 (いわゆるマスキング) を施している。さらに、授業担当教員は、採点終了後、専門職大学院係に、成績報告書とともに、出題の趣旨、学生の到達すべき水準、及び採点に際して重視した事項 (加点及び減点の事由とした事項) を記載した書面 (採点のポイント) を提出することとなっている。

また、自己の成績評価について説明を希望する学生に対しては、オフィス・アワー制度を利用した個別講評を実施している。さらに、再度の試験 (再試験) が行われなかった授業科目について成績評価が不合格であった学生は、当該成績評価について不服がある場合には、成績評価不服申立てを行うことができ、これとは別に、担当教員に成績評価について説明を求めることもできる。

加えて、「第 1 年次科目」及び「基幹科目」の不合格者 (成績の単位加重平均値が 65 点未満である者を含む) からの申し出がある場合には、当該年度内に個別講評だけでなく、学習上の指導も行うことになっている。【解釈指針 4 - 1 - 1 - 3 (1)】

○別添資料 3 - 3

東北大学法科大学院教員のための手引き P19 (抜粋)

8. 全体講評・解説の実施、採点前答案コピー返却の実施

- ・定期試験の採点前答案コピーは、学生に返却するものとする(追試験、再試験についてはこの限りでない)。

表4-1-1-(4)

事務担当者の引継内容

(1) 答案マスキング・採点依頼

進級にかかわる「第1年次科目」及び「基幹科目」の試験答案は、マスキングを施して採点することとなっている。マスキングは、氏名の部分を紙で覆って隠す方法(A)と、ナンバリングを施してコピー機で氏名の部分を削除する方法(B)の2通りある。どちらの方法でマスキングを行うかは担当教員によって異なるので、試験問題受領時に確認しておくことよい。

ナンバリング：答案にナンバリング 学籍番号・氏名を隠してコピー(コピー機設定済み) 答案写しと成績入力表を送付

主に刑法、商法、刑事訴訟法、実務刑事法、実務民事法(商法・民事訴訟法)ただし問題受領時に確認すること

紙で覆う：答案をコピーし、学籍番号・氏名を厚紙で覆う 教員へ送付 採点済み答案返送 成績を入力し、教員へ返送

(出典：法学部・法学研究科専門職大学院係業務マニュアル 授業・試験・成績編)

○別添資料3-3

東北大学法科大学院教員のための手引き P19 (抜粋)

8. 全体講評・解説の実施、採点前答案コピー返却の実施

- ・担当教員は、学生に対して、定期試験の解説・講評を行うものとする。この解説・講評に当たっては、レジュメの配付、TKCへの掲示等の方法によることを妨げない。

表4-1-1-(5)

TKC教育研究支援システム(定期試験の個別講評案内の例1)

The screenshot shows the TKC Education Research Support System interface. At the top, there is a green header with the text '東北大学法科大学院' and a yellow button labeled '法学 次郎'. Below the header is a navigation bar with buttons for 'TOP MENU', '授業の詳細', '科目の参照', '全体のお知らせ', 'ロー・ライブラリー', 'ログアウト', and 'HELP'. A yellow banner below the navigation bar says 'お知らせ' and '【お知らせ一覧へ】'. The main content area displays a notification with the following details:

掲載日	2013/03/25
掲載者	専門職大学院係
件名	「刑法」補講、試験講評について
内容	当該科目受講者各位 標記の件について、以下のとおりとするので、注意すること。 【補講、試験の講評】 3月27日(水)13:00~16:00 (教室:303講義室)

(出典 : T K C 教育研究支援システムウェブサイト)

表 4 - 1 - 1 - (6)

T K C 教育研究支援システム (定期試験の個別講評案内の例 2)

The screenshot shows the following content:

- Header: 東北大学法科大学院 (Tohoku University Faculty of Law)
- Navigation: TOP MENU, 授業の詳細, 科目の参照, 全体のお知らせ, ロー・ライブラリー, ログアウト, HELP
- Breadcrumb: ▶ 授業内容 > 科目: 知的財産法Ⅱ
- Table:

授業詳細	印刷
18. 定期試験講評	2012/09/24
▼ レジューメ	
● レジューメ	
以下の日程で試験の講評を行います。 日時 9月24日(月) 15:00～ 場所 302講義室 知財Ⅰの講評後に、知財Ⅱの講評を行います。 知的財産法発展の履修予定者は必ず出席してください。 講評の際は、問題と、返却した答案のコピーを持参して下さい。	

(出典 : T K C 教育研究支援システムウェブサイト)

別添資料 7 - 6

オフィス・アワー制度について

(出典 : 総合履修指導配布資料)

別添資料 4 - 1

第 1 年次科目・基幹科目の授業科目を不合格となった学生諸君へ

(出典 : T K C 教育研究支援システムウェブサイトにて掲載)

表4-1-1-(7)

「成績評価不服申立て制度」について

東北大学法科大学院
法学 次郎

TOP MENU
授業の詳細
科目の参照
全体のお知らせ
ロー・ライブラリー
ログアウト
HELP

お知らせ
【お知らせ一覧へ】

●選択したお知らせの詳細内容です。

印刷

掲載日	2012/09/27
掲載者	専門職大学院係
件名	「成績評価不服申立て制度」について
内容	<p>各位</p> <p style="text-align: center;">「成績評価不服申立て制度」について</p> <p style="text-align: center;">カリキュラム等委員会</p> <p>[I]</p> <p>法科大学院における、授業科目の成績評価に不服のある学生に対する「成績評価不服申立て制度」について、学生の皆さんにその概要を周知します。</p> <p>まず、「成績評価不服申立て」を行うことができる要件は、当該授業科目が再度の試験を行わなかったこと、かつ、当該学生の成績評価が「不合格(D)」であったことです。</p> <p>成績評価不服申立て制度の概要は以下のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 再度の試験を行わなかった授業科目に対して「不合格」の評価を受けた学生は、与えられた成績評価について不服のある場合、専門職大学院係を通じ、別に定める期限までに、所定の書面により、カリキュラム等委員長に対して、申立てを行うことができます。 不服申立てがあった場合、申立てごとに、指名された成績評価審査委員2名が、当該成績評価について審査を行います。 成績評価審査委員が当該成績評価について「合格」を与えるべきであるとの結論に達しないときは、その旨をカリキュラム等委員長に報告します。 成績評価審査委員が当該成績評価について「合格」を与えるべきであるとの結論に達したときは、カリキュラム等委員会が、担当教員による成績評価と成績評価審査委員による審査結果を踏まえて、当該科目についての成績評価を確定します。 カリキュラム等委員長は、不服申立てを行った学生に対して、その審査結果を通知します。 <p>なお、具体的な日程については以下のとおりです。L1・L2生とL3生についての不服申立て期限が異なります。また、本年度の前期授業科目のうち、再度の試験を行わないことが決定しているものについては、本年10月中に成績評価不服申立ての期限を設けませんので、ご注意ください。</p> <p>平成24年度授業科目についての「成績評価不服申立て」について</p> <p>平成25年</p> <p>2月19日(火) L3生に対する成績発表</p> <p>2月25日(月) L3生についての不服申立て期限(16時45分まで)</p> <p>3月6日(水) 法科大学院運営委員会</p> <p>2月27日(水) L1生及びL2生に対する成績発表</p> <p>3月6日(水) L1生及びL2生についての不服申立て期限(16時45分まで)</p> <p>3月21日(水) 法科大学院運営委員会</p> <p>平成24年度前期授業科目のうち、再度の試験を行わないものについての「成績評価不服申立て」について</p> <p>平成24年度前期授業科目については、成績評価不服申立て期限を、以下のように設定します。</p> <p>平成24年</p> <p>9月27日(木) 全学生に対する成績発表</p> <p>10月1日(月) 前期授業科目のうち、再度の試験を行わないものの公表</p> <p>10月11日(木) 前期授業科目の不服申立て期限(16時45分まで)</p> <p>[II]</p> <p>なお、「成績評価不服申立て制度」とは別途に、再度の試験を行わなかった授業科目について「不合格(D)」評価を受けた学生は、その成績評価についての担当教員による説明を請求することができます(「成績評価説明請求制度」)。説明を希望する場合には、専門職大学院係を通じて、所定の書面により、カリキュラム等委員長に対して申し出てください。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

(出典：TKC教育研究支援システムウェブサイトにて掲載)

さらに、各授業科目の成績評価のデータについては、すべての授業科目のデータを記載した資料を法科大学院運営委員会において配布し、関係教員間で情報を共有している。
【解釈指針4-1-1-3(2)】

-47-

別添資料 I

平成 24(2012)年度授業科目別成績分布データ

(出典：法科大学院運営委員会資料)

(3) 学生に対しては、定期試験(筆記試験の方式によるもの)につき、答案のコピーを返却し、採点后又は成績評価後に担当教員による講評を行うことにより、当該試験における成績評価(採点)の基準を明らかにしている。また、各授業科目別の成績分布等のデータについては、履修者が少数のため個人が特定される科目を除き、TKC教育研究支援システム上に掲示し、学生に周知している。【解釈指針4-1-1-4】

表 4 - 1 - 1 - (8)

TKC教育研究支援システム(成績分布の公表の例1)

The screenshot shows the TKC Education Research Support System interface. At the top, there is a navigation bar with '東北大学法科大学院' (Tohoku University Faculty of Law) and '法学 次郎' (Law 2nd Year). Below this is a menu with 'TOP MENU', '授業の詳細' (Course Details), '科目の参照' (Course Reference), '全体のお知らせ' (General Notice), 'ロー・ライブラリー' (Law Library), 'ログアウト' (Logout), and 'HELP'. The main content area is titled '授業内容 > 科目: 倒産法' (Course Content > Subject: Insolvency Law) and includes a link to '【カリキュラム一覧へ】' (To Curriculum List). The main content is a table with the following structure:

授業詳細	印刷
14. 期末筆記試験(講評)	2012/08/03
▼レジュメ	
■レジュメ	
<p>8月3日に実施した期末筆記試験の採点結果と出題の趣旨等を、以下簡単にご報告しておきます。</p> <p>(1)筆記試験採点結果</p> <p>筆記試験は、履修生60名全員が受験し、全員が単位取得に至っています。</p> <p>最終成績は、平常点(20点満点)と期末筆記試験点(80点満点)を合算して算出しました。なお、ここでの筆記試験点は、平均点47.33点を踏まえて実際の得点数値を調整したうえで80/100に圧縮したものとあります。その結果、成績評価の内訳は、AA1名、A8名、B29名、C22名となりました。</p>	

(出典：TKC教育研究支援システムウェブサイト)

表4-1-1-(9)

T K C 教育研究支援システム（成績分布の公表の例2）



（出典：T K C 教育研究支援システムウェブサイト）

（4）本法科大学院では、多くの授業科目において、筆記試験の方式による定期試験が実施されている。筆記試験の実施にあたっては、定期試験監督要領を策定し、その公正かつ適正な実施の確保に努めている。

表4-1-1-(10)

定期試験監督要領

- 1 監督者は、試験開始15分前に事務室から問題紙、答案紙、座席表を受領すること。
- 2 監督者の発言事項は裏面のとおりとする。
- 3 学籍番号、氏名等の必要事項の答案紙への記入は、試験開始後に行わせるものとする。
- 4 試験開始後30分を経過するまで、及び試験終了前10分間は、試験室からの退室を認めないこと。遅刻者は試験開始後30分以内ならば受験を認めること。
- 5 答案紙を追加配付した場合は、当該学生が「学籍番号」または「氏名」のいずれかを記載し始めたことを確認して、その場を離れること。
- 6 試験中は、監督者の許可なくして、試験室外に出さないこと。
- 7 監督者が当該試験室を離れざるを得ない事由が発生したとき、受験者の健康状態が急変したとき、又はトイレ等に付き添う必要があるとき、監督者は廊下に待機している事務職員へ引き継ぐこと。
- 8 試験時間中における飲食を厳禁すること。ただし、水分補給のため、ふた付きのペ

ットボトル(ペットボトル以外は不可)に入った飲料は持ち込んで飲むことは許されるが、机の上に容器を置かず、必ずふたを閉めて足下に置き、机の上にこぼしたり、水滴によって答案用紙を汚損したりしないよう十分に注意させること。

9 監督中は、常に試験室内を巡回し、不正行為の行われないように注意すること。巡回途中試験開始30分経過後なるべく早期に「学生証」により受験者を確認すること。

10 学生が、貸与六法を破損、汚損しないよう注意すること。特に、学生による書込みに注意すること。なお、試験終了後、貸与六法は所定の位置に返却させること。

11 試験終了後は筆記用具を持たせないこと。また、一切の加筆を認めないこと。

12 不正行為の疑義があると監督者が認めた場合、その証拠となる物件があるときは、それを一時預かり、当該受験者を試験終了まで着席させておくなど、必要な措置を取る

こと。

13 持込みを許可された「書込みなき六法」については、六法への文字の書込みは許されないこと(書込みがあると認めた場合には、六法を貸与すること)。書込みの有無に係る最終的な判断は、担当教員が行うこと。

14 試験中に地震が発生した場合、または緊急地震速報が鳴動した場合は、学生の身体の安全を第一に考え、机の下に身を隠す等適切な指示を与える。その際、中断時刻・再開時刻を確認することとし、地震の規模によっては、試験を中断し、学生を建物の外へ避難させる。

法科大学院

(5) 再試験については「再度の試験」として、東北大学法科大学院履修に関する申し合わせにおいて、「試験に合格しなかった者(不合格者)のうち、当該授業科目の担当教員が特に認めたものについては、再度の試験を行うことがある。ただし、第1年次科目のうち前期配当の授業科目については、すべての不合格者に対し、後期において再度の試験を行うものとする。」と定めている。また、追試験については、東北大学法科大学院規程において、「病気その他のやむを得ない理由により、試験を受けることができなかった者に対しては、当該試験の開始前までに願い出た場合に限り、追試験を行うことがある。」と定めている。そして、いずれも教員のための手引きで詳細を定めている。なお、学生に対しては、いずれも履修案内等において周知を行っている。再度の試験及び追試験については、教員のための手引きにおいて、厳格な成績評価が確保される方法・水準で実施するものとされ、かつ、本試験を受験した学生との公平を損ねない方法・水準で行われるよう、試験方法、出題事項に関して配慮すべき内容についても定められている。

【解釈指針4-1-1-5】

別添資料3-3

東北大学法科大学院教員のための手引きP28～P30

東北大学法科大学院履修に関する申し合わせ

(出典：法科大学院運営委員会配付資料)

別添資料B

平成25年度法科大学院学生便覧P38、P47

東北大学法科大学院規程第7条の2参照

東北大学法科大学院履修案内 【5 試験】参照

別添資料3 - 3

東北大学法科大学院教員のための手引き P 1 6 ~ P 1 9

【6 . 追試験】

【7 . 再度の試験（再試験）】

（出典：法科大学院運営委員会配付資料）

基準 4 - 1 - 2

一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4 - 1 - 2 に係る状況）

本法科大学院では、従来、第1年次及び第2年次の「法律基本科目」（必修科目）の単位取得を進級の要件としていた。この進級制は、それ自体、厳格に運用されていたが、本法科大学院が目指す「優れた法曹」の養成という観点から、総合的な理解も重視すべきであると考え、平成22年度入学者からは、必修の法律基本科目の成績の単位加重平均値が一定水準以上であることを進級の要件として加重した。

第2年次への進級に際しては、「第1年次科目」（30単位）について、また第3年次への進級に際しては「基幹科目」（28単位）について、それぞれの単位をすべて修得していることに加え、運営委員会が別に定める基準を満たすことを要求することとし、この基準として、第2年次への進級に際しては、第1年次科目の成績の単位加重平均値が65点以上であること、第3年次への進級に際しては、基幹科目の成績の単位加重平均値が65点以上であることという基準を定めている。この基準は、本法科大学院修了生の在学時の成績と新司法試験（当時）の可否との間の相関性に関する分析等を踏まえ決定したものであり、GPA制度と同様の機能を有するものである。【解釈指針 4 - 1 - 2 - 2】

また、本法科大学院においては、同一年次の在学年限を2年とし、在学年限を経てなお各年次に必要な単位数を修得できない者を除籍するものと定め、厳しい進級制を採用、維持しているといえる。

これらの制度については、学生便覧において記載するとともに、年度当初の総合履修指導の際にも説明を行い、学生に対して周知を図っている。【解釈指針 4 - 1 - 2 - 1】

別添資料 4 - 2

東北大学法科大学院における成績評価及び進級に関する申し合わせ

（出典：H22.2.17 法科大学院運営委員会配布資料）

別添資料 1 1 - 4

東北大学法科大学院履修内規新旧対照表

（出典：H23.2.16 法科大学院運営委員会配布資料）

別添資料 B

平成25年度法科大学院学生便覧 P 38 ~ P 39

東北大学法科大学院規程 第9条、第10条参照

平成25年度法科大学院学生便覧 P 40 ~ P 41

東北大学法科大学院履修内規 第3条、第5条参照

平成25年度法科大学院学生便覧 P 48

東北大学法科大学院履修案内【7 進級及び再履修】

平成25年度法科大学院学生便覧 P 4、P 11

東北大学大学院通則第5条の3第3項、第27条二号参照

平成25年度法科大学院学生便覧 P 49

東北大学法科大学院履修案内【8 修業年限及び在学年限】

別添資料 3 - 9

平成 25 年度総合履修指導配付資料【L1 生】 P 4 ~ P 5

【第 2 年次への進級及び再履修について】、【第 3 年次への進級及び再履修について】

平成 25 年度総合履修指導配付資料【L2 生】 P 4

【第 3 年次への進級及び再履修について】

(出典：平成 25 年 4 月 3 日総合履修指導説配布資料)

原級留置となった学生は、前年度に履修した「第 1 年次科目」又は「基幹科目」のうち、成績が 65 点未満であった授業科目をすべて再履修しなければならない。また、成績評価が 65 点以上であった授業科目についても、再履修することができるが、この場合は前年度の同科目の成績は無効となる。そして、原級留置となった年度の進級のための単位加重平均値は、再履修した授業科目は再履修した年度の成績を、再履修しなかった授業科目は前年度の成績を基礎に算定される。【解釈指針 4 - 1 - 2 - 1】【解釈指針 4 - 1 - 2 - 2】

別添資料 B

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 40 ~ P 41

東北大学法科大学院履修内規 第 3 条 ~ 第 6 条参照

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 48

東北大学法科大学院履修案内【7 進級及び再履修】参照

平成 23 年度において原級留置となった者（退学者を除く。）は、第 1 年次生が 4 人、第 2 年次生が 12 人、第 3 年次生が 1 人であった（このうち、単位加重平均値が 65 点未満であるために原級留置となった者は、第 1 年次生は 0 人、第 2 年次生は 4 人である）。

平成 24 年度において原級留置となった者は、第 1 年次生が 8 人、第 2 年次生が 19 人であった（このうち、単位加重平均値が 65 点未満であるために原級留置となった者は、第 1 年次生は 0 人、第 2 年次生は 5 人である）。また、本法科大学院では、前述の通り、同一年次の在学年限は 2 年と定められているが、平成 24 年度においては、同一学年で 2 度目の原級留置となった者は、第 1 年次生が 2 人、第 2 年次生が 4 人であり、これらの学生は、除籍予定であったが、第 1 年次生が 1 人、第 2 年次生が 4 人退学したため、実際に除籍となったのは第 1 年次生の 1 人のみであった。【解釈指針 4 - 1 - 2 - 1】【解釈指針 4 - 1 - 2 - 2】

表 4 - 1 - 2 - (1)

進級状況、修了・学位取得状況

年度	学年	在籍者数	進級者・修了者数	原級留置者数
H23	L1	28	22	4(0)
	L2	87	70	12(4)
	L3	90	89 (法務博士学位取得)	1
H24	L1	22	14	8(0)
	L2	73	54	19(5)
	L3	71	71 (法務博士学位取得)	0

括弧書きは、成績の単位加重平均値が 65 点未満であった者で、内数
(出典：事務資料)

別添資料4 - 3
 平成24年度進級認定資料
 (出典：法科大学院運営委員会配付資料)
 別添資料4 - 4
 平成24年度修了認定資料
 (出典：法科大学院運営委員会配付資料)
 別添資料4 - 5
 平成23年度進級認定資料
 (出典：法科大学院運営委員会配付資料)
 別添資料4 - 6
 平成23年度修了認定資料
 (出典：法科大学院運営委員会配付資料)

なお、原級留置となった学生に対しては、65点未満の科目については再履修を義務づけ、65点以上の科目については、運用上、再履修を強く勧めているが、実際に前年度に65点以上の成績評価を得た科目について再履修した学生は、平成23年度は1人(3科目)、平成24年度は0人、平成25年度は1人(1科目)である。

別添資料3 - 9
 平成25年度総合履修指導配付資料【L1生】 P5、P6
【第2年次への進級及び再履修について】、【第3年次への進級及び再履修について】
 平成25年度総合履修指導配付資料【L2生】 P5
【第3年次への進級及び再履修について】
 (出典：平成25年4月3日総合履修指導説配布資料)

表4 - 1 - 2 - (2)

原級留置者の65点以上の科目の再履修状況

年度	年次	原級留置者数 (退学・除籍した者を除く)	65点以上の科目(第1年次または基幹科目)を 再履修した学生数(括弧内は再履修した科目数)
平成23年度		3	1(3)
平成24年度		4	0
		9	0
平成25年度		5	0
		13	1(1)

(出典：事務資料)

なお、本法科大学院においては進級制を採用しているため、【解釈指針4 - 1 - 2 - 3】には該当しない。

4 - 2 修了認定及びその要件

基準 4 - 2 - 1 : 重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目 8単位

イ 民事系科目 24単位

ウ	刑事系科目	10単位
エ	法律実務基礎科目	10単位
オ	基礎法学・隣接科目	4単位
カ	展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

(基準4-2-1に係る状況)

(1) 本法科大学院における修了の認定には、標準修業年限である3年以上在学すること、かつ、96単位以上を修得することが必要である。

別添資料B

平成25年度法科大学院学生便覧P39

東北大学法科大学院規程 第12条参照

本法科大学院は、東北大学法科大学院規程第3条第1項及び第2項において、本法科大学院に入学する前に、東北大学大学院又は他の大学の大学院において履修した授業科目について修得した単位について、本法科大学院において修得したものとみなすことができるとし、修得したものとみなすことができる単位数の上限を30単位と定めているが、本法科大学院の特徴である段階的教育課程や、基準4-1-2に述べた厳格な進級制度を採用していることに照らし、上記の既修得単位の認定の上限を10単位とし、かつ、展開・先端科目に属する科目に限定することを申し合わせている(東北大学法科大学院履修に関する申し合わせ4.(3))。さらに、上記の既修得単位の認定は、法学既修者については認めていない(東北大学法科大学院規程第9条第4項)。

別添資料B

平成25年度法科大学院学生便覧P37、P38

東北大学法科大学院規程 第3条、第9条第4項

表4-2-1-(1)

入学前の既修得単位認定

4. その他

(3) 入学前の既修単位認定

法科大学院規程第3条2項にかかわらず、当分の間、規程第3条による既修得単位として認定できる単位数は10単位までとする。

既修得単位として認定できる科目は法科大学院履修内規による展開・先端科目に属する科目のみとする。

(出典：東北大学法科大学院履修に関する申し合わせ)

ただし、法学既修者については、本法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者として、法科大学院の1年次に在学し、第1年次科目の授業科目30単位を本法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすものとしている。それ以外に既修得単位の認定を行うことはできない(東北大学法科大学院規程第9条第3項・第4項)【解釈指針4-2-1-1】

別添資料 B

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 38

東北大学法科大学院規程 第9条第3項、第4項参照

(2) 基準 4 - 2 - 1 (2) における科目群についての修了要件単位数は、公法系科目 12 単位 (憲法 4 単位、行政法 2 単位、実務公法 6 単位)、民事系科目 32 単位 (民法 4 単位、民法 4 単位、民法 4 単位、商法 4 単位、民事訴訟法 2 単位、実務民事法 14 単位)、刑事系科目 14 単位 (刑法 4 単位、刑事訴訟法 2 単位、実務刑事法 8 単位)、法律実務基礎科目 14 単位以上 (法曹倫理 2 単位、民事要件事実基礎 2 単位、民事・政裁判演習 3 単位、刑事裁判演習 3 単位、及びエクスターンシップ等 4 科目から 2 科目 4 単位以上)、基礎法学・隣接科目 4 単位以上 (基礎法・隣接科目である実務法理学 等から 4 単位以上)、展開・先端科目 16 単位以上 (展開・先端科目である環境法 等から 16 単位以上) を含む 96 単位以上である。

なお、法学既修者については、基準 4 - 2 - 1 (2) アからウに定める授業科目のうち、第 1 年次科目 (憲法、行政法、民法、民法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法実務) 30 単位を修得したものとみなされる。

別添資料 B

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 39、P 41 ~ P 43

東北大学法科大学院規程 第 12 条参照

東北大学法科大学院履修内規 別表参照

東北大学法科大学院規程 第 9 条 3 項参照

(3) 本法科大学院における法律基本科目以外の科目群に関する修了要件単位数は、法律実務基礎科目 14 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 16 単位以上とされており、計 34 単位以上の修得が要求されている。これは、修了要件単位数 96 単位の 3 分の 1 以上にあたる。

別添資料 B

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 39

東北大学法科大学院規程 第 12 条参照

本法科大学院では、修了判定において G P A 制度は利用していない。【解釈指針 4 - 2 - 1 - 2】

別添資料 B

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 38、P 39

東北大学法科大学院規程 第 9 条、第 10 条、第 12 条参照

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 40

東北大学法科大学院履修内規 第 3 条、第 5 条参照

基準 4 - 2 - 2

修了の認定に必要な修得単位数は、102単位が上限とされていること。ただし、基準 2 - 1 - 5 のただし書による単位数については、102単位の上限を超えることができる。

(基準 4 - 2 - 2 に係る状況)

本法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、96単位である。

別添資料 B

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 38、P 39

東北大学法科大学院規程 第9条第3項、第12条参照

4 - 3 法学既修者の認定

基準 4 - 3 - 1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める(いわゆる法学既修者として認定する)に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

(基準 4 - 3 - 1 に係る状況)

本法科大学院においては、必要とされる法学の基礎的な学識を有する者を認定するために、法学未修者(3年間での修了を希望する者)とは別に法学既修者(法学の基礎的な学識を有する者として、2年間での修了を希望する者)向けの入試制度を設けて志願者を募り、法学専門科目筆記試験(民事法(民法・商法・民事訴訟法)・公法(憲法・行政法)・刑事法(刑法・刑事訴訟法))を実施して、入学者選抜の多様性を確保するとともに、公平で開放的な入学者選抜を実施している。

法学専門科目筆記試験では、憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法のすべてについて、論文試験による出題がなされ、法学の基本的な学識の有無とともに、論述能力をも十分に評価し得る方法が採用されている。

なお、後述のように、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目(「第1年次科目」)を一括して免除する方法で行われているため、法学専門科目筆記試験においては、上記7科目のうち2科目以上の得点が一定の水準に達しない場合には、総合点にかかわらず不合格とすることし、法学既修者として要求される学力の確保を適切に図っている。

法学専門科目筆記試験の配点割合は、民法100点、商法60点、民事訴訟法60点、憲法100点、行政法60点、刑法100点、刑事訴訟法60点の総計540点を900点に換算することとしている(平成23年度入試までは、民法100点、商法60点、民事訴訟法60点、憲法70点、行政法30点、刑法100点、刑事訴訟法60点の総点480点を900点に換算していたが、平成24年度入試から現行の配点に改めた)。【解釈指針4-3-1-1】

別添資料 F

平成 26(2014)年度東北大学法科大学院学生募集要項

○別添資料 4 - 7

平成 25(2013)年度東北大学法科大学院入学試験(第2次選考) 法学専門科目筆記試験問題

別添資料 E

平成 25(2013)年度東北大学法科大学院学生募集要項(P 4)

*法学専門試験については、民法(100点)、商法(60点)、民事訴訟法(60点)、憲法(100点)、行政法(60点)、刑法(100点)、刑事訴訟法(60点)の総点540点を900点に換算します。

本法科大学院において、法学既修者として認定した者に履修免除が認められる法律基本科目は、第1年次科目(必修科目)に属する授業科目(憲法・行政法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法)であり、これらの授業科目に該当するすべての科目につき、法学既修者の入学者選抜において法学専門科目筆記試験が実施されている。

【解釈指針 4 - 3 - 1 - 2】

○別添資料 B

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 38

東北大学法科大学院規程 第9条第3項参照

別添資料 F

平成 26(2014)年度東北大学法科大学院学生募集要項

別添資料 4 - 7

平成 25(2013)年度東北大学法科大学院入学試験（第2次選考） 法学専門科目筆記試験問題

また、法学既修者としての認定は、法学未修者第1年次に配当される必修の法律基本科目（「第1年次科目」）のすべての単位（30単位）を一括して免除する方法で行われている。【解釈指針 4 - 3 - 1 - 3】

別添資料 B

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 38

東北大学法科大学院規程 第9条第3項参照

法学既修者認定のための法学専門科目筆記試験は、その出題範囲や試験の目的・形式を、本法科大学院の学生募集要項及びウェブサイトにより受験者に明示した上で実施し、試験実施後には、出題内容とその趣旨について、ウェブサイトにより公表している。出題及び採点において、東北大学法学部出身者の受験者と他の受験者との間での公平を保つため、出題に関しては、東北大学法学部出身者が有利とならないよう、その定期試験における出題内容を確認した上で作題するなど、特段の措置を講じており、採点に関しては、志願者を特定する情報が分からないように試験答案のコピーをとり、そのコピーを採点者に交付している。【解釈指針 4 - 3 - 1 - 4】

別添資料 F

平成 26(2014)年度東北大学法科大学院学生募集要項（別紙）参照

別添資料 4 - 8

2013 年度東北大学法科大学院入学試験問題及び出題趣旨について

（出展：東北大学法科大学院ウェブサイト）

別添資料 6 - 8

平成 25 年度入試実施内部方針 P 4 参照

（出典：法科大学院運営委員会配付資料）

法学既修者の入学者選抜においては、法学検定試験委員会の実施する法科大学院既修者試験の成績を出願者が提出した場合には考慮できることとしている。同試験は、法学既修者に必要とされる法学の基礎的な学識を図るものとして、客観的かつ公平なものと評価できるからである。また、憲法・民法・刑法は、実定法学において、特に重要度の高い基本的分野であり、各法の扱う範囲全体にわたって受験生の実力をみることは、既修者の認定を行う上で、その精度をより確かなものとする効果が期待できるからである。【解釈指針 4 - 3 - 1 - 5】

表4 - 3 - 1 - (1)

加点事由説明文

法学検定試験委員会の実施する2013年法科大学院既修者試験の成績(憲法・民法・刑法の3科目の成績)の偏差値平均が65以上の者については30点、60以上の者については15点を、それぞれ加算します。

(出典:東北大学法科大学院ウェブサイト、平成26(2014)年度東北大学法科大学院学生募集要項)

本法科大学院において、法学既修者として認定された者について認められる在学期間の短縮は1年である。修得したとみなされる単位数は、第1年次の必修科目である「第1年次科目」の30単位に限定されており、両者の関係は適切であるといえる。【解釈指針4 - 3 - 1 - 6】

別添資料B

平成25年度法科大学院学生便覧P38

東北大学法科大学院規程 第9条第3項参照

2 特長及び課題等

1. 特長

(1) 公正かつ厳正な成績評価の制度的担保

本法科大学院においては、公正かつ厳正な成績評価が担保される仕組みが構築されている。すなわち、本法科大学院は、厳格な定期試験監督実施要領に従って定期試験を厳正に実施し、採点基準については、その明確化及び統一化を図り、必修の「法律基本科目」における定期試験については、答案のマスキングを徹底し、さらに、定期試験終了後は講評などについてきめ細かな対応をし、さらに再度の試験が行われなかった授業科目については、不合格者に対する成績評価不服申立制度を設けることで、担当教員の成績評価に裁量権の逸脱・濫用があったか否かについて、カリキュラム等委員会による審査を行うことを可能にしている。

(2) 厳格な進級制度の採用

同一年次の在学年限を2年とし、かつ、進級要件に一定の単位加重平均値を上回ることを要求することにより、厳格な進級制度が採用されている。

(3) 的確な法学既修者認定

法学既修者の認定においては、修得したものとみなされる科目のすべてについて、論文試験を実施し、法学の基礎的知識に加え、法的な文書作成能力を適切に評価している点も特徴として挙げられる。

2. 課題等

課題としては、小テストや中間試験等の活用方法など学生の能力を多角的に評価できるような成績評価の方法を、教員相互で問題意識を共有しつつ、開発していく必要性が挙げられる。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5 - 1 教育内容等の改善措置

基準 5 - 1 - 1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準 5 - 1 - 1 に係る状況)

本法科大学院では、教育の内容及び方法の改善を図るために、法科大学院運営委員会の下にFD委員会を置いている。

別添資料 6 - 7

2013 年度法科大学院各種委員会等構成・分担

(出典：法科大学院運営委員会配布資料)

別添資料 5 - 1

2012 年度第 1 回法科大学院FD委員会議事録

(出典：FD委員会議事録)

別添資料 5 - 2

【FD委員会メール審議動議一部変更】FD懇談会の今後の日程：坂田宏

(出典：FD委員会委員長からのメール文書)

本法科大学院では、各教員が自己の教育の内容及び方法の改善を図るための参考とできるように、授業期間中を通じて、事前に申し出た上で他の教員の授業を自由に参観できる制度を設けている。授業参観は、授業参観をした教員については、アンケートに回答することを通じて、自己の教育内容及び教育方法について見直すことができるというメリットが、授業参観の対象となった教員については、提出されたアンケート結果をもとに、自己の教育の内容及び方法の改善を図ることができるようになるというメリットがある。また、授業参観制度は、教育経験が豊富とは言い難い実務家教員にとっては、教育研修の機会としての機能を有している。なお、平成 24 年度は、計 5 科目について、計 32 人の授業参観が行われた。【解釈指針 5 - 1 - 1 - 1】【解釈指針 5 - 1 - 1 - 2】【解釈指針 5 - 1 - 1 - 3】

表 5 - 1 - 1 - (1)

平成 24 年度授業参観の参加者数

日付	科目名	参加人数	日付	科目名	参加人数
6/3	応用民事訴訟法	教員 1 名	7/12	民法 I	教員 4 名
6/21	ローヤリング B	教員 1 名	11/28	実務民事法	教員 8 名
7/3	実務刑事法	教員 4 名			仙台弁護士会弁護士 14 名

(出典：事務資料)

別添資料5 - 3

法科大学院FD・教員授業参観制度実施要領

(出典：法科大学院運営委員会資料)

別添資料5 - 4

教員授業参観アンケート回収分

FD委員会は、各教員が自己の教育の内容及び方法について検討する機会を得ることができるようにするため、毎学期、すべての授業科目について学生による授業評価アンケートを実施している。アンケートの結果は専門職大学院係で集計した後、個々の教員に返却するとともに、全体の集計結果を年2回、法科大学院運営委員会で報告し、TKC教育研究支援システムを通じて教員・事務職員・学生に公表している。また、アンケート結果について、個々の教員がどのように授業内容の改善等に活用しようとしているかを明らかにするため、学生の授業評価アンケートに対する各教員の所見を専門職大学院係に備え付け、希望する教員及び学生がこれを見ることができるとしている。

【解釈指針5 - 1 - 1 - 1】【解釈指針5 - 1 - 1 - 2】

別添資料5 - 5

東北大学法科大学院学生による授業評価アンケート(フォーマット)

表5 - 1 - 1 - (2)

法科大学院運営委員会議事録(抜粋)

4.平成24(2012)年度授業評価アンケート集計結果について

院長から、標記について資料により説明があった。

(出典：H25.4.17 法科大学院運営委員会議事録)

別添資料5 - 6

平成24(2012)年度授業評価アンケート集計結果

(出典：法科大学院運営委員会配布資料)

別添資料5 - 7

授業評価アンケートに対する所見(平成24年度前期分)(抜粋)

授業評価アンケートに対する所見(平成24年度後期分)(抜粋)

表5 - 1 - 1 - (3)

T K C 教育研究支援システム（授業評価アンケートの結果及び「所見」の公表について

The screenshot shows the website interface for the Faculty of Law, Tohoku University. The header includes the university name and a navigation menu with options like 'TOP MENU', '授業の詳細', '科目の参照', '全体のお知らせ', 'ロー・ライブラリー', 'ログアウト', and 'HELP'. A yellow banner at the top indicates 'お知らせ' (Notice). The main content area displays a notice with the following details:

掲載日	2013/05/24
掲載者	久保野 恵美子
件名	授業アンケートの集計結果及び各担当教員の所見の閲覧について
内容	<p>法科大学院生各位</p> <p>平成24年度後期科目の授業アンケートの集計結果及び各担当教員の所見をまとめ、専門職大学院系の窓口にて閲覧に供しています。閲覧を希望する人は、専門職大学院系の窓口に申し出てください。</p> <p>集計結果は、各教員において今後の授業の改善のために活用させていただきます。</p> <p>学生の皆さんには引き続き授業アンケートへのご協力をお願いいたします。</p> <p>委員長 久保野 恵美子</p> <p style="text-align: right;">FD委員会</p>

(出典 : T K C 教育研究支援システムウェブサイト)

また、FD委員会は、教育の内容及び方法の改善を図るために、法科大学院の授業担当教員を対象としたFD懇談会を実施している。平成24年度は3回開催し、そのうち、第1回と第2回は、学生による授業評価アンケートで良好な結果を得た教員の授業を参観し、その後、当該教員を交えた質疑応答を行うという形式をとり、教育の内容及び方法の改善に関する具体的で実質的な議論を行うことができた。【解釈指針5 - 1 - 1 - 1】【解釈指針5 - 1 - 1 - 2】

別添資料5 - 1

2012年度第1回法科大学院FD委員会議事録

(出典 : FD委員会議事録)

別添資料5 - 2

【FD委員会メール審議動議一部変更】FD懇談会の今後の日程：坂田宏

(出典 : FD委員会議事録)

表5 - 1 - 1 - (4)

法科大学院運営委員会議事録（抜粋）

2) 第1回FD懇談会（7月18日開催）について

坂田FD委員会委員長から、標記について報告があった。

（出典：H24.7.18 法科大学院運営委員会議事録）

法科大学院運営委員会議事録（抜粋）

1) FD懇談会の開催（2月20日）について

坂田FD委員会委員長から、標記について19名の参加者があり無事終了したとの報告があった。

（出典：H25.2.20 法科大学院運営委員会議事録）

法科大学院運営委員会議事録（抜粋）

2) FD懇談会の開催（3月6日）について（FD委員会）

坂田FD委員会委員長から、標記について13名の参加者があり無事終了したとの報告があった。

（出典：H25.3.6 法科大学院運営委員会議事録）

別添資料5 - 4

教員授業参観アンケート（抜粋）

本法科大学院では、研究者教員に対し、実務上の知見を獲得させる機会を提供するため、実務家教員が担当する授業科目の一部を公開授業とし、研究者教員の授業参観とその後の懇談会を実施している。平成24年度は、関根攻客員教授（長島・大野・常松法律事務所顧問）と加嶋良行客員教授（前JR東日本法務部長、JR東日本マネジメントサービス代表取締役社長）による「企業法務演習」をその対象授業科目とし、授業終了後、両教授を中心としたFDセミナー「法科大学院修了生の職域について - 企業法務部・企業内弁護士」を開催した。

さらに、平成24年度は、本法科大学院における教育内容及び方法の改善を図るため、ドイツからディーター・ブルーム氏（ドイツ・コブレンツ行政裁判所裁判官）を客員教授として招き、研究者教員が担当する授業科目を参観した後、意見交換会や懇談会を開催したほか、仙台弁護士会「法曹養成制度等検討特別委員会」のメンバーによる授業参観と意見交換会を行った。【解釈指針5 - 1 - 1 - 1】【解釈指針5 - 1 - 1 - 2】【解釈指針5 - 1 - 1 - 3】

表5 - 1 - 1 - (5)

法科大学院運営委員会議事録（抜粋）

1) 「企業法務演習」公開授業及びFDセミナー（関根客員教授・加嶋客員教授）（7月9日）の開催について

院長から、標記について報告があり、併せて謝辞があった。

（出典：H24.7.18 法科大学院運営委員会議事録）

別添資料5 - 8

ディーター・プルーム裁判官東北大学法科大学院 FD・研修プログラム

表5 - 1 - 1 - (6)

【メール】授業参観のお知らせ

法科大学院運営委員会委員各位

(Cc: FD委員会委員ならびに教育課程自己点検委員会委員各位)

このたび、来年2月20日(水)に開催予定の後期教員FD懇談会でご発表いただく米村先生の実務民事法の授業を参観する時機をもちたく存じます。

どうか、皆様ふるってご参加くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

日時：11月28日(水)2限(10時30分～12時)

場所：片平エクステンション教育研究棟2階・201A教室

なお、当日は、仙台弁護士会からも10数名の弁護士が参観される予定です。

参観後、昼食を交えながら意見交換会(12時10分より約1時間)をもちます。

FD委員会委員ならびに教育課程自己点検委員会委員におかれましては、ご多忙中のこととは存じますが、何卒ご出席いただきますよう、お願い申し上げます。

FD委員会委員長・坂田 宏

(出典：FD委員会委員長からのメール文書)

なお、本法科大学院では、研究者教員に実務上の知見を補完する機会を得させるため、毎年行われている司法研修所における教員研修に教員を派遣している。平成24年度は、民事・刑事計2人の教員を派遣した。【解釈指針5 - 1 - 1 - 3】

表5 - 1 - 1 - (7)

研修参加申込み

法科大学院協会事務局 御中

お世話になっております。

東北大学法学研究科専門職大学院係です。

6月22日付けでご案内のありました教員研修について、下記名が申し込みますので、よろしくお取り計らい願います。

・民事系教員研修(8月23日)

氏名 : 阿部 裕介 准教授

所属大学院 : 東北大学法科大学院

担当科目 : 今年度担当なし(専門分野:民法)

教員の別 : 研究者教員

・刑事系教員研修(9月11日)

氏名 : 成瀬 幸典 教授

所属大学院 : 東北大学法科大学院

担当科目 : 刑法、実務刑事法、応用刑法

教員の別 : 研究者教員

(出典：法科大学院事務担当から法科大学院協会へのメール文書)

以上のように、本法科大学院では、法科大学院運営委員会の下にFD委員会を設け、同委員会を中心として、教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究を組織的かつ継続的に実施している。【解釈指針5 - 1 - 1 - 4】

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院の教育の内容及び方法の改善に関する特長は、FD懇談会を定例化していること、教員による授業参観制度を設けていること、外部の法曹・法実務関係者を招いた懇談会や意見交換会を活発に行っている点にあり、平成24年度は、授業参観と結びつけた懇談会・意見交換会を行うことにより、このような特長のさらなる深化を図った。特に、仙台弁護士会「法曹養成制度等検討特別委員会」のメンバーによる授業参観とその後の意見交換や、ドイツ・コブレンツ行政裁判所裁判官であるディーター・ブルーム氏との意見交換は、本法科大学院の教員にとって、非常に刺激的であり、法科大学院の教育のあり方について、各教員の意識改革に資するものであった。

2 課題等

授業参観制度の参加教員が必ずしも多くないことは大きな課題である。また、学生の授業評価アンケートについて、毎学期末に実施していることから、アンケートに回答した学生が履修する授業について、アンケート結果に基づく改善を反映することができないため、授業評価アンケートへの回答のインセンティブが必ずしも高くなく、学生から有益な意見が提示されにくいのではないかと意見がある。このような意見を受けた授業評価アンケートの実施時期の検討は今後の課題である。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6 - 1 入学者受入

基準 6 - 1 - 1

法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

（基準 6 - 1 - 1 に係る状況）

本法科大学院では、「優れた法曹」を養成するという教育の理念及び目標（基準 1 - 1 - 1 参照）に照らして、それにふさわしい者を受け入れる趣旨で、アドミッション・ポリシーを設定し、学生募集要項冒頭に明記している。その内容は、以下のとおりである。

「豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、国際的視野を持つ者で、将来の司法の担い手としての法曹（裁判官・検察官・弁護士）に必要とされる法的思考に関する適性と、正義と公正についての基本的な考え方を有する者を学生として受け入れる。」

別添資料 E

平成 25(2013)年度東北大学法科大学院学生募集要項 P 1

学生募集要項は、本法科大学院のウェブサイトにも PDF の形で公表している。また、入試説明会等では、学生募集要項を配布し、これに基づき本法科大学院の入試のあり方の説明を行っており、その際にアドミッション・ポリシーについても周知している。

本法科大学院では、アドミッション・ポリシー及び必要な情報を事前に周知するため、基本的な情報（解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1 に定められた事項の大部分）については、「東北大学法科大学院パンフレット」に掲載している。さらに、より詳細な情報については、本法科大学院のウェブサイトにおいて公開している。

また、学内入試説明会、仙台オープンキャンパス、東京オープンキャンパス、辰巳法律研究所主催のロースクール進学合同説明会において、学生募集要項及び本法科大学院パンフレットを配布することにより、入学志願者に対して、アドミッション・ポリシー及び必要な情報を直接周知し、また説明している。【解釈指針 6 - 1 - 1 - 1】

別添資料 G

2014 年度東北大学法科大学院パンフレット

別添資料 6 - 1

東北大学法科大学院入試説明会チラシ

別添資料 6 - 2

東北大学法科大学院東京オープンキャンパスチラシ

別添資料 6 - 3

東北大学法科大学院仙台オープンキャンパスチラシ

別添資料6 - 4

平成 25(2013)年度東北大学法科大学院学内入試説明会のお知らせ

(出典：東北大学法科大学院ウェブサイト)

別添資料6 - 5

平成 24 年度(2012 年度)東北大学法科大学院オープンキャンパス

(出典：東北大学法科大学院ウェブサイト)

別添資料6 - 6

ロースクール進学合同説明会ご案内図

基準 6 - 1 - 2

法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

（基準 6 - 1 - 2 に係る状況）

本法科大学院では、法科大学院運営委員会が、入学者受入に係る業務の最終責任を負う体制をとっている。同委員会の下に、入試の制度及び運営の全般的な検討・実施を職掌とする入試委員会を設けている。

別添資料 6 - 7

2013 年度法科大学院各種委員会等構成・分担

（出典：法科大学院運営委員会配布資料）

入試委員会は、毎年度、学生募集要項及び入試実施内部方針の原案を作成し、本法科大学院運営委員会が、それらを審議し、入学者受入に係る重要事項を最終的に決定することとなっている。

別添資料 6 - 8

平成 25（2013）年度東北大学法科大学院入試実施内部方針

（出典：法科大学院運営委員会配布資料）

当該年度の入試の実施に関しては、入試実施班を設け、その下に、第 1 次選考のために書類審査班を、第 2 次選考のために小論文試験班・既修者試験班・電算班を設置している。そして、書類審査班は書類審査に、小論文試験班と既修者試験班は小論文及び各専門科目の筆記試験の問題作成及び採点に、電算班は第 1 次及び第 2 次選考の得点データの調製に、それぞれ当たっている。第 1 次選考の合格者については、合格者判定会議が決定し、法科大学院運営委員会において承認を得ることとしており、また、第 2 次選考の合格者（最終合格者）については、合格者判定会議において原案を作成し、法科大学院運営委員会において決定している。

表 6 - 1 - 2 - (1)

法科大学院入学試験第 1 次選考合格者判定会議開催通知

法科大学院入学試験
合格者判定会議委員各位

法学研究科長

法科大学院入学試験第 1 次選考合格者判定会議の開催について

このことについて、下記のとおり開催いたしますので、ご参集くださるようよろしくお願いたします。

なお、ご欠席の場合には専門職大学院係（内線（片平 91）4945）あてご連絡いただきますよう、よろしくお願いたします。

記

日時：10月24日（水） 午後2時40分から

場所：エクステンション教育研究棟5階会議室

表 6 - 1 - 2 - (2)

法科大学院入学試験第2次選考合格者判定会議開催通知

法科大学院入学試験
合格者判定会議委員各位

法学研究科長

法科大学院入学試験第2次選考合格者判定会議の開催について

このことについて、下記の通り開催いたしますので、ご参集くださるようよろしくお願いいたします。

なお、ご欠席の場合には専門職大学院係（内線（片平 91）4945）あてご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

日時：12月3日（月） 午後2時40分から

場所：エクステンション教育研究棟5階会議室

表 6 - 1 - 2 - (3)

法科大学院運営委員会議事録（抜粋）

審議事項

1．平成25（2013）年度法科大学院入学試験最終合格者の決定について

合格者79名（既修者コース55名、未修者コース24名）を決定。また追加合格はなしとした。

（出典：H24.12.5 法科大学院運営委員会議事録）

基準 6 - 1 - 3

各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

(基準 6 - 1 - 3 に係る状況)

本法科大学院の入学者選抜においては、公平性を確保する見地から、東北大学法学部出身者について優先枠を設ける等の優遇措置は講じていない。また、既修者試験班が専門科目筆記試験問題を作成するに際しては、東北大学法学部における当該専門科目の過去の定期試験問題を確認し、類似の出題を避ける等の配慮を行っている。

入学者に占める東北大学法学部出身者の割合は、平成 23 年度入試では 30% (77 人中 23 人)、平成 24 年度入試では 29% (58 人中 17 人)、平成 25(2013)年度入試では 40% (35 人中 14 人)と推移しており、その割合が著しく高いとはいえない。【解釈指針 6 - 1 - 3 - 1 (1)】

別添資料 E

平成 25(2013)年度東北大学法科大学院学生募集要項 P 2 ~ 4、(別紙)法学専門科目試験の試験範囲等について

別添資料 6 - 8

平成 25 (2013) 年度東北大学法科大学院入試実施内部方針 (P 4)

別添資料 6 - 9

平成 23(2011)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について

平成 24(2012)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について

平成 25(2013)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について

(出典：法科大学院運営委員会配布資料、東北大学法科大学院ウェブサイト)

また、本法科大学院では、入学者に対して寄附等の募集を行っていない。しかし、大学本部の要請に基づき、2月末に、入学式やオリエンテーションの案内を主とした入学関係書類を送付する際に、1月初旬に入学手続きを行い、既に入学が確定している入学予定者に対して、東北大学として常時募集を行っている東北大学基金のチラシを同封して送付した。チラシを送付したのは平成 25 年 2 月が初めてであったが、今後は入学者オリエンテーションの際に配布する。【解釈指針 6 - 1 - 3 - 1 (2)】

表 6 - 1 - 3 - (1)

入学関係書類の送付について

7. その他の納付金について

(5) 東北大学基金・・・一口 20,000 円から

東北大学基金は、東北大学での学生生活をより一層充実させ、輝かしい実績を残してきた諸先輩方に続く優れた人材を育成するため、教育・研究支援、国際交流・留学生支援及び産学官連携・社会貢献活動などに活用させていただきます。

については、東北大学基金の目的、趣旨等をご理解の上、同封の払込取扱票で寄附をお申し込みください。

基準 6 - 1 - 4 : 重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6 - 1 - 4 に係る状況)

(1) 第 1 次選考

第 1 次選考の目的は、受験者が、法曹となる基本的な適性を備えているかを見極める点にあり、志願理由書の記載に著しい不備がある場合や、アドミッション・ポリシーに照らして明らかに適性を有さない志願者は不合格とされる。この趣旨をより明確にするため、平成 26 年度入試の学生募集要項において、関連する記述を改めた。加えて、第 1 次選考では、第 2 次選考を適切に実施できる人数まで同選考の受験者数を絞り込むことが予定されるが、本法科大学院では、平成 16 年度入試を除き、この点を理由として志願者を不合格としたことはない。

別添資料 E

平成 25(2013)年度東北大学法科大学院学生募集要項 P 2 【 3 (1) の頭書き 】、P 4 【 3 (3) 】

別添資料 F

平成 26(2014)年度東北大学法科大学院学生募集要項 P 2

第 1 次選考における配点は、書類審査が 100 点、法科大学院全国統一適性試験が 300 点、計 400 点である。

別添資料 E

平成 25(2013)年度東北大学法科大学院学生募集要項 P 4 【 3 (3) 】

書類審査の評価方法は公表していない。審査に先立ち書類審査班を対象とする説明会を入試委員長が主催し、審査にあたる教員間における評価方法の確認・統一を図っている。

表 6 - 1 - 4 - (1)

入試委員長名での書類審査の依頼文書

法科大学院入学試験

書類審査委員予定者各位

法科大学院入試委員会委員長

佐々木 弘 通

法科大学院入学試験・書類審査のお願い

お忙しくお過ごしであろうところたいへん恐縮でございますが、2013 年度の法科大学院入試業務の第一次選考（書類審査）委員をお引き受けいただきたく、お願いを申し上げます次第です。

業務内容は、下記の期間中の随意の時間に片平キャンパスにおいて採点していただき、期限までに採点結果を御報告いただくということでございます（例年ですと、30～40 名程度の採点をお引受け頂いています。所要時間は、採点者により異なりますが、平均 4～5 時間と思われまます）。

詳細につきましては、9 月 12 日（水）13 時から 13 時 40 分まで、川内の小会議室にて説明をさせていただきますたく存じますので、御出席ください。ご都合が悪い場合には、佐々木 [] までご連絡くださいますようお願いいたします。個別に審査の詳細につきましては、担当者よりご説明に伺わせて頂きます。

なお、その他、御不明な点がございましたら、佐々木まで御一報くださいますようお願い申し上げます。

記

期 間：10月9日（火）から10月16日（火）まで 土日を除く

場 所：エクステンション教育研究棟（片平）5階会議室

成績報告期限：10月16日（火）17時まで（専門職大学院係へ提出）

書類審査班の教員は、上記説明会で確認された評価方法に従って、志願理由書や各種資格証明書等の提出書類一式を対象に、学業以外の活動実績等まで視野に入れつつ、志願者の適性及び能力を評価している。なお、法学未修者の選考においては、法学の専門的知識の多寡を審査対象としていない。

別添資料 E

平成 25(2013)年度東北大学法科大学院学生募集要項 P 2 【3 の頭書き】

適性試験については、第4部は評価の対象とせず、多肢択一によるその第1部・第2部・第3部の試験の結果を、同試験の配点である300点満点そのままにおいて採用している。【解釈指針 6 - 1 - 4 - 1】

平成 24 年度入試から、当該年度の適性試験の下位 15%のラインに最低基準点を設定し、適性試験の得点が最低基準点に達しない者は、第1次選考において不合格とすることとした。さらに、平成 26 年度入試からは、最低基準点に達しない者について、第1次選考不合格という扱いから、出願資格なしという扱いに変更する。なお、平成 24 年度及び平成 25 年度各入試では、この点を理由とする第1次選考不合格者はいなかった【解釈指針 6 - 1 - 4 - 2】。

別添資料 E

平成 25(2013)年度東北大学法科大学院学生募集要項 P 2 【3 (1)ア】

別添資料 F

平成 26(2014)年度東北大学法科大学院学生募集要項 P 1

(2) 第2次選考

第2次選考の配点は、第1次選考の計400点に、法学未修者の選考については小論文試験の200点を加えた計600点とし、既修者の選考については法学専門科目筆記試験900点を加えた計1300点としている。法学専門科目試験900点は、民法(100点)、商法(60点)、民事訴訟法(60点)、憲法(100点)、行政法(60点)、刑法(100点)、刑事訴訟法(60点)の総計540点を換算して得る(平成23年度入試まで、憲法(70点)、行政法(30点)であったのを、平成24年度入試から改めた。同時に、公法(憲法・行政法)の試験時間も、平成23年度までの70分から90分へと改めた)。

法学既修者の選考については、さらに、法学検定試験委員会の実施する法科大学院既修者試験の成績(憲法・民法・刑法3科目の総合成績)の偏差値平均が65以上の者には30点を、60以上の者には15点を、それぞれ加算する。

別添資料 E

平成 25(2013)年度東北大学法科大学院学生募集要項 P 4 【3 (3)】

なお、平成 23 年度入試まで、第3次選考として、法学未修者・法学既修者いずれの選考においても面接試験(配点100点)を行っていたが、平成 24 年度入試から廃止した。

第2次選考の試験問題作成にあたっては、適切な出題を行うため、次のような体制を採っている。まず小論文試験については、小論文試験班における作題委員1名による出

題を、残り2名の作題委員及び入試委員長の計4名による討議を踏まえて確定する体制を採っている。他方で、専門科目筆記試験については、各科目を専攻する教員2名以上が作題委員とチェック委員を分担し、作題委員による出題をチェック委員がチェックする体制を採っている。その後さらに出題ミス防止のため、入試委員会において全ての試験問題をチェックする体制を採っている。採点は作題委員が行っている。

添付資料6 - 13
 試験問題等点検報告書・記入例
 添付資料6 - 14
 法科大学院入学試験問題（法学専門科目）確認マニュアル

（3）入試後の措置

最終合格者発表の後、第1に、入学試験の成績を個別の請求に応じて開示する手続きを設けている。この点、従来は不合格者のみを対象としていたが、平成25年度入試について、合格者から成績開示の請求があったことを受けて、同年度から受験者一般へと対象を拡大した。

添付資料6 - 15
 平成25(2013)年度東北大学法科大学院入学試験の成績開示について
 （出典：東北大学法科大学院ウェブサイト）

第2に、第2次選考の試験問題と出題趣旨をウェブサイト上に公開している。

添付資料4 - 8
 2013年度東北大学法科大学院入学試験問題及び出題趣旨について
 （出典：東北大学法科大学院ウェブサイト）

透明性・公開性に関わる上記措置は、本法科大学院の入学者選抜における評価の適確性・客観性を担保する機能をも有している。

以上から、本法科大学院の入学者選抜は、入学者の適性及び能力等を適確かつ客観的に評価しているといえる。

基準 6 - 1 - 5

入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6 - 1 - 5 に係る状況)

本法科大学院では、多様な知識又は経験を有する者の出願を促すため、本法科大学院入学志願者を対象とした各種説明会(基準 6 - 1 - 1 参照)において、本法科大学院は法学部出身者のみならず、多様な知識又は経験を有する者を求めているというメッセージを発している。また、第2次選考の試験会場を仙台のみならず東京にも設けることで、東北地方以外の地域の出身者が出願しやすくなるように努めている(基準 6 - 1 - 3 参照)。

また、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、第1次選考の書類審査においては、志願理由書や各種資格証明書等を提出させた上で、所定の評価方法に従って、志願理由書については、論述の明晰さ・説得性等とともに、多様な実務経験・社会経験・人生経験、課外活動等の実績、公益活動歴等を積極的に評価している。同様に、各種資格証明書等については、社会的に取得困難と考えられている資格の保持や、公的語学試験における優れた成績などを加点事由としている。【解釈指針 6 - 1 - 5 - 1 (1)】【6 - 1 - 5 - 1 (2)】【解釈指針 6 - 1 - 5 - 1 (3)】

別添資料 E

平成 25(2013)年度東北大学法科大学院学生募集要項 P 2【3 (1)の頭書き】、P 4【3 (3)】、同添付資料の入学願書・志願理由書

入学者に占める社会人等の割合は、平成 23 年度入試では 44% (77 人中 34 人)、平成 24 年度入試では 33% (58 人中 19 人)、平成 25 年度では 29% (35 人中 10 人)等となっている。

なお、本法科大学院では、「社会人等」を「入学時において大学卒業後 2 年以上(主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除く。なお、ここに予備校等における受講は含まれないので、予備校生は、社会的実務経験を有する者とされる。)の社会的実務経験を有する者」と定義している。【6 - 1 - 5 - 1 (4)】には該当しない。

別添資料 6 - 9

平成 23(2011)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について

平成 24(2012)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について

平成 25(2013)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について

(出典:法科大学院運営委員会配布資料、東北大学法科大学院ウェブサイト)

以上から、本法科大学院では、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めているといえる。

6 - 2 収容定員及び在籍者数等

基準 6 - 2 - 1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることをないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

(基準 6 - 2 - 1 に係る状況)

本法科大学院の現在の在籍者数は 120 人(このうち原級留置者 17 人、休学者 0 人)であり、収容定員(入学定員 80 人×3=240 人)を上回る状態とはなっていない。【解釈指針 6 - 2 - 1 - 1】

別紙様式 2
学生数の状況

東日本大震災後に実施した 2 回(平成 24 年度及び平成 25 年度)の入学者選抜では、入学者数が入学定員を大きく下回る結果となっており(基準 6 - 2 - 2 に係る状況で後述)、この状況を克服することが目下の課題である。

基準 6 - 2 - 2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6 - 2 - 2 に係る状況)

本法科大学院は、平成 22 年度入試から入学定員を 80 人としている。それ以降の入学者数は、平成 22 年度が 79 人、平成 23 年度が 77 人であり、所定の入学定員との乖離は目立たなかったが、東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日)以降、各年度の入学者数は、平成 24 年度が 58 人、平成 25 年度が 35 人であり、入学定員を大きく下回る結果となっている。

別添資料 6 - 9

平成 22(2010)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について
平成 23(2011)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について
平成 24(2012)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について
平成 25(2013)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について

(出典：法科大学院運営委員会配布資料、東北大学法科大学院ウェブサイト)

その背景には、第一に、法科大学院出願者数の全国的な減少傾向があるとみられるが、本法科大学院に特有の原因もあると考えられる。

平成 24 年度については、本法科大学院への出願者数は 214 人であり、平成 23 年度のそれが 290 人、平成 22 年度のそれが 274 人であったのを大きく下回った。この出願者数の減少の原因は(出願受付に先立つ平成 23 年司法試験合格発表において、本法科大学院修了者の合格率が全法科大学院中 9 位という成績であったことに鑑みると)、東日本大震災及び福島原発事故の影響が小さくなかったと考えている。

第 2 次選考の採点結果を踏まえて最終合格者の決定(追加合格への対処方針の決定を含む)を行う法科大学院運営委員会においては、入学定員充足を優先すると、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力が確保されないと判断し、入学者数が入学定員を下回ることもやむを得ないとの判断の下に合格者を決定した。

その後、入試委員会を中心に、平成 24 年度入試の結果の分析を行うとともに、翌平成 25 年度入試でその状況を克服するための取組みを行った。その結果、平成 25 年度入試については、本法科大学院への出願者数は 190 人であり、前年度よりは減ったが、全国的な減少傾向と比べると小さな減少幅にとどまった。

別添資料 6 - 1 6

2012 年度第 1 回入試委員会議事録

別添資料 6 - 1 7

平成 22~25 年度の主要法科大学院入試における出願者数(主要法科大学院)

(出典：法科大学院運営委員会配布資料)

なお、本年度の入学者数は、定員 80 人に対し 35 人とどまったことを受け、現在、入学定員を大幅に削減することを中心とした入試制度改革に取り組んでいる。

以上から、本法科大学院は、入学者の受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めているといえる。

基準 6 - 2 - 3 : 重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

(基準 6 - 2 - 3 に係る状況)

本法科大学院は、法科大学院認証評価を受けた平成 20 年からの 5 年間に、3 回にわたって入学者選抜の改善を行った。なお、本法科大学院においては、十分な数の専任教員を分野的にバランスよく確保しているため、それ以外の観点から入学者選抜の改善への取組を行ってきた。

別紙様式 4

科目別専任教員数一覧

平成 22 年度入試においては、それまでの定員 100 人を 2 割削減し、80 人とした。これは、少人数教育の徹底によって法律基本科目等の教育の充実を図ることを目的とし、ひいては全国の法科大学院の総定員数の適正化にも貢献するためである。

別添資料 6 - 1 8

東北大学法科大学院における教育の改善について

(出典：法科大学院運営委員会配布資料)

また、平成 24 年度入試においては、本法科大学院の司法試験合格率を含む、修了者の進路及び活動状況の改善を主たる目的として、適性試験において最低基準点を導入する、第 2 次選考の試験日程を従来よりも 1 週間前倒しにする、第 3 次選考(面接試験)を廃止する、第 2 次選考の法律専門科目筆記試験の配点と試験時間を変更する(憲法と行政法の配点をそれぞれ 70 点・30 点から 100 点・60 点へ、また公法(憲法と行政法)の試験時間を 70 分から 90 分へ)、という改革を行った。

別添資料 6 - 1 9

法科大学院修了生の質の確保・向上のための方策について

(出典：法科大学院運営委員会配布資料)

別添資料 6 - 2 0

平成 24(2012)年度法科大学院入学者選抜の変更(案)について

(出典：法科大学院運営委員会配布資料)

表 6 - 2 - 3 - (1)

2011 年度第 2 回入試委員会議事録(抜粋)

法律専門科目試験

- ・開始時間、民事法及び公法の試験時間(民事法 130 分 150 分、公法 70 分 90 分)の変更を決定。
- ・憲法の配点(70 点 100 点)及び行政法の配点(30 点 60 点)の変更を決定。

(出典：入試委員会議事録)

さらに、基準 6 - 2 - 2 に係る状況で述べたように、平成 24 年度及び平成 25 年度の各入試における最終入学者数は、それぞれ 58 人と 35 人であり、入学定員を大きく下回るとともに、競争倍率も、平成 25 年度には 2 倍(受験者数(第 2 次選考の受験者 157 人 + 第 1 次選考の不合格者 1 人) =) 158 人、最終合格者 79 人)にまで下がってきていることを受け、現在、入学定員を大幅に削減することを中心とした入試制度改革に取り組ん

でいる。【解釈指針6 - 2 - 3 - 1】。

別紙様式2

学生数の状況

別添資料6 - 9

平成24(2012)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について

平成25(2013)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について

(出典：法科大学院運営委員会配布資料、東北大学法科大学院ウェブサイト)

以上から、本法科大学院においては、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われているといえる。

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院では、その教育の理念及び目標に即したアドミッション・ポリシーを設定し、責任ある体制の下で、公平性・開放性の確保された入学者選抜を行い、入学者の適性及び能力等を適確かつ客観的に評価している。その結果、経歴や年齢層などにおいて多様な入学者をこれまで受け入れてきた。また入試制度・運用の点検を絶えず行っており、これまで数度にわたり改革を行ってきた。

2 課題等

近年の法科大学院出願者数の全国的な減少傾向を受け、本法科大学院も出願者数の減少に直面している。この問題の解決のため、入試・教育方法を有機的に連携させた、中長期的な取組を行うことが本法科大学院の課題である。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7 - 1 学習支援

基準 7 - 1 - 1

各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

(基準 7 - 1 - 1 に係る状況)

本法科大学院では、導入教育の一環として、まず合格発表後入学までの間に、法学未修者、法学既修者それぞれに対して、基本7法に関して予め読んでおくことが望ましい基本書等について説明した文書を、第1年次科目及び基幹科目の担当教員一同の名義で作成し、合格通知書とともに、入学予定者に送付し、予習の手がかりを与え、入学当初から効果的な学習を始めることができるよう配慮している。【解釈指針 7 - 1 - 1 - 2 (1)】

なお、法学未修者に向けては、授業科目としては開設されていない司法制度について項目を設け、参考書を紹介するとともに、刑事訴訟法の項目では、裁判傍聴を推奨し、我が国の裁判について、具体的なイメージをもって法科大学院での学習に臨むよう指導している。【解釈指針 7 - 1 - 1 - 2 (2)】

別添資料 7 - 1

法学未修者コースに合格された方へ

法学既修者コースに合格された方へ

(出典：東北大学法科大学院ウェブサイト)

そして、毎年4月初旬に、入学者(第1年次生及び第2年次生)を対象に、オリエンテーションを開催している。

その上で、年次ごとに、教員(前年度のカリキュラム等委員会委員)が、総合履修指導(学年別オリエンテーション)を実施している。その際、本法科大学院の教育課程について概説し、その編成方針に沿って、学生が適切に履修計画を立てることができるよう努めている。学生に配布される総合履修指導メモには、各年次に対応した留意事項が記載されており、繰り返し参照することが可能である。

なお、選択必修科目化を契機として、平成25年度より、希望者すべてが履修可能となったエクスターンシップの履修については、外部の法律事務所に一定期間赴いて弁護士の仕事を学ぶという科目の性質上、以前より、コーディネータの弁護士教員が、総合履修指導において直接又は資料により、科目の内容等について学生全員への説明を行った上、実際に同科目を履修する学生に対しては、研修開始直前に行われる事前指導及び事後指導を行い、特に丁寧なガイダンスを実施してきたところである。

さらに、入学オリエンテーション及び総合履修指導を補充するものとして、原則として、その翌日に、希望者を対象に、履修相談の機会を設け、授業科目の選択等、適切な履修ができるよう、個別に指導している。

また、平成25年度より、「共通的な到達目標モデル(第2次案修正案)」を、各年次に配当されている法律基本科目及び一部の実務基礎科目の最初の授業の際に配布し、シラ

バスに記載された達成度や到達目標の意義等について説明するとともに、各分野の体系、各科目で取り扱う事項、学習方法等についても指導している。

別添資料3 - 9

平成25年度総合履修指導配付資料【L1生】

平成25年度総合履修指導配付資料【L2生】

平成25年度総合履修指導配付資料【L3生】

(出典：総合履修指導配布資料)

別添資料7 - 2

平成25年度のエクスターンシップについて

(出典：総合履修指導配布資料)

別添資料7 - 3

履修相談受付簿(平成25年度)

(出典：事務資料)

別添資料7 - 4

開講時における「共通的な到達目標」に関する説明(L1：刑事訴訟法)

(出典：刑事訴訟法開講時配布資料)

平常授業の開始後は、授業直後の休み時間を利用して、担当教員が学生の質問に個別に対応するほか、オフィス・アワー制度の下、各教員が学生の学習上の相談に応じている。

厳格な成績評価の結果、進級要件を満たさず原級留置となった者には、教員による個別相談の機会を確保し、定期試験の答案等から窺われる理解の誤りや不十分な点を指摘し、次年度における学習の進め方について丁寧に指導している。【解釈指針7 - 1 - 1 1】

表7 - 1 - 1 - (1)

個別講評の実施

・L1科目及び基幹科目の不合格者(成績の単位加重平均値が65点未満である者を含む)に対して、担当教員は、本人の申出により、当該年度内に個別講評の機会を設け、学習上の指導を行うものとする。

(出典：東北大学法科大学院教員のための手引き)

なお、「学生」に対する学習支援ではないが、平成25年度より、「法務学修生」の制度を設け、本法科大学院修了生に、自習室(個室)をはじめとする施設利用を認めることとして、良質な学習環境を提供するとともに、オフィス・アワーの利用を可能とすることにより、学習支援の範囲を拡大した。

別添資料7 - 5

平成25(2013)年度 東北大学法務学修生受入要項

(出典：法科大学院運営委員会配布資料)

教員と学生とのコミュニケーションを十分に図り、授業を通じた教育の効果を高めるため、本法科大学院では、助教を含む教員によるオフィス・アワー制度を設けている。

学生が、本制度を有効に活用できるよう、オリエンテーションの際に、オフィス・アワー制度の説明文書を配付し、予約の方法や留意事項について周知している。

そして、助教室に、オフィス・アワー制度を円滑に運用するため、オフィス・アワー

の実施を統括する助教又は事務補佐員を置き、授業期間中、毎月、各教員のオフィス・アワーの日時を調整した上で、TKC教育研究支援システムのお知らせ欄に掲示することにより、周知している。【解釈指針7-1-1-3】

別添資料7-6

オフィス・アワー制度について

(出典：総合履修指導配布資料)

別添資料1-3

オフィス・アワー利用状況(平成24年度)

(出典：事務資料)

本法科大学院では、現在、以下のような各種教育補助者による学習支援を実施し、法科大学院運営委員会の下に、法科大学院出身の若手教員を構成員に含む学修支援委員会を設け、鋭意議論を重ねることにより、よりよい学習支援体制の整備に努めている。

まず、法科大学院の教育補助を主たる職務とする助教(原則として博士号取得者又は取得見込者)を置き、助教によるオフィス・アワーを実施している。

次に、学年末試験の終了後、第1年次、第2年次の学生を対象に、補習を実施している。原則として、実施科目は、憲法・民法・刑法の3科目であり、助教又は研究大学院大学院生がこれを担当している。

別添資料6-7

2013年度法科大学院各種委員会等構成・分担

(出典：法科大学院運営委員会配布資料)

別添資料8-4

平成25年度法科大学院教育補助者一覧

教育補助職員一覧参照

(出典：事務資料)

別添資料7-7

平成24年度春季補習ゼミ 参加者名簿

また、平成24年度末には、修了生弁護士によるオフィス・アワー制度を新設し、より学生に近い立場にある先輩として、修了生である弁護士が、学生の相談に応じ、学習及び進路選択に関する指導を行っている。【解釈指針7-1-1-4】

表7-1-1-(2)

修了生弁護士によるオフィス・アワー説明文

(出典 : T K C 教育研究支援システムウェブサイト

別添資料 7 - 8

修了生弁護士によるオフィス・アワー制度利用状況 (平成24年度)

(出典 : 事務資料)

7 - 2 生活支援等

基準 7 - 2 - 1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

(基準 7 - 2 - 1 に係る状況)

(1) 学生の経済的支援に関する支援体制

学生の経済的支援について、本法科大学院では、合格者への合格通知書送付時及び入学手続き完了者への入学関係書類送付時に、専門職大学院係において、入学料・授業料の減免(一般枠・震災特別枠)及び徴収猶予の制度について周知し、平成24年度においては、延べ43人が授業料免除の認定を受けている。

表 7 - 2 - 1 - (1)

合格者に対する入学料免除等についての説明文

5. 入学料免除等について

【入学料の免除・徴収猶予】

(1) 次の各号の一つに該当すると認められる場合は、願い出により選考の上、入学料の全額又は半額の免除が許可される制度があります。

経済的理由により入学料を納付することが著しく困難であると認められ、かつ、学業が優秀であると認められる場合。

入学前1年以内において、入学を許可された者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学を許可された者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受け、入学料を納付することが著しく困難であると認められる場合。

上記に準ずると認められる理由があり入学料を納付することが著しく困難であると認められる場合。

上記の外、東日本大震災により学資負担者の死亡・行方不明・失業、又は、学資負担者の居住する家屋が損壊し、入学料を納付することが著しく困難であると認められる場合には、出願により選考の上、入学料免除が許可される制度を実施することがあります。本制度を実施する場合は、2月上旬頃までに下記のウェブサイトにより対象者の範囲・出願方法等をお知らせします。

入学料免除希望者は、入学料に代えて「入学料免除・徴収猶予に関する申出書」を提出してください。

なお、入学料免除の出願書類の提出期限は、平成25年3月27日(水)です。ただし、入学料を納付した場合は、入学料免除を申請することができません。

また、入学料免除申請者は、選考結果が出るまで、入学料の徴収が猶予されます。ただし、選考の結果、半額免除又は不許可となった場合は、平成25年9月15日まで入学料納付が猶予されます。

(2) 上記～により入学料を納付期限までに納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、出願により選考のうえ、入学料の徴収猶予が許可される制度があります。

4月入学者が徴収猶予許可になった場合は、平成25年9月15日まで入学料納付が猶予されます。

入学料免除・徴収猶予を希望する場合は、平成25年2月以降速やかに教育・学生支援部学生支援課経済支援室(川内北キャンパス)で必要書類等を入手・作成の上、指定された期限までに経済支援室に申請してください。

なお、下記のウェブサイトからも様式等がダウンロード(平成25年2月以降)できます。

<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>

入学料免除・徴収猶予、授業料免除・徴収猶予・月割分納に関する問い合わせ先

東北大学教育・学生支援部学生支援課経済支援室(受付時間8:30~17:15)

電話 022(795)7816

(出典：東北大学法科大学院入学手続き等について)

表 7 - 2 - 1 - (2)

入学手続き完了者に対する授業料免除の説明文

4. 授業料の免除・徴収猶予・月割分納について

(1) 経済的理由等により授業料の納付が困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる場合は、願い出により選考の上、当該年度前期分若しくは後期分授業料の全額、半額又は3分の1の額の免除が許可される制度があります。

また、経済的理由等により、授業料を納付期限までに納付することが困難であり、かつ、学業が優秀であると認められる者又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、願い出により徴収猶予若しくは月割分納が許可される制度があります。

今回対象となる授業料は平成25年度前期分です。(平成25年度後期分授業料の免除・徴収猶予・月割分納の申請については、後日掲示及びWEBサイトによりお知らせします。)

(2) 授業料の免除・徴収猶予・月割分納を希望する場合は、速やかに教育・学生支援部学生支援課経済支援室(川内北キャンパス)で必要書類等を入手・作成の上、4月11日(木)(土・日・祝日を除く)までに学生支援課経済支援室に申請してください。なお下記のWEBサイトからも様式等がダウンロードできます。

<http://www2.he.tohoku.ac.jp/menjo/>

入学者のうち、平成25年3月現在在学中に在学している学生の場合は、3月中旬の在学生用の願書受付期間(3月6日～22日)に学生支援課経済支援室及び各キャンパスの臨時受付窓口に提出することができます。各キャンパスの臨時受付窓口については上記WEBサイトをご覧ください。

(3) 授業料の免除・徴収猶予・月割分納を出願した場合は、選考の結果が通知されるまで授業料の納付が猶予されます。

(出典：入学関係書類の送付について)

表 7 - 2 - 1 - (3)

入学料免除制度利用状況

年 度	出願者	全額免除	半額免除	不許可
平成23年度	19	9(3)	0(0)	10(0)
平成24年度	8	3(0)	0(0)	5(1)
平成25年度	7			

括弧内は、震災特別枠で内数。

(出典：事務資料)

表 7 - 2 - 1 - (4)

授業料免除制度利用状況

年 度	出願者	全額免除	半額免除	不許可
平成23年度前期	56	39(18)	12(5)	5(0)
平成23年度後期	46	36(16)	8(5)	2(0)
平成24年度前期	42	21(8)	14(1)	7(1)
平成24年度後期	43	18(8)	21(1)	4(1)
平成25年度前期	25			

括弧内は、震災特別枠で内数。

(出典：事務資料)

また、東北大学関係の奨学金については、平成23年度に、元気・前向き奨学金（給付）を創設し、東日本大震災で学資負担者が被災した学生向けに、その被害の状況に応じて、「最短修学年限」又は「1年間」、返還を必要としない奨学金を毎月10万円、給付している。

本法科大学院独自の奨学金として、平成19年度より、JR東日本からの寄付金の一部を基に、「JR東日本奨学金」制度を設け、各年度末の第1年次・第2年次の成績優秀者に対し、奨学金20万円を給付している。

他団体による奨学金については、まず、日本学生支援機構による奨学金への応募の紹介を行い、多くの学生が奨学金制度を利用できるように努めている。同機構による奨学金については、平成24年度においては、本法科大学院在学中の学生計167人のうち、延べ103人が奨学金の貸与を受けており、これまでのところ、第1種・第2種の種類を問わなければ、申請したほぼすべての学生に奨学金の貸与が認められている。

随時募集があるその他の奨学金についても、周知の上応募を呼びかけている。【解釈指針7-2-1-1】

別添資料7-9

JR東日本奨学生の決定について

（出典：法科大学院運営委員会配布資料）

表7-2-1-(5)

日本学生支援機構奨学金等採用状況

平成24(2012)年度

奨学金（日本学生支援機構）

	申請数			新規採用数			奨学生数		
	予約	定期	緊急採用	第一種	第二種	併用	第一種	第二種	併用
1年次	7	1	0	6	3	1	8	6	3
2年次	17	4	0	14	9	3	20	17	4
3年次	0	1	0	0	1	0	28	24	10
計	24	6	0	20	13	4	56	47	17

併用は、第一種及び第二種を併用して貸与を受けている者で内数。

奨学金（その他）

- ・東北大学元気前向き奨学金
- ・野村財団奨学金（被災学生対象） 奨学生数1名
- ・千賀法曹育英会奨学金 奨学生数1名

（出典：事務資料）

(2) 学生生活に関する支援体制

学生生活に関する支援について、まず、学生の生活・修学上の相談全般に対する窓口として、東北大学川内キャンパスに、学生相談所が設置されている。

別添資料7-10

学生相談所利用案内

（出典：オリエンテーション配布資料）

さらに、学生は、健康相談の窓口として、川内キャンパスにある、保健管理センター（内科・外科・歯科）を利用することができるほか、予約の上、専門医による健康相談（精神科・歯科）を受けることができる。

別添資料7 - 1 1

東北大学保健管理センター 健康相談と診療

(出典：東北大学保健管理センターホームページ

<http://www.health.he.tohoku.ac.jp/>)

また、平成 19 年度からは、法学研究科独自の支援制度として、強い精神的負荷がかかっている法科大学院の学生が抱える精神面の不安や悩みに係る問題に対処するため、心理療法士による学生心理相談を月 2 回行い、心理学的なケアを提供している。さらに、オフィス・アワーにおいても、学修上の疑問に限らず、教員に学生生活一般に関する悩みを相談することもできる。

これらの施設や相談窓口の利用方法については、入学時に行われるオリエンテーションにおいて説明を行っている。

別添資料7 - 1 2

学生心理相談室について (2013 年度)

(出典：オリエンテーション配布資料)

そして、各種ハラスメントについては、全学的なハラスメント防止対策組織が設置され、学内外の相談窓口を利用することができる。法学研究科には、各種委員会の一つとして、ハラスメント防止委員会及びハラスメント部局相談員が設置され、法科大学院には、学生担当の教員のうち、ハラスメントの相談窓口となる者が指名されている。【解釈指針7 - 2 - 1 - 2】

別添資料7 - 1 3

ハラスメントの防止と解決のために

(出典：オリエンテーション配布資料)

別添資料7 - 1 4

法学研究科各種委員会委員名簿

(出典：総合運営調整教授会配布資料)

別添資料6 - 7

2013 年度法科大学院各種委員会等構成・分担

(出展：法科大学院運営委員会配布資料)

7 - 3 障害のある学生に対する支援

基準 7 - 3 - 1

身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

(基準 7 - 3 - 1 に係る状況)

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実

本法科大学院では、平成 22 年 6 月末に完成したエクステンション教育研究棟内(1 階から 5 階)に、講義室、演習室、ゼミ室、模擬法廷室、学生自習室、法政実務図書室、コモンルーム、情報処理コーナー室、事務室等、学生が日常利用するすべての施設が配置され、各階の移動にはエレベータ(2 基のうち 1 基は車椅子利用者に対応)が利用できるなど、障害のある学生の利用を想定し、その移動にかかる負担の軽減を図っている。

また、上記施設は、当初より、バリアフリー化が図られ、例えば、通路等の段差をなくし、車椅子等による移動が容易となるようにし、また、建物 1 階には、多目的 WC を設置している。また、講義室の机・椅子は移動できることから、車椅子利用者用のスペースも容易に確保することができる。

必修科目の行われる講義室には、マイク及びスピーカ並びにプロジェクタ及びスクリーンを設置し、聴覚又は視覚に障害のある学生が発言を聞き取り、また文字を読み取りやすくしている。

別添資料 B

平成 25 年度法科大学院学生便覧 P 103 ~ P 104

エクステンション教育研究棟配置図参照

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置

本法科大学院では、修学上の支援を要する学生の修学支援について、座席に関する配慮のほかは一般的な指針は明定していないが、学生からの申し出があれば、特別な配慮を要する学生の情報を教員間で共有した上で、状況に応じて柔軟に対応している。

過去には、申し出のあった弱視の学生について、授業時の座席(専門職大学院係において座席を指定する)を最前列としたり、配布物や試験問題の拡大コピーを用意したりするなどの修学上の支援を行った例がある。

表 7 - 3 - 1 - (1)

入学手続き完了者に対する授業時の座席配慮の説明文

10 . 授業時の座席配慮について

本法科大学院の必修科目の授業においては、座席を指定して授業を実施します。そのため、病気等の理由により必修科目授業時の座席に配慮が必要な方は、3月8日(金)までに専門職大学院係に相談してください。期日までに相談がない場合には座席の配慮ができないことがありますのでご注意ください。

(出典 : 入学関係書類の送付について)

別添資料 7 - 15

授業時の座席配慮の申請書

授業時の座席配慮について

(出典 : カリキュラム等委員会配布資料)

表 7 - 3 - 1 - (2)

カリキュラム委員会議事録（抜粋）

6．授業時の座席配慮について

* 現在、L2生1名につき、本人の申し出に基づき、視力の関係上、授業時の座席を最前列とする措置を採っている（本人に確認の上、来年度も継続の予定）。これに加えて、2012年度入学の新生4人（L2生3名、L1生1名）から、授業時（1名については試験時と同じ）の座席配慮の申し出があるので、その取扱いにつき報告した。なお、この件については、来年度の開講前に、当該学生が受講する授業の担当教員に通知するほか、特に配慮を必要とするL2生1名については、法科大学院で授業を担当する全教員に向けても、4月の運営委員会の際にアナウンスする等して周知をはかることとした。

（出典：カリキュラム等委員会議事録）

表 7 - 3 - 1 - (3)

法科大学院運営委員会議事録（抜粋）

2．教務関係事項の連絡について

中林カリキュラム等委員会委員長から、授業や試験において特別な配慮を必要とする学生がいること、実務労働法 の開講日程の変更、エクスターンシップの追加等について説明があった。

（出典：H24.4.18 法科大学院運営委員会議事録）

7 - 4 職業支援（キャリア支援）

基準 7 - 4 - 1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準 7 - 4 - 1 に係る状況）

本法科大学院では、平成 20 年度より、法科大学院運営委員会の下に就職及び進路問題を担当する委員会を設け、学生に対する就職支援を行っている。同委員会は、就職説明会、企業説明会、進路に関わる連続講演会を開催し、仙台弁護士会の協力の下に、法律事務所訪問を仲介し、在学生・修了生に対してウェブサイトを通じて進路関係情報を発信し、修了生の就職活動体験記を司法試験の合格者に配付するなどして、学生の進路選択に必要な情報の管理・提供や指導・助言に努めている。

また、学生に対する支援の一環として、基準 7 - 1 で述べたオフィス・アワー制度において、教員が個別の学生の進路相談に応じ、助言を行うことが可能となっており、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路の選択ができるよう配慮している。学生は、特定の教員に対して、進路相談を内容とするオフィス・アワーの申込みを行うことができ、その窓口である専門職大学院助教室から連絡を受けて、教員が応じている。

別添資料 6 - 7

2013 年度法科大学院諸委員会等構成・分担

（出典：法科大学院運営委員会配布資料）

別添資料 7 - 1 6

平成 24 年度就職支援説明会の概要

（出典：東北大学法科大学院ウェブサイト）

平成 24 年度連続講演会の概要

（出典：TKC 教育研究支援システムウェブサイト）

平成 24 年度就職情報の案内等の概要

（出典：TKC 教育研究支援システムウェブサイト、東北大学法科大学院ウェブサイト）

別添資料 7 - 1 7

東北大学法科大学院修了生就職体験記（2013 年 3 月配布）

2 特長及び課題等

1. 特長

(1) 学習支援

法科大学院の授業において、双方向・多方向の方法を徹底しても、個々の学生の抱えている問題に即した指導にはおのずと限界があり、個別的な指導の機会を拡充することは欠かせない。このような考慮に基づき、教員によるオフィス・アワー制度に加え、助教・研究大学院学生による「春季補習ゼミ」を開講し、さらに、修了生弁護士によるオフィス・アワー制度を新設し、継続的な学習支援体制の充実を図っている。

また、学習支援のあり方について、法科大学院出身の教員を構成員に含む学修支援委員会を設け、組織として、より学生に近い立場からの提案を重視している。

なお、「学生」に対する学習支援ではないが、平成25年度より、「法務学修生」の制度を設けた。本法科大学院修了生に自習室（個室）をはじめとする施設利用を認めることとして、良質な学習環境を提供するとともに、教員・修了生弁護士によるオフィス・アワーの利用を可能とすることにより、学習支援の範囲を拡大した。

(2) 学生の生活支援

大学及び法科大学院独自の奨学金を有しており、それにより学生の生活基盤の安定を図り、また給付対象を成績優秀者とする奨学金により、学生の学習意欲を喚起している。

法学研究科独自の支援制度として、特に強い精神的負荷がかかっている法科大学院の学生が抱える精神面の不安や悩みに係る問題に対処するため、心理療法士による学生心理相談を月2回行い、心理学的なケアを提供している。

(3) 障害のある学生に対する支援

学生からの個別の配慮の要望に柔軟に対応している。また、法科大学院の建物が新しく、バリアフリー化を始め、障害のある学生の利用を想定した設備が整っている。

(4) 職業支援

法曹を講師とする連続講演会を定期的を開催することを通じて、法曹への関心と目的意識を高め、その使命を自覚できる機会を確保している。

また、法律事務所訪問の仲介や就職活動体験記の配付（司法試験合格者を対象）に加え、平成24年度より、修了生を対象とする各種行事や就職情報などの情報発信（ウェブサイトと電子メールによる）を拡充させており、本法科大学院と修了生との関係維持に努めている。

2. 課題等

(1) 従来、教員は、学生からの相談を待って、また定期試験の成績が出た後に、学生の抱えている問題を知り、これに対処することが多かったが、今後は、継続的な個別指導を可能とする体制を整備し、学生の抱える問題を早期に把握し、その解決に当たることが必要である。

(2) 職業支援や就職状況の把握という観点からは、平成22年11月に設立された法科大学院同窓会との関係を深め、その協力を得て、修了生と、より緊密なネットワークを構築することが必要である。また、法科大学院修了生の職域拡大についても、法科大学院協会と歩調を合わせて取り組む必要がある。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8 - 1 教員の資格及び評価

基準 8 - 1 - 1 : 重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準 8 - 1 - 1 に係る状況)

本法科大学院の全教員の配置は、別添資料のとおりである。

別紙様式 3

教員一覧 教員分類別内訳参照

基準日現在の教員の分類別内訳は、次表のように、専任教員 26 人(みなし専任教員 3 人を含む)、兼任教員 14 人、兼任教員(外部非常勤講師) 43 人である。

表 8 - 1 - 1 - (1)

教員分類内訳

	教授	准教授	講師	計	法曹実務経験者
専任教員	12	8	0	20	0
専任ではあるが他専攻の専任教員	0	0	0	0	0
実務家・専任教員	3	0	0	3	2
実務家・みなし専任教員	3	0	0	3	3
兼任教員(他専攻の教員)	5	9	0	14	
兼任教員(他大学等の教員等)	2	0	41	43*	

*派遣裁判官 1 名、その他法曹実務経験者 33 名を含む。

(出典：事務資料)

教員の配置を総合してみると、法律基本科目を中心として、当該科目を適切に指導できる専任教員が配置され、また、科目群間のバランス、年齢構成、授業科目と個別の教員の専門・経歴との対応関係のいずれにおいても、均衡のとれたものであり、教育上必要な教員が置かれているといえる。また、教員の採用・昇任に際しても、教育上の指導能力を評価している。

とりわけ、実務家教員については充実しており、専任教員 6 人(派遣裁判官 1 人、派遣検察官 1 人、みなし専任教員を含む)に加え、兼任教員においても多数の法曹実務経験を擁している。裁判官経験者の専任教員には元函館地家裁所長を迎え、弁護士である専任教員も実務経験 27 年以上という豊かな経験を持つ者であるなど、実務家教員の層

は厚いといえる。

教員の教育・研究上の業績、実務経験等に関しては、「東北大学法学研究科・法学部 研究教育の概要」「東北大学情報データベースシステム 東北大学研究者紹介」及び「法科大学院ホームページ 教員紹介」上において情報が開示されており、これらの情報に鑑みると、本法科大学院では、各専門分野に関し、高度の教育上の指導能力があると認められる者が適正に配置されているといえる。

なお、専任教員を教育上または研究上補助するために、東北大学大学院法学研究科博士後期課程を修了した者等を助教として、また、本法科大学院修了生をティーチングアシスタントとして採用する等、必要な人員を配置している。

本法科大学院の専任教員には、授業負担に関し、他専攻、他研究科及び学部等の授業負担を含めても、年間30単位を超える者は存在しない。

別紙様式3

教員一覧

以上から、本法科大学院では、研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれているといえる。

基準 8 - 1 - 2 : 重点基準

基準 8 - 1 - 1 に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準 8 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院の全教員の配置は、別添資料が示すとおりである。

別紙様式 3
教員一覧

専任教員について、法科大学院（総合法制専攻）と研究大学院（法政理論研究専攻）の専任教員を兼ねるものはおらず、また、平成 16 年度の設置当初より、法科大学院の専任教員と専門職大学院である公共政策大学院（公共法政策専攻）の専任教員を兼ねている者もない。【解釈指針 8 - 1 - 2 - 1】また、【解釈指針 8 - 1 - 2 - 2】には該当しない。

法学研究科では、2 年に 1 度、『東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要』と題する自己評価報告書を刊行しており、この中で、全専任教員について、対象期間における専任教員の教育上・研究上の業績や公的活動・社会貢献活動に関する情報が記載・公表されている。

別添資料 H

東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要 第 10 号 2012 年

また、東北大学では、「東北大学情報データベースシステム」にもとづき、全学の研究内容や研究者情報を広く社会に紹介する「東北大学研究者紹介」というシステムが稼働しており、検索サイトは一般に公開されている。

表 8 - 1 - 2 - (1)

東北大学研究者紹介ウェブサイト（出典：東北大学ウェブサイト）



このシステムでは、研究内容にもとづいて分類したクラスター検索、所属部局にもとづいて分類した所属検索、名前検索、著書等のタイトルで分類した著書論文等検索、任意の語句で絞り込みを行うキーワード検索が可能であり、教員名で名前検索をすれば、当該教員の氏名・所属・職名・学位・研究クラスター・研究キーワード・専門分野・所属学会・主要著書・主要論文・学外活動等が表示される仕組みになっている。また、法学研究科の教員紹介のページから教員名をクリックすれば、上記システムの検索結果が表示されるようにリンクが張られており、各教員の情報が見やすいかたちで一般に公開されている。

表 8 - 1 - 2 - (2)

東北大学法学研究科ウェブサイト教員紹介ページ例

The screenshot shows the website for the Faculty of Law at Tohoku University. At the top, there is a navigation menu with items like 'TOP', '概要', '教員紹介', '教育内容', 'アクセス', '入試情報', '就職情報', '証明書申込', 'Q&A', and 'メールマガジン'. The main content area is titled '教員紹介' (Faculty Introduction) and lists the following staff members:

法学研究科長	渡辺達徳 実務民事法
法科大学院長	成瀬幸典 刑法、応用刑法、実務刑事法
	飯島淳子 行政法
	植木俊哉 国際法発展、国際法発展演習
	遠藤伸子【実務家(派遣検察官 教員)】 刑事実務基礎演習、実務刑事法、模擬裁判、刑事裁判演習、刑事実務演習II、法曹倫理
	大内孝 西洋法曹史
	榎島博志 リーガル・リサーチ、外国法文献研究II(イソ法)、実務法理学I、実務法理学II
	宮澤里美【実務家(弁護士)】 エクスターンシップ、リーガル・クリニック、法曹倫理

以上のような教員の配置及び教員の研究教育上の業績、実務経験等に関するデータに鑑みると、本法科大学院では、基準 8 - 1 - 2 の (1) から (3) 号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれているといえる。

基準 8 - 1 - 3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8 - 1 - 3 に係る状況)

本法科大学院における専任教員の採用及び昇任に関しては、運営委員会の議を経て、院長が総合運営調整教授会で発議し、同教授会において選考委員会を設けて選考させることとされている(東北大学大学院法学研究科法科大学院運営委員会内規 14 条、東北大学大学院法学研究科総合運営調整教授会内規 16 条)。

教員の選考過程において、選考委員会は、当該教員候補者につき、研究上の能力だけでなく、教育上の指導能力等をも評価することが求められる。「東北大学法科大学院における教員の資格に関する申合せ」は、第2章において、専任教員の資格を、担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者とし、研究者教員は原則として法科大学院において2年以上の教育経験年数を有する者、実務家教員は5年以上の実務経験を有する者と定めている。また、同第3章において、兼任教員については、研究者教員につき大学等における1年以上の教育経験を有する者を有資格者とし、実務家教員については、5年以上の実務経験を有する者を有資格者としている。また、兼任教員については、兼任教員と同一の基準を採っている。

別添資料 8 - 1

東北大学法科大学院における教員の資格に関する申し合わせ

(出典:H23.3.4 法科大学院運営委員会配布資料)

なお、法科大学院の専任教員候補者の選考は、総合運営調整教授会において選考委員会を設けて選考することとされているが、任期の定めのある専任教員候補者の選考については、法科大学院運営委員会の下に選考委員会を設けて選考することとしており、特に実務家教員の選考について、法科大学院の独立性を強化するとともに、法科大学院教育の趣旨にふさわしい教育能力等を適切に評価する体制が整備されている。

表 8 - 1 - 3 - (1)

東北大学大学院法学研究科法科大学院における任期の定めのある専任教員候補者の選考手続に関する申合せ（平成19年6月20日法科大学院運営委員会承認）

（目的）

第1条 この申合せは、東北大学大学院法学研究科における任期の定めのある専任教員候補者の選考手続に関する申合せ（平成18年5月17日総合運営調整教授会承認。以下「申合せ」という。）にもとづき法科大学院において選考を行う際の手続の細則その他必要な事項を定めることを目的とする。

（選考手続開始の提案）

第2条 法科大学院長（以下「院長」という。）が申合せ第2条による提案をしようとするときは、法科大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議を経るものとする。

（選考委員会）

第3条 申合せ第4条第1項により設置される選考委員会は、研究科長、院長及び運営委員会において選挙する教授又は助教授3人以上の選考委員をもって構成する。

2 前項により選挙される選考委員は、運営委員会の構成員である教授又は助教授でなければならない。

3 任期の定めのある専任教員は、その退任にともなう後任者を選考する選考委員になることができない。

4 第1項の選挙は、構成員の3分の2以上が出席した運営委員会において出席者の無記名投票によって行い、次の各号に掲げる者を当選者とする。

一 任期の定めのない者のうち最多数を得た者1名

二 任期の定めのある者のうち最多数を得た者1名

三 一号および二号に掲げる者を除き最多数を得た者1名（一号及び二号に掲げる者がいずれも教授でないときは、一号及び二号に掲げる者を除き最多数を得た教授1名）

四 選挙すべき選考委員の数が3人を超えるときは、一号から三号までに掲げる者を除き最多数を得た者

5 前項各号の当選者を決定する場合において、有効投票の最多数を得た者が選挙すべき選考委員の数を超えるときは、教授と助教授との間においては教授を当選者とし、教授相互又は助教授相互の間においては教授又は助教授の任命の日付の最も先である者、任命の日付が同じ者の間においては年長の者を当選者とする。

6 選考委員会の存続期間は、設置の日から1年とする。

7 選考委員会の存続期間の途中において研究科長の異動があったときは、前研究科長はその存続期間の残任期間に限り選考委員として追加選出されたものとみなす。

8 前項の規定は、選考委員会の存続期間の途中において院長の異動があった場合に準用する。

（報告）

第4条 選考委員会は、選考が終わったときは、その結果を運営委員会に報告しなければならない。

（議決）

第5条 前条の選考の結果の報告があったときは、運営委員会はその可否を議決する。

2 前項の議決は、構成員の3分の2以上が出席した運営委員会において、出席者の3分の2以上の同意によって成立する。

（出典：平成19年6月20日 法科大学院運営委員会配布資料）

兼任教員の採用については、法学研究科の専任教員の選考として、総合運営調整教授会において、選考委員会を設けて選考させ、選考委員会報告を審議・議決する。

法学研究科に新規に採用されたばかりの教員には、法科大学院の授業を担当させず、学部ないし研究大学院の授業を経験してから兼任教員とすることにしている。法学研究科専任教員が兼任教員として法科大学院の授業を担当する基準については、「東北大学法科大学院における教員の資格に関する申合せ」第3章に明文の規定を置いている。

また、兼任教員（非常勤講師）の委嘱については、毎年度、関連教員からの申請を取りまとめて、カリキュラム等委員会においてその必要性や妥当性を審議・検討した上で、法科大学院運営委員会で審議事項として承認する扱いとしている。兼任教員の本法科大学院の授業を担当する基準については、「東北大学法科大学院における教員の資格に関する申し合わせ」第4章に明文の規定を置いている。

別添資料 8 - 1

東北大学法科大学院における教員の資格に関する申合せ

（出典：H23.3.4 法科大学院運営委員会配布資料）

8 - 2 専任教員の配置及び構成

基準 8 - 2 - 1 : 重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成 11 年文部省告示第 175 号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の 1.5 倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第 2 号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員 1 人当たりの学生の収容定員に 4 分の 3 を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき 1 人の専任教員が置かれていること。

（基準 8 - 2 - 1 に係る状況）

教員分類別内訳（別紙様式 3）が示すとおり、基準日現在の本法科大学院の専任教員数は、26 人（みなし専任教員 3 人を含む）である。

本法科大学院における専任教員数は、基準 8 - 2 - 1 にしたがえば、以下の 及び の要件を充足しなければならない。

[平成 11 年文部省告示第 175 号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数 5 人 × 1.5 倍の数（小数点以下切り捨て） = 7 人] + [同告示の第 2 号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数 5 人] = 12 人であるから、12 人以上であること。

同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員 1 人当たりの学生の収容定員 20 人に 4 分の 3 を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下切り捨て） = 15 人につき 1 人の専任教員が置かれていること。すなわち、東北大学法科大学院の収容定員は 80 人であるから、 $(80 \times 3) \div 15 = 16$ より、16 人以上であること。

本法科大学院の専任教員数は 26 人であるから、 及び をともに充足している。

専任教員 26 人のうちで公共政策大学院その他の専門職学位課程について専任教員として取り扱われている者はいない。【解釈指針 8 - 2 - 1 - 1】また、専任教員 26 人のうち、教授 18 人、准教授 8 人であり、教授が半数以上を占めている。【解釈指針 8 - 2 - 1 - 2】

別紙様式 3

教員一覧

本法科大学院においては、基準 8 - 2 - 1 において定める数を超えて専任教員を配置し、特に法律基本科目については、多数の科目において複数の専任教員を擁しており、本自己評価書の冒頭に掲げた法科大学院教育の理念や目的の実現に必要とされる、徹底した少人数教育を実施する上で、望ましい教員配置になっている。【解釈指針 8 - 2 - 1 - 3】

基準 8 - 2 - 2 : 重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

（基準 8 - 2 - 2 に係る状況）

科目別専任教員数一覧（別紙様式 4）から、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）の専任教員数を抜粋してみれば、以下に示すとおりである。

表 8 - 2 - 2 - (1)

法律基本科目専任教員数

	憲法	行政法	民法	商法	民事 訴訟法	刑法	刑事 訴訟法
教授	2	1	4*	1	1	2*	2*
准教授	1	0	1	1	0	0	0

*民法、刑法および刑事訴訟法のうち各 1 人は実務家教員を含む。

（出典：事務資料）

本法科大学院では、上の表に示すとおり、法律基本科目 7 科目のすべてに専任教員を置いている。これらの専任教員のうち、研究者教員については、法科大学院における 5 年以上の教育経験年数と当該科目に関する十分な研究業績を有する者であり、実務家教員については 15 年以上の豊富な実務経験を有する者であり、当該科目を適切に指導できる専任教員といえる。

【解釈指針 8 - 2 - 2 - 1】には該当しない。

基準 8 - 2 - 3

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

(基準 8 - 2 - 3 に係る状況)

科目別の専任教員数は、添付資料(科目別専任教員数一覧(別紙様式4))のとおりであるが、法律基本科目を含めた科目群ごとの専任教員数の内訳を示す。

表 8 - 2 - 3 - (1)

科目群ごとの専任教員数

	法律基本 科目	法律実務 基礎科目	基礎法・ 隣接科目	展開・ 先端科目	合計
教授	13	7	2	13	35
准教授	3	0	2	7	12
合計	16	7	4	20	47

(出典：事務資料)

このように、本法科大学院においては、本自己評価書の冒頭に掲げた法科大学院教育の理念や目的に応じ、基礎法・隣接科目に4人、展開・先端科目に20人の専任教員を配置し、特に第3年次の学生に向けて多様かつ充実した展開・先端科目を開講できるように配慮している。【解釈指針 8 - 2 - 3 - 1】

本法科大学院では、法律基本科目に属する科目について、第1年次に第1年次科目9科目(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法)計30単位、第2年次に基幹科目3科目(実務公法、実務民事法、実務刑事法)計28単位を必修科目としているが、これらの科目の授業については、第1年次科目である行政法及び民法を担当する各1人の教員を除き、すべて専任教員(研究者教員及び実務家教員)が担当している。

また、実務基礎科目のうち、法曹倫理(2単位・必修科目)、民事要件事実基礎(2単位・必修科目)については、みなし専任教員を含む実務家専任教員が担当しているほか、民事・行政裁判演習(3単位・必修科目)及び刑事裁判演習(3単位・必修科目)についても、非常勤教員の協力を仰ぎつつ、実務家専任教員が共同担当者として加わり、責任をもって実施する体制を組んでいる。

以上のように、本法科大学院の必修科目については、9割以上の科目が専任教員によって担当されている。

また、法律基本科目に属する応用基幹科目(第3年次配当・各2単位)7科目については、1科目を除き、専任教員が担当、または共同担当している。

基礎法・隣接科目(2単位×11科目)、および、展開・先端科目のうち司法試験選択科目対応科目(2単位×17科目)については、全科目のうち7割以上の科目が専任教員により担当されている。

兼任教員（法学研究科の他専攻に属する教員）や兼任教員（他大学に属する教員や学外の実務家教員）が担当している科目は、一部の実務基礎科目（たとえば、エクスターンシップ等は科目の性質上、学外の弁護士に非常勤講師を委嘱して学生の受入れを依頼している。）や展開・先端科目（科目の性質上、専任教員だけでは担当しきれない分野・領域の科目が少なくない。）に限られている。

以上から、専任教員の科目別配置等のバランスは適正といえる。

別紙様式 1

開設授業科目一覧

法科大学院で開講されている授業科目について、「優れた法曹」の養成を目指し、研究者教員と実務家教員とがお互いの特性を生かし合いながら、体系的な法理論教育及び法曹実務教育を実施するという本法科大学院の教育目的から、法律基本科目（1年次科目、基幹科目、応用基幹科目）及び実務基礎科目（エクスターンシップを除く）を主要な授業科目として、授業科目数及び専任教員の割合を計算する。

平成 24 年度・平成 25 年度における授業科目数及び専任教員の割合は以下のとおりであり（教員数は述べ人数）、専任教員の割合は、法律基本科目では 85% 以上、実務基礎科目（エクスターンシップを除く）を含めても 75% 程度に達している。

表 8 - 2 - 3 - (2)

平成 24 年度

区分	科目数	専任教員	担当教員
1 年次科目	9	8	11
基幹科目	6	24	26
応用基幹科目	7	7	8
実務基礎科目 *	20	22	37
計	42	61	82

専任教員の割合 74.39%

平成 25 年度

区分	科目数	専任教員	担当教員
1 年次科目	9	9	11
基幹科目	6	26	26
応用基幹科目	7	6	8
実務基礎科目 *	20	22	38
計	42	63	83

専任教員の割合 75.9%

* エクスターンシップを除く。

（出典：事務資料）

以上から、本法科大学院では、教育上主要と認められる授業科目については、その大半が専任教員によって担当されているといえる。

なお、専任教員 26 人の年齢構成を 30 歳代、40 歳代、50 歳代、60 歳代に分けて整理してみると、下の表のようになる。各世代に散らばり、偏りがなく、理想的な構成になっており、専任教員の採用においても、年齢構成に著しい偏りが生じないように努めている。【解釈指針 8 - 2 - 3 - 1】

表 8 - 2 - 3 - (3)

専任教員の年齢構成

	30代	40代	50代	60代	合 計
専任教員(研究者)	8	6	6	0	20
専任教員(実務家)	1	2	2	1	6

(出典：事務資料)

基準 8 - 2 - 4 : 重点基準

基準 8 - 2 - 1 に定める専任教員の数のおおむね 2 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準 8 - 2 - 4 に係る状況)

(1) 実務家教員の実務経験と実務能力

本法科大学院の専任教員のうち 6 人がいわゆる実務家教員であり (みなし専任教員 3 人を含む) 設置基準において定められている専任教員数の 2 割以上を占める。これら 6 人の実務経験と経験年数を略記すれば以下のとおりであり (詳細は、実務教員略歴参照) 最も短い者でも 12 年以上の法曹実務または行政実務の経験を有し (6 人のうち 5 人が法曹としての実務経験を有する) その略歴から明らかなように高度の実務能力を有する者といえる。

教授 信濃孝一 元裁判官 (函館地・家裁所長) 実務経験年数 36.0 年
 教授 遠藤伸子 派遣検察官 (仙台高検検事) 実務経験年数 15.0 年
 教授 深沢正志 元特許庁審査官 実務経験年数 23.0 年
 教授 中島朋宏 派遣裁判官 (仙台高裁判事) (みなし専任) 実務経験年数 12.7 年
 教授 官澤里美 弁護士 (みなし専任) 実務経験年数 27.1 年
 教授 佐藤裕一 弁護士 (みなし専任) 実務経験年数 28.1 年

別添資料 8 - 2

実務家教員略歴 (出典 : 事務資料)

(2) 実務家教員の担当科目

これら 6 人の実務家教員の担当授業科目を教員一覧 (別紙様式 3) から抜き出して記載すれば、以下のとおりである。

教授 信濃孝一 (実務民事法、民事・行政裁判演習、民事法発展演習、リーガル・リサーチ)

教授 遠藤伸子 (実務刑事法、法曹倫理、刑事裁判演習、模擬裁判、刑事実務基礎演習、刑事実務演習)

教授 深沢正志 (知的財産法)

教授 中島朋宏 (法曹倫理、民事要件事実基礎、民事法発展演習)

教授 官澤里美 (法曹倫理、リーガル・クリニック、エクスターンシップ)

教授 佐藤裕一 (ローヤリング、エクスターンシップ、民事法発展演習)

いずれも、その実務経験に関連の認められる授業科目を担当している。【解釈指針 8 - 2 - 4 - 1】

(3) みなし専任教員の要件の充足

中島朋宏教授、官澤里美教授、佐藤裕一教授は、いわゆるみなし専任教員に該当する。3 人はそれぞれ年間に 6 単位、12.4 単位、14 単位の授業を担当し、かつ、法科大学院運営委員会 (基準 9 - 1 - 1 に関する説明参照) の構成員として、教育課程の編成その他の法科大学院の組織の運営について責任を担っており、いずれもみなし専任教員の要件を充たしている。【解釈指針 8 - 2 - 4 - 2】

別紙様式 3

教員一覧

別添資料 8 - 3

各種運営委員会出欠一覧 (出典 : 事務資料)

基準 8 - 2 - 5

基準 8 - 2 - 4 に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準 8 - 2 - 5 に係る状況)

以下に挙げるように、本法科大学院の実務家教員6人のうち、その3分の2以上にあたる5人は、法曹としての実務の経験を有する者である。

教授 信濃孝一 元裁判官(函館地・家裁所長)実務経験年数 36.0年

教授 遠藤伸子 派遣検察官(仙台高検検事) 実務経験年数 15.0年

教授 深沢正志 元特許庁審査官 実務経験年数 23.0年

教授 中島朋宏 派遣裁判官(仙台高裁判事)(みなし専任) 実務経験年数 12.7年

教授 官澤里美 弁護士(みなし専任) 実務経験年数 27.1年

教授 佐藤裕一 弁護士(みなし専任) 実務経験年数 28.1年

別紙様式 3

教員一覧

8 - 3 教員の教育研究環境

基準 8 - 3 - 1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準 8 - 3 - 1 に係る状況)

専任教員 26 人の年間授業負担(他専攻、他研究科及び学部等の授業負担を含む)を別紙様式 3 の記載に従い単位数によって整理してみると、以下のようになる。

12 単位以下	6 人(みなし専任教員 1 人を含む)(最少 6 単位)
12 単位超 16 単位以下	1 1 人(みなし専任教員 2 人を含む)
16 単位超 20 単位以下	5 人
20 単位超 24 単位以下	2 人
24 単位超 30 単位未満	2 人 (最多 28.1 単位)

専任教員のうち 6 割以上の教員の年間授業負担は 16 単位以下であり、適正な範囲に抑えられている。しかし、最多で 28.1 単位を負担している教員がおり、20 単位を超える教員が 4 人を数えている。このように一部教員の授業負担が重くなっている原因は、1 つの専門分野に 1 人の教員しかおらず、法科大学院・法学部・研究大学院等の関連授業科目の負担がその 1 人に集中する場合があること、授業負担に比べて専任教員の数がやや少ない分野があること(特に刑事法系)などによるものであると考えられる。今後、負担が重くなっている教員の負担を軽減するよう工夫したり、専任教員を補充したりすることによって、専任教員の年間授業負担が 20 単位以下となるよう検討を進めている。なお、年間 30 単位を超える授業負担を負っている者はいない。【解釈指針 8 - 3 - 1 - 1】

別紙様式 3

教員一覧

基準 8 - 3 - 2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準 8 - 3 - 2 に係る状況)

東北大学では、平成 18 年 3 月 14 日付理事(人事担当)裁定により「サバティカル制度を実施するためのガイドライン」が定められ(表 8 - 3 - 2 - (1) 参照) 各部局において、このガイドラインを基本に、部局の事情に応じた実施細目を定め運用することが可能となった。

表 8 - 3 - 2 - (1)

サバティカル制度を実施するためのガイドライン

このガイドラインは、サバティカル制度の実施に関する指針を示すものです。各部局においては、このガイドラインを基本に、部局の事情に応じた実施細目を定め運用してください。

1. サバティカル制度

(1) 定義

サバティカル制度とは、下記に定める資格を有する教員に対し、その職務の一部を一定期間免除し、自らの計画に基づき研究に専念させる制度です。

(2) 目的

サバティカル制度の目的は、①教員の専門分野に関する能力の向上を図ること、②それにより本学の研究・教育の推進に資することです。

(3) 資格

サバティカル制度を利用することができる者は、本学の教員として、原則6年間継続して勤務した者としてします。

なお、2回目以降については、直前のサバティカル期間終了の日の翌日から勤務期間を起算することになります。

(4) 期間等

サバティカル期間は、原則として6月以上1年以内の引き続く期間とします。また、サバティカル期間の始期は、原則として4月又は10月とします。

2. 利用の手続き

教員は、サバティカル制度を利用しようとする場合には、部局長に申請し、その承認を得なければなりません。

なお、この申請、審査及び承認の手続きについては、部局において定めることとなります。

3. 就業上の手続き

サバティカル制度を利用する教員は、サバティカル期間中の研究に従事する態様に依りて、出張、研修、休職、兼業その他必要な就業上の手続きをとることとなります。なお、通常どおり大学に出勤して研究に専念する場合があります。

4. 研究成果等の報告

サバティカル制度を利用した教員は、サバティカル期間終了後、その研究内容及び研究成果に関し、部局長に報告しなければなりません。

5. 運用等

サバティカル制度の実施に関しその他必要な事項については、このガイドラインを基本に、部局が定めることとなります。例えば、下記のこと等が考えられます。

①申請募集の時期・方法

②申請書様式

③研究計画の適正審査の手続き

④承認基準(件数制限、当該専攻等の推薦(承諾)の有無等)

⑤報告の時期・方法

⑥報告書等の様式

6. その他

このガイドラインは平成 18 年 4 月 1 日から実施します。

なお、運用の状況等により、必要が生じた場合にはその都度適切な見直し、改訂を行なうものとします。

(出典:人事担当理事裁定文書)

上記ガイドラインに基づき、法学研究科においてもサバティカル制度の導入について検討を進めた結果、平成 20 年 11 月 19 日の法学研究科総合運営調整教授会において、サバティカル制度の導入が決定された。これにより、法科大学院の専任教員においても、

本研究科における6年以上の継続勤務等を要件として、サバティカル制度の利用が可能となった。候補者の決定については、法学研究科総合運営調整教授会において審議されることとなっており、研究上及び管理運営上の業績が考慮されている。

表 8 - 3 - 2 - (2)

法学研究科サバティカル制度に関する内規

(平成20年11月19日 総合運営調整教授会)

(目的等)

1. 教員の専門分野に関する能力の向上を図り、もって本研究科の研究・教育の推進に資するため、次項に定める資格を有する教員について、その職務の一部を一定期間免除し、自らの計画に基づいて研究に専念させる制度(以下、「サバティカル制度」という。)を設け、本内規に従って運用するものとする。

(資格)

2. サバティカル制度を利用することができる者は、本研究科教授又は准教授として6年以上継続して勤務した者とする。ただし、本研究科教員としてサバティカル制度によることなく6月以上の職務免除を経験した者、又は、既にサバティカル制度を利用した者については、当該職務免除期間又はサバティカル制度利用期間の終了後、6年以上経過していることを要するものとする。

(欠格事由)

3. 前項の規定にかかわらず、利用期間内において、研究科長、副研究科長、教育研究評議員、法科大学院長又は公共政策大学院長の任に当たることとなる者は、サバティカル制度を利用することができない。

(期間)

4. サバティカル制度による職務免除期間は、原則として6月以上1年以内の連続した期間とする。

(始期)

5. サバティカル制度利用の始期は、原則として、4月1日又は10月1日とする。

(免除されない職務)

6. サバティカル制度の利用期間中においても、次の職務は免除されないものとする。

①研究大学院生の指導教員としての職務

②教員選考委員会委員としての職務

③学位論文審査委員としての職務

④その他研究科長が継続して従事する必要があると認めた委員としての職務

(就業上の手続)

7. サバティカル制度の利用期間中であっても、出張、研修、兼業、その他の就業上必要な手続は、これをとらなければならない。

(人数)

8. サバティカル制度の利用は、各年度ごとに2名をもって限度とする。

(申請)

9. サバティカル制度の利用を希望する者は、研究科長が公示する募集期間内に、「法学研究科サバティカル制度利用申請書」(別紙様式)に必要事項を記入して、法学研究科長に申請するものとする。

(選考)

10. 前項の申請があったときは、法学研究科長は、法学研究科運営会議に諮って候補者を決定し、法学研究科総合運営調整教授会の承認を得るものとする。

(研究成果報告書の提出)

11. サバティカル制度を利用した者は、当該利用期間の終了後1月以内に、その研究内容及び研究成果について、研究科長に報告しなければならない。

(補則)

12. 外部資金の補助を得て行う長期在外研修など従前慣行上認められるものとされていた6月以上に及ぶ職務免除については、この内規によるサバティカル制度には該当しないものとして、従前の慣行に従って取り扱うものとする。ただし、先にサバティカル制度を利用した後6年経過するまでの間に外部資金の補助を得て長期在外研修を行う場合には、長期在外研修期間は、当該サバティカル制度の利用期間と合算して2年を超えることはできない。

(附則)

この内規は、平成21年4月1日から施行する。

(出典：総合運営調整教授会資料 平成20年11月19日)

サバティカル制度の利用状況は以下のとおりである。

表 8 - 3 - 2 - (3)

サバティカル制度の利用状況

平成22年10月～平成23年9月	辻村みよ子教授(平成25年4月他大学転出)
平成23年 4月～平成24年3月	戸澤英典教授(公共法政策専攻)
平成24年 4月～平成25年3月	芹澤英明教授
平成25年 4月～平成26年3月	稲葉馨教授(兼担教員)

(出典:事務資料)

基準 8 - 3 - 3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8 - 3 - 3 に係る状況)

本法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、本法科大学院が置かれている片平地区には、法政実務図書室に事務補佐員 2 人、専門職大学院助教室に助教 6 人と事務補佐員 1 人、ティーチングアシスタント 3 人がそれぞれ配置されている。

法政実務図書室の事務補佐員には、主として教育上の職務を補助するため、図書館司書の資格と豊かな経験を有する者が配置されている。専門職大学院助教室の助教及び事務補佐員は、教材・資料の作成や授業準備、オフィス・アワーの調整など教育上及び研究上の職務を補助しているが、高度専門的な職務をも果たせるよう、助教には東北大学大学院法学研究科博士後期課程を修了した者が配置されている。また、法科大学院修了生をティーチングアシスタントとして配置し、法律基本科目及び法律実務基礎科目を中心として、教育上の職務についての補助の体制を強化している。

別添資料 8 - 4

平成 25 年度法科大学院教育補助者一覧

また、研究者教員のほとんどは川内地区に研究室を有しているが、同地区には研究補助室に助手 2 人が配置されており、これらの助手もその職務の一部ではあるが法科大学院関係の補助業務に関与している。

2 特長及び課題等

1 特長

本法科大学院の教員組織については、各個別教員の教育・研究能力の高さ、必修科目等に配置された専任教員の数、専任の実務家教員の実務家としての実務及び教育能力・経験の豊かさなど、他の法科大学院と比べても、充実しているものといえる。

また、法律基本科目ばかりでなく、基礎法学・隣接科目や展開・先端科目についても、高度の教育・研究能力を有する専任教員を多数配置している。本法科大学院が目的としている、「優れた法曹」の養成のためには、法律基本科目に関する知識はもとより、隣接科目や先端科目に関する豊かな素養を身につけさせることが必要不可欠であると考えられるからである。

さらに、年齢構成については、40歳代を中心とするバランスのとれた教員配置となっており、また、研究者教員と経験豊かな実務家教員とが適切に組み合わせられた組織となっている。

加えて、平成21年度からサバティカル制度を導入し、教員の業績に応じて研究専念期間を取得することができる点としている点も特徴として挙げられる。

2 課題等

授業の負担については、科目及び教員により若干の偏りが見られるので、これを平準化するよう努める必要がある。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9 - 1 管理運営の独自性

基準 9 - 1 - 1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

（基準 9 - 1 - 1 に係る状況）

本法科大学院は、研究大学院（法政理論研究専攻）、公共政策大学院（公共法政策専攻）とともに、東北大学大学院法学研究科の専攻の一つ（総合法制専攻）として位置付けられているが（東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程5条）、以下のとおり、法科大学院における教育活動等を適切に実施するのにふさわしい独自の運営の仕組みを有しており、その詳細は、東北大学大学院法学研究科法科大学院運営委員会内規（以下、「運営委員会内規」という）によって定められている。

まず、本法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議として、法科大学院運営委員会が置かれており（上記規程9条1項）、毎月（原則として第3水曜日に）開催されている。

運営委員会は、法科大学院の専任の教授、准教授及び法学研究科長をもって構成され（運営委員会内規2条1項）、このほか、運営委員会の決議により、法科大学院において開設される授業科目を担当しまたは担当することが予定されている法学研究科の他専攻の専任の教授または准教授を構成員に加えている（同内規2条2項）。また、平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者（いわゆるみなし専任教員）についても、法科大学院の専任の教員として運営委員会の構成員とされており、法科大学院の教育課程の編成等に関して責任を担っている。【解釈指針9 - 1 - 1 - 2】

本法科大学院では、法科大学院に関する事項で次に掲げるものは、運営委員会の審議に付さなければならないこととされている（運営委員会内規3条）。教員の人事に関する事項、教育研究上の組織に関する事項、授業に関する事項、試験に関する事項、教育課程に関する事項、学生の定員に関する事項、学生の身分に関する事項、学生の懲戒に関する事項、授業料の減免に関する事項、学生の厚生補導に関する重要事項、学位に関する事項、規程等の制定改廃に関する事項、予算に関する重要事項、その他総合法制専攻に関する重要事項。このように、本法科大学院の運営に関する重要事項については、運営委員会において審議されている。【解釈指針9 - 1 - 1 - 1】

法学研究科では、法学研究科全体に共通する事項に関する調整・審議は、総合運営調整教授会によって行うこととされており、研究科に関する一定の事項は、同教授会の審議に付さなければならないが、法科大学院（総合法制専攻）を含む各専攻の重要事項については、当該専攻の運営委員会において決定し、またはあらかじめ審議するものとされており（東北大学大学院法学研究科総合運営調整教授会内規3条）、法科大学院運営委員会における審議は、総合運営調整教授会において尊重されている。【解釈指針9 - 1 - 1 - 3】

また、本法科大学院では、法科大学院の業務を掌理する院長（専攻長）が置かれている（同規程2条・6条1項）。院長（専攻長）は、法科大学院の専任の教授又は准教授の中から、法科大学院運営委員会の選挙によって選出することとなっている（運営委員会内規9条1項）。なお、法科大学院の研究・教育の推進と円滑な運営のため、院長の職務を補佐する者として、副院長2人を置いている（同内規11条）。

別添資料9 - 1 東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程 別添資料9 - 2 東北大学大学院法学研究科法科大学院運営委員会内規

基準 9 - 1 - 2

法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

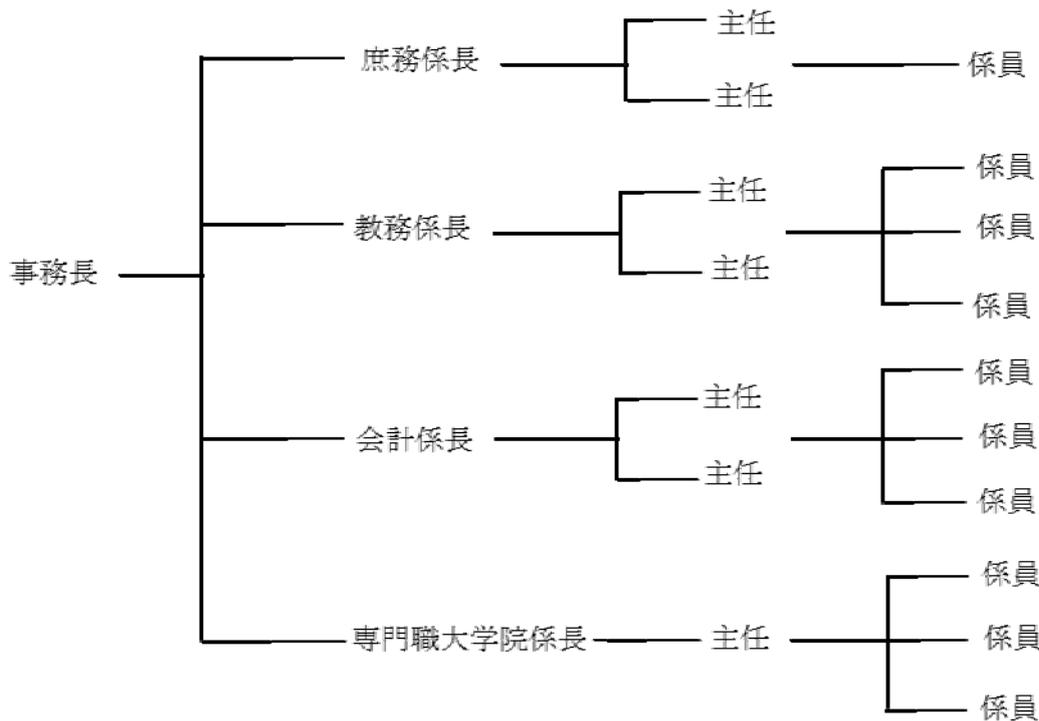
(基準 9 - 1 - 2 に係る状況)

本法科大学院は、法学研究科の中の専攻(綜合法制専攻)として位置付けられている。法学部・法学研究科の中で、法学部と研究大学院は川内地区に置かれ、法科大学院と公共政策大学院は片平地区に置かれている。また、法科大学院の専任教員の多くは、川内地区に研究室を有している。

このような事情に対応しながら法科大学院の管理運営を適確に遂行するために、片平地区に専門職大学院係を置いている。なお、法学研究科全体の事務組織は、法学部・法学研究科事務組織図のとおりとなっている。

表 9 - 1 - 2 - (1)

○法学部・法学研究科事務組織図(平成25年4月1日現在)



業務内容

庶務係	公印の管守、教授会及び委員会等、職員の人事・給与及びサービス等、共済組合の長期給付、職員の保健衛生、職員の出張、科学研究費補助金、職員の諸願届及び諸証明、諸規定の制定及び改廃、公文書類の收受・発送・浄書及び保存、評価関係、公用車の運転業務
-----	---

<p>教務係</p>	<p>入学・編入学・退学・休学・除籍及び卒業、教育課程、授業及び試験、学生の学籍及び身上、学生の厚生及び補導、学生の奨学育英、授業料等の免除及び徴収猶予、学生の諸願届及び諸証明、教育職員免許法に基づく事務、研究生及び科目等履修生等、外国人留学生等、学生の就職</p>
<p>会計係</p>	<p>財務（予算）、不動産等、物品の管理、給与及び旅費等の支払、共済組合（長期給付に関するものを除く。）、科学研究費補助金の経理、物品の寄附、庁務職員の監督、構内の警備及び衛生、火災その他災害の防止</p>
<p>専門職大学院係</p>	<p>【法科大学院及び公共政策大学院に関する次の事務】 入学・退学・休学・除籍及び修了等、教育課程、授業及び試験、学生の学籍及び身上、学生の厚生及び補導、学生の奨学育英、授業料等の免除及び徴収猶予、学生の諸願届及び諸証明、職員の服務に関すること、公文書類の收受・発送・浄書及び保存、物品の管理、火災その他災害の防止</p>

（出典：事務資料）

専門職大学院係は、法科大学院及び公共政策大学院の教務事務及び片平地区の庁舎管理事務を中心に、法科大学院の管理運営事務を統括している。同係には、平成18年度以降、常に5人以上の職員が配属され（基準日時点では、係長1人、主任1人、係員3人、計5人が配属されている）、法科大学院の管理運営に必要な体制が整えられている。専門職大学院係の所管事務には公共政策大学院関係の事務も含まれるが、公共政策大学院の定員が30人であるのに対して法科大学院の定員は80人であり、法科大学院の管理運営に重点が置かれることになる。

このほか、庶務係は、各種書類の作成や資料の準備、法科大学院運営委員会の開催案内の発出や議事録の作成、教職員の任用・処遇等を通じて、会計係は、財務関係事項の処理を中心に、法科大学院の管理運営事務に関与している。

基準 9 - 1 - 3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

(基準 9 - 1 - 3 に係る状況)

既に触れたように、本法科大学院は、法学研究科の中の専攻（総合法制専攻）として位置付けられ、また、法学部・法学研究科の中で、法学部と研究大学院は川内地区に置かれ、法科大学院（と公共政策大学院）は、裁判所や検察庁に近い片平地区に置かれている。

法科大学院の開設時は、片平地区の既存の建物を改修し、教室・自習室・図書室等の必要な施設を整備することとしたが、大学本部からは、開設の前年度である平成 15 年度以降、毎年、総長裁量経費等を受け、施設整備及び施設の拡張に関する予算の配慮を得てきた。

その後、平成 19 年 11 月に、東北大学片平キャンパスマスタープランの下、専門職大学院を含む片平エクステンション教育研究棟の新設が理事・副学長会議において承認された。平成 22 年 6 月末に片平エクステンション教育研究棟が完成したことにより、本法科大学院のすべての設備が一つの建物に集約され、設備の整備・充実が図られ、高度で専門的な知識、能力を備えた法曹を養成するためのより充実した環境が実現されている。

別添資料 9 - 3

学内財源を活用した新たな整備手法による建物整備計画

(出典:平成19年12月18日開催部局長連絡会議配付資料)

別添資料 9 - 4

施設計画：新規施設計画（短期）

(出典:平成19年11月29日開催片平キャンパス整備委員会配付資料)

別添資料 9 - 5

東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要 第9号 2010年 8-9頁参照

別添資料 H

東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要 第10号 2012年 10-11頁参照

本法科大学院では、上述の総長裁量経費の配分の他に、以下のように、本法科大学院の教育活動等の適切な実施のための予算配分がなされている。

まず、部局ごとの教育研究基盤経費については、現在、法科大学院学生 1 人あたり 175、500 円の経費が配分されている。

さらに、実務家教員等に対する手当として、平成 20 年度には約 955 万円、平成 21 年度には約 970 万円、平成 22 年度には約 1,038 万円、平成 23 年度には約 1,046 万円、平成 24 年度には約 1,068 万円の経費の支援を受けている。

また、TKC 教育研究支援システム、LIC による LLI 統合型法律情報システムの利用に係る経費については、共通経費から支援を受けている。

このように、法学研究科からの働きかけを受けて、本法科大学院の設置者である国立大学法人東北大学では、本法科大学院がその趣旨・目的に沿った教育活動を展開できるよう、その開設前から現在まで法科大学院の運営に必要な予算措置を講じてきたといえる。

また、東北大学では、予算要求や総長裁量経費の配分にあたっては、総長ヒアリング

など部局ごとの聴聞の機会が設けられており、それを通じて、法学研究科の一専攻である本法科大学院も意見を述べる機会が与えられている。【解釈指針9 - 1 - 3 - 1】

○別添資料9 - 5

東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要 第9号 2010年 8 - 9頁参照

別添資料H

東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要 第10号 2012年 10 - 11頁参照

別添資料9 - 6

平成25年度総長裁量経費及び平成26年度概算要求に関する総長ヒアリングの実施について

以上のように、本法科大学院は、教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的な基礎を有しているといえる。

2 特長及び課題等

1 特長

(1) 専門職大学院系の設置

法科大学院の管理運営を適切に遂行するための事務体制として、法科大学院の管理運営に重点をおく専門職大学院係を設けている。法学部及び研究大学院に関する諸事務を取り扱う部門と法科大学院（及び公共政策大学院）の諸事務を取り扱う部門とを別個に設けることにより、事務の効率化が図られることは当然であるが、学生にとっても、学生生活上において生じる様々な手続き的な問題について、適時に相談することができるようになっている。

(2) 片平エクステンション教育研究等の新設

東北大学の環境整備事業として片平エクステンション教育研究棟が新設され、本法科大学院の設備のさらなる整備・充実が図られた。東北大学が、法科大学院の教育活動の支援として十分な予算措置を講じたことにより、充実した学習環境の整備が実現されている。

2 課題等

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本法科大学院の収容定員は240人であるが、本法科大学院においては、講義室5室(収容人員156人程度1室、収容人員72人程度3室、収容定員48人程度1室)、模擬法廷室1室、演習室2室(収容人員24人程度)、ゼミ室6室(収容人員15人程度)、相談室2室を備えており、法科大学院において提供されるすべての授業を、支障なく効果的に実施できるだけの規模、質を持った教室等が確保されているといえる。

別添資料B

平成25年度法科大学院学生便覧P103～P104

エクステンション教育研究棟配置図参照

別添資料B

平成25年度法科大学院学生便覧P85～P89

エクステンション棟研究教育等内の施設等の利用について

本法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の活動を効果的に行うため、講義室にプロジェクター、BD/DVD再生機器及びワイヤレスマイクが設置されているほか、エクステンション教育研究棟内では、無線LANを利用することができる。また、法政実務図書室にパソコン4台、プリンタ2台及びコピー機3台(内1台は私費コピー用)、教材調整室に教員用コピー機2台、教材コーナーに学生用コピー機3台(内1台は私費コピー用)、情報処理コーナー室にパソコン20台、プリンタ5台及びコピー機1台をそれぞれ設置している。【解釈指針10-1-1-1】

表10-1-1-(1)

エクステンション教育研究棟機材配置状況一覧(出典:事務資料)

階	教室等	配置機材等
1階	法政実務図書室	コピー機(3)、パソコン(4)、プリンタ(2)
2階	201A講義室	拡声設備、BD/DVD再生機、プロジェクター
	201B講義室	拡声設備、プロジェクター
	206演習室	プロジェクター
	模擬法廷室	拡声設備、BD/DVD再生機、書画カメラ、ディスプレイ(大1、小6)
	自習室	
	教材コーナー	コピー機(3)
3階	301講義室	拡声設備、プロジェクター
	302講義室	拡声設備、プロジェクター
	303講義室	拡声設備、プロジェクター
	308演習室	プロジェクター
	情報処理コーナー室	パソコン(20)、プリンタ(5)、コピー機(1)
	コモソールーム	
	自習室	
4階	ゼミ室(6)	
	自習室	
5階	教材調整室	コピー機(2)
	相談室(2)	

他に拡声装置(2)、VHS/DVD再生機(1)、講義用PC(3)

エクステンション教育研究棟内は、無線LAN設備利用可能

また、TKCによる教育研究支援システム及LICによるLLI統合型法律情報システムを導入し、教員・学生がともに大学内外から各種法律データベースにアクセスすることができるようにするとともに、授業や教務事務関係の連絡事項を入力・確認できるようにしている。

本法科大学院では、自習室3室に297人分の座席を確保し、学生全員に固定席を提供し、各人に貸与されたカードキーによる入室管理により、24時間の利用を可能としており、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間を確保している。なお、自習室の周囲にロッカーを設置し、学生が必要な図書等を収納できるよう配慮している。

別添資料B

平成25年度法科大学院学生便覧P103～P104

エクステンション教育研究棟配置図参照

別添資料1-2

総合履修指導配付資料

自習室の割り振りについて

○別添資料7-5

平成25(2013)年度 東北大学法務学修生受入要項

図書館(法政実務図書室)に備えられた図書資料を有効に活用して学習することが可能となるように、図書室と同じエクステンション教育研究棟内に自習室が設けられてお

り、図書室との有機的連携が確保されているといえる。【解釈指針10-1-1-2】

法政実務図書室は、東北大学名誉教授、仙台地方裁判所元所長、仙台弁護士会元会長の蔵書の寄贈を得て、時代・法分野の両面で多様性に富んだ図書・資料を所蔵しているほか、各科目の担当教員の選定に基づき、各種法分野における最新の教科書等を収容定員に照らし十分な数配架し、教員らによる教育及び研究並びに学生の学習のために必要な図書及び資料を適切に備えている。

表10-1-1-(2)

法政実務図書室蔵書数等

図書 22、879冊（製本雑誌含む）【内、外国書1、622冊】、学術雑誌140種【外国雑誌23種】、視聴覚資料0点、データベース183種、座席数 51席

（出典：事務資料・平成25年3月31日現在）

図書室の利用に際しては、学生証を提出させて、入退室の管理を行うとともに、所蔵する図書及び資料の貸借について規則を定めて、その適切な管理及び維持を実現している。また、自習席（35席）、閲覧席（16席）、コピー機（3台）、パソコン（4台）及びプリンタ（2台）が設置されており、必要な設備及び機器が整備されているといえる。【解釈指針10-1-1-3】

別添資料B

平成25年度法科大学院学生便覧P90～P92

法政実務図書室（片平）利用案内

○エクステンション教育研究棟機材配置状況一覧

基準10-1-1 表10-1-1-(1)参照

本法科大学院の図書館には、2人の職員（うち1人は図書館司書の資格を有する）が配置されている。平日の午後5時から7時まで、土・日の午後1時から5時までの開室時間は、本法科大学院学生や修了生等を事務補佐員として採用の上配置し、学生の図書室利用の便宜を図っている。また、教員及び学生は、法情報調査に関する専門的能力を有する准教授の援助を得ることができる。【解釈指針10-1-1-4】

別添資料8-4

平成25年度法科大学院教育補助者一覧

法政実務図書室関係職員一覧参照

本法科大学院では、常勤専任教員（22人）すべてに個室が与えられている。研究者教員のほとんどは、東北大学川内キャンパスに研究室を有するが、法科大学院のある片平キャンパスに教員控室3室が設けられており、授業の準備等を行うことができるよう配慮されている。非常勤教員については、非常勤講師控室1室（座席数5）を設け、授業等の準備を十分かつ適切に行うためのスペースを確保している。また、各教員控室及び非常勤講師控室には、机・椅子、六法類、パソコン及びプリンタが設置され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が設置されている。【解釈指針10-1-1-5】

○別添資料10-1

川内キャンパス教員室配置図

片平キャンパス教員室配置図

別添資料B

平成25年度法科大学院学生便覧P103～P104

エクステンション教育研究棟配置図参照

○エクステンション教育研究棟機材配置状況一覧

基準10-1-1 表10-1-1-(1)参照

本法科大学院では、教員が学生と面談できる独立したスペースを確保するため、相談室2室を設けている。学生との面談には、必要に応じてゼミ室等を使用することもできる。【解釈指針10-1-1-6】

法政実務図書室は、法科大学院及び公共法政策大学院と共同して管理しており、法科大学院の教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる。【解釈指針10-1-1-7】

2 特長及び課題等

1 特長

特長として、まず、平成22年6月にエクステンション教育研究棟が完成し、本法科大学院のすべての設備が一つの建物に集約された点が挙げられる。これにより、本法科大学院の教育のために必要十分な専用の講義室、模擬法廷室、演習室、自習室等が確保された。本法科大学院のある片平キャンパスは、仙台高裁・地裁、仙台高検・地検、仙台弁護士会に近い位置にあり、裁判傍聴や施設訪問等の実施に伴う学生への負担は小さいため、法律実務へのアクセスの容易さという点でも望ましい環境にある。

また、学生全員に対して固定席を提供しており、加えて、平成25年度からは法務学修生制度を導入して、修了生に対しても自習室における固定席の利用を可能とし、司法試験受験までの良好で安定した学習環境を提供している。なお、エクステンション教育研究棟内では、無線LANの利用が可能であり、自習室座席や法政実務図書室等において、TKCの提供するデータベースにアクセスし、資料を検索することもできる。さらに、自習室は24時間利用可能であり、個々の学生のペースに応じて、学習を進めることのできる環境が整備されている。

また、法政実務図書室をエクステンション教育研究棟1階に配置し、自習室との有機的連携を図っているほか、法政実務図書室内でも、個人のノートパソコンの利用を認めるなど、学習の便宜を図っている（なお、学生は、法政実務図書室以外に東北大学附属図書館、東北大学法学部図書室を利用することもできる）。また、法政実務図書室では、東北大学の全ての図書の配送サービスを受けることができる。これにより、在学学生は、川内キャンパスにある大学附属図書館本館に所蔵された図書を、インターネットを通じて申し込んだ翌日には、法政実務図書室窓口で借りることができる。

2 課題等

東日本大震災による建物等の被害については修繕がほぼ完了したが、講義室内のカーペットの破損など一部については修理が完了しておらず、今後の対応が必要である。

第11章 自己点検及び評価等

1 基準ごとの分析

11-1 自己点検及び評価

基準11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

（基準11-1-1に係る状況）

（1）自己点検及び評価の実施体制

本法科大学院では、法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、下記のとおり、法科大学院運営委員会の下に各種の委員会を設置し、各種の事項について、継続的に点検し、把握した問題について対処している。

別添資料6-7

2013年度法科大学院各種委員会等構成・分担

（出典：法科大学院運営委員会配布資料）

カリキュラム等委員会は、教育課程の編成、成績評価、学生の在籍、教員の指導能力及び配置に関する事項のほか、教育の実施にまつわる種々の事項について継続的に把握し、対処している。

FD委員会は、全ての授業科目について学生による授業評価アンケート実施するほか、教員相互の授業参観を実施するなどして、教育活動の質の把握及び向上に尽力している。

入試委員会は、優れた資質を有する入学者を公正に選抜するための入学試験のあり方について継続的な検討を行い、かつ入学試験の実施に関して責任を負っている。

進路委員会は、東北大学法科大学院同窓会と連携し、修了者の進路及び活動状況の継続的な把握に努めている。

また、上記の個別の事項を担当する委員会とは別に、法科大学院長、副院長、及び各種委員会の前年度委員長より構成される評価対応委員会が、教育活動等の状況を把握するために必要な各種データの収集・蓄積及びその分析を行っている。

いずれの委員会も、その活動内容を法科大学院運営委員会に対して随時報告するほか、重要な事項については、法科大学院運営委員会の審議に付すこととされている。

本法科大学院は、後述の外部評価（第三者評価）及び東北大学内における部局別評価のため、毎年度、自己評価報告書を作成している。そこでは、上記法科大学院における各種委員会での分析・検討結果を踏まえつつ、教育課程の編成、成績評価の状況、入学者選抜の状況、学生の在籍状況、専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況、修了者の進路及び活動状況を含む評価項目について、点検及び評価を行っている。【解釈指針1

1 - 1 - 1 - 1】

別添資料 1 1 - 1

「法科大学院（総合法政専攻）自己評価報告書」平成 24 年度版

（出典：法科大学院運営委員会配布資料）

別添資料 1 1 - 2

「東北大学法科大学院における自己点検評価書の作成及び公表に関する申合せ」

（出典：法科大学院運営委員会配布資料）

（2）自己点検及び評価結果の教育活動等の改善への活用

本法科大学院における各種委員会がその活動を通じて把握した事項は、法科大学院運営委員会に随時報告され、教員間で情報が共有されているほか、重要な事項については、法科大学院運営委員会の審議に付すこととされている。

FD委員会によって実施された授業評価アンケートは、すべての科目をまとめて集計したものについては運営委員会で報告され教員に周知されるとともに、個々の科目の集計結果は担当教員に配付される。また、各授業科目の担当教員は、授業評価アンケートの集計結果に対する所見を作成しなければならないこととなっている。この所見は、授業評価アンケートの集計結果とともに、専門職大学院係に備え付けられ、学生及び教員の閲覧に供せられる。

別添資料 5 - 6

平成 24 (2012)年度授業評価アンケート集計結果

（出典：法科大学院運営委員会配布資料）

別添資料 5 - 7

授業評価アンケートに対する所見（平成 24 年度前期分）

授業評価アンケートに対する所見（平成 24 年度後期分）

本法科大学院の自己評価報告書、及び基準 1 1 - 1 - 2 の項で述べる外部評価（第三者評価）の結果は、法科大学院運営委員会において報告され、教員に周知されている。

上記の自己点検及び評価の結果を受け、本法科大学院では、上記（1）に挙げた各種委員会の連携協力の下に、応用基幹科目の設置、厳格な成績評価の徹底（GPA制度の導入）などを行い、教育活動の改善を図ってきた。【解釈指針 1 1 - 1 - 1 - 2】

別添資料 1 1 - 3

東北大学法科大学院規程新旧対照表

（出典：H22.2.17 法科大学院運営委員会配布資料）

別添資料 4 - 2

東北大学法科大学院における成績評価及び進級に関する申し合わせ

（出典：H22.2.17 法科大学院運営委員会配布資料）

別添資料 1 1 - 4

東北大学法科大学院履修内規新旧対照表

（出典：H23.2.16 法科大学院運営委員会配布資料）

基準 1 1 - 1 - 2

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 1 1 - 1 - 2 に係る状況)

法学研究科では、大学、公的機関、民間企業等の有識者に委員を委嘱して「外部評価(第三者評価)委員会」を組織し、法学部・法学研究科の研究教育活動について客観的評価を受けることにより、問題点・改善点の把握に努めている。同委員会による外部評価は、平成 19 年度以降、ほぼ毎年実施され、その一環として、法科大学院に関しても、外部の評価委員による評価が行われている。外部評価においては、基準 1 1 - 1 - 1 の項で記した自己評価報告書が資料として各委員に提供されている。

平成 24 年度は、法科大学院について、柏木昇氏(東京大学名誉教授)、相澤恵一氏(仙台地方検察庁検事正)、松坂英明氏(弁護士・元仙台弁護士会会長)を評価委員とし、江草忠敬氏(株式会社有斐閣会長)をオブザーバーとして実施され、結果は「東北大学大学院法学研究科・法学部外部評価(第三者評価)委員会[平成 24 年度]評価結果」としてまとめられている。【解釈指針 1 1 - 1 - 2 - 1】同評価は、書面調査、学生・教員へのインタビューを含む現地調査、委員会による意見交換等を経てまとめられたものであり、教育活動に関わる 8 つの評価項目に関し、概ね「大変良い」「良い」との評価を受けた。

別添資料 1 1 - 5

東北大学法学部・法学研究科外部評価(第三者評価)委員会内規

(出典: H24.12.19 総合運営調整教授会配布資料)

別添資料 1 1 - 6

東北大学大学院法学研究科・法学部外部評価(第三者評価)委員会[平成 24 年度]評価結果

(出典: H25.3.2 総合運営調整教授会配布資料)

このほか、弁護士等の実務家に、みなし専任教員あるいは兼任教員(非常勤講師)として授業科目を担当することを依頼する際に、当該実務家に対し、本法科大学院における教育活動等の状況について直接説明するとともに、授業科目のあり方等について、教育課程全体を見据えた提言を得るよう努めている。

また、平成 24 年 12 月 5 日には、本法科大学院における教育内容及び方法の改善を図るため、ドイツからディーター・プルーム氏(ドイツ・コブレンツ行政裁判所裁判官)を客員教授として招き、研究者教員が担当する授業科目を参観した後、意見交換会や懇談会を開催したほか、平成 24 年 11 月 28 日には、仙台弁護士会「法曹養成制度等検討特別委員会」のメンバーによる授業参観と意見交換会を行った。

別添資料 5 - 8

ディーター・プルーム裁判官東北大学法科大学院 FD・研修プログラム

第 5 章 表 5 - 1 - 1 - (6) 参照

11-2 情報の公表

基準 11-2-1

法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

(基準 11-2-1 に係る状況)

本法科大学院では、教育活動等に関する重要事項を記載した文書として、「東北大学法科大学院年次報告書」を毎年度作成し、ウェブサイトに掲載して外部に向けて公表している。この報告書は、設置者、教育の理念及び目標(年次報告書上は「教育の理念・目的、養成する法曹像」)、教育上の基本組織、教員組織、収容定員及び在籍者数、入学者選抜、標準修業年限、教育課程及び教育方法、成績評価、進級及び課程の修了(年次報告書上は「成績評価及び課程の修了」との見出しだが、進級に関する情報も含む)、学費及び奨学金等の学生支援制度、修了者の進路及び活動状況についての情報が記載されている。【解釈指針 11-2-1-1】

別添資料 11-7

東北大学法科大学院年次報告【平成 20 年度適格認定】(平成 24 年 6 月)

(出典：大学評価・学位授与機構提出資料)

本法科大学院では、毎年度、広報用にパンフレットを作成している。パンフレットには、教育上の理念及び目標(2014年版パンフレット 2 頁)、教員組織(同 16 頁)、入学定員・入学者選抜(同 17~18 頁)、教育課程及び教育方法(同 3~8 頁)、成績評価、進級及び課程の修了(同 4 頁、8 頁)、学費及び奨学金等の学生支援制度(同 17~18 頁)、修了者の進路及び活動状況(同 11~14 頁)が詳細に記述されている。

別添資料 G

2014 年度東北大学法科大学院パンフレット

本法科大学院に関する重要事項を広く外部に周知するため、本法科大学院では、ウェブサイトを活用している。ウェブサイトからは、既述の年次報告書、自己評価報告書、外部評価(第三者評価)委員会評価結果、及びパンフレットをダウンロードすることができるほか、シラバス、学生募集要項、過去の入学試験問題、修了者向けの就職に関する情報、講演会・研究会に関する情報等を入手できる。また、ウェブサイト上の教員紹介の頁からは、教員の経歴、これまでの教育上・研究上の業績に関する情報等を入手でき、後述の東北大学のウェブサイト上にある東北大学研究者紹介にもリンクが張られている。【解釈指針 11-2-1-2】

東北大学大学院法学研究科は、隔年で『東北大学法学研究科・法学部 研究・教育の概要』という冊子を発行している。法科大学院との関連では、開講科目と担当教員に関する情報、在学者数に関する情報、法政実務図書室等の施設に関する情報等に加えて、法学研究科に所属する法科大学院の教員一人一人につき、研究・教育活動及び社会貢献活動に関する情報が掲載されている。【解釈指針 11-2-1-2】

別添資料H

東北大学大学院法学研究科・法学部『研究・教育の概要』第10号（2012年）

東北大学に所属する教員の教育・研究活動及びその専門の知識・経験を生かした公的活動・社会貢献活動については、上記の『教育・研究の概要』で公表しているほか、東北大学のウェブサイト上にある「東北大学研究者紹介」でも公表されている。【解釈指針11-2-1-2】

このほか、本法科大学院では、毎年度、オープンキャンパスを実施して、本法科大学院に関する情報提供を行っている。また電子メールによるメール・マガジンの送付も行っている。

仙台で開催されるオープンキャンパスでは、本法科大学院のカリキュラムや入学試験について説明するほか、法学未修者対象・法学既修者対象の模擬講義が実施され、教員・在学生・修了生に対して個別に質問できる機会も設けられている。また、法政実務図書室、自習室、模擬法廷室を始めとした本法科大学院の施設を見学することができる。

東京でもオープンキャンパスを開催しており、これは仙台におけるオープンキャンパスより規模は小さいものの、カリキュラムや入学試験についての説明、模擬講義、教員・修了生に対する質疑応答等が行われる。施設の様子も映像を通して知ることができる。

メール・マガジンは、登録した者に対して、本法科大学院に関する最新情報を電子メールで送信するサービスである。これにより本法科大学院に関する様々な情報を適時に受け取ることができる。

基準 1 1 - 2 - 2

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 1 1 - 2 - 2 に係る状況)

本法科大学院では、法科大学院認証評価のサイクルが5年であることを考慮し、法科大学院の教育活動等に関する重要事項に関する文書や、自己点検及び評価に関する文書を含め、必要な資料について、評価実施機関の求めに応じて速やかに提出できる状態で、5年間保管することとしている。

なお、定期試験答案、レポート、入学試験答案については、原本での保存期間を最低2年とし、それ以降はデジタルファイル化して管理・保管している。【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1】【解釈指針 1 1 - 2 - 2 - 1】

別添資料 1 1 - 8

東北大学法科大学院における法科大学院認証評価のための資料保存期間に関する申合せ
(出典：H20.5.21 法科大学院運営委員会配布資料)

本法科大学院では、評価の基礎となる情報について、運営委員会の下に置かれた各種委員会及び法科大学院の事務部門を中心に、積極的に調査・収集するとともに、エクステンション教育研究棟の一室を保管用の資料室として、各種資料をファイルして保管している。また、それら資料のうち、時間の経過と共に、保存状態の劣化が懸念されるものについては、適宜、電子データ化して保存することにより、適切な保存状態を維持できるように努めている。

2 特長及び課題等

1. 特長

本法科大学院の自己点検及び評価に関する特長として、法科大学院内の各種委員会、学内の部局別評価、外部評価（第三者評価）など、自己点検・評価の仕組みが重層的に設けられ、改善につながられている点を挙げるができる。また、情報の公表に関する特長として、本学法科大学院についての多面的な情報が、各種文書、パンフレット、ウェブサイト、オープンキャンパスといった多様な媒体を通じて、外部に対して発信されている点を挙げるができる。

2. 課題等

自己点検及び評価に関しては、必要な施策が一通り実施され、必要な改善に結びついているが、改善結果をフォローする仕組みが必ずしも十分ではないため、拡充されることが望まれる。情報の公表に関しては、仙台に所在するという制約を踏まえ、遠隔地の入学希望者等に対しても十分な情報が提供できるよう、これまで以上にウェブサイトによる情報発信に留意すべきである。

東北大学大学院法学研究科総合法制専攻
自己評価書別添資料一覧

資料番号	資料名
別紙様式1	開講授業科目一覧
別紙様式2	学生数の状況
別紙様式3	教員一覧
別紙様式4	科目別専任教員一覧
別添資料A	平成24年度法科大学院学生便覧
別添資料B	平成25年度法科大学院学生便覧
別添資料C	平成24年度法科大学院シラバス
別添資料D	平成25年度法科大学院シラバス
別添資料E	平成25年度法科大学院学生募集要項
別添資料F	平成26年度法科大学院学生募集要項
別添資料G	2014年度東北大学法科大学院パンフレット
別添資料H	研究・教育の概要第10号(2009.4～2011.3)
別添資料I	平成24(2012)年度授業科目別成績分布データ
別添資料1-1	東北大学法科大学院オリエンテーション資料(式次第及び配付物一覧)
別添資料1-2	平成24年度連続講演会等の概要
別添資料1-3	オフィス・アワー利用状況
別添資料1-4	標準修業年限流量率等
別添資料1-5	修了年度別司法試験合格状況
別添資料1-6	河北新報平成23年4月18日(月)朝刊18面
別添資料2-1	春季補習ゼミⅠ(L1生対象)のお知らせ、春季補習ゼミⅡ(L2生対象)のお知らせ
別添資料2-2	佐藤裕一教授作成の「ローヤリング教材」
別添資料2-3	官澤里美教授作成の「エクスターン事前指導教材」
別添資料2-4	法科大学院教育研究支援システムの利用者説明会の開催について
別添資料2-5	中島朋宏教授作成の「民事要件事実基礎教材」
別添資料2-6	平成24年度休講・補講状況一覧
別添資料2-7	平成25年度夏季集中講義日程表
別添資料3-1	平成25年度公共政策大学院授業科目一覧
別添資料3-2	平成25(2013)年度研究大学院開設授業科目
別添資料3-3	東北大学法科大学院教員のための手引き
別添資料3-4	配付レジュメの例「実務公法(行政法)レジュメ」
別添資料3-5	エクスターンシップ受入先、実施状況一覧
別添資料3-6	エクスターンシップ事前指導講義レジュメ
別添資料3-7	平成24年度集中講義の日程
別添資料3-8	平成24年度法科大学院集中講義試験日程
別添資料3-9	平成25年度総合履修指導配付資料【L1生】、【L2生】、【L3生】
別添資料4-1	第1年次科目・基幹科目の授業科目を不合格となった学生諸君へ
別添資料4-2	東北大学法科大学院における成績評価及び進級に関する申合せ
別添資料4-3	平成24年度進級認定資料
別添資料4-4	平成24年度修了認定資料
別添資料4-5	平成23年度進級認定資料
別添資料4-6	平成23年度修了認定資料
別添資料4-7	平成25(2013)年度東北大学法科大学院入学試験(第2次選考)法学専門科目筆記試験問題
別添資料4-8	2013年度東北大学法科大学院入学試験問題及び出題趣旨について
別添資料5-1	2012年度第1回法科大学院FD委員会議事録
別添資料5-2	【FD委員会メール審議動議一部変更】FD懇談会の今後の日程

資料番号	資料名
別添資料5-3	法科大学院FD・教員授業参観制度実施要領
別添資料5-4	教員授業参観アンケート(抜粋)
別添資料5-5	東北大学法科大学院学生による授業評価アンケート(フォーマット)
別添資料5-6	アンケート集計結果
別添資料5-7	授業評価アンケートに対する所見(抜粋)
別添資料5-8	ディーター・ブルーム裁判官東北大学法科大学院FD・研修プログラム
別添資料6-1	東北大学法科大学院入試説明会チラシ
別添資料6-2	東北大学法科大学院東京オープンキャンパスチラシ
別添資料6-3	東北大学法科大学院仙台オープンキャンパスチラシ
別添資料6-4	平成25(2013)年度東北大学法科大学院学内入試説明会のお知らせ
別添資料6-5	平成24(2012)年度東北大学法科大学院オープンキャンパス
別添資料6-6	ロースクール進学合同説明会ご案内図
別添資料6-7	2013年度法科大学院各種委員会等構成・分担
別添資料6-8	平成25(2013)年度東北大学法科大学院入試実施内部方針
別添資料6-9	平成25(2013)年度、平成24(2012)年度、平成23(2011)年度、平成22(2010)年度東北大学法科大学院入学試験の結果概要について
別添資料6-10	東北大学基金チラシ
別添資料6-11	国立大学法人東北大学基金管理運営規程
別添資料6-12	受験措置申請、受験・就学上の特別配慮申請書
別添資料6-13	試験問題等点検報告書・記入例
別添資料6-14	法科大学院入学試験問題(法学専門科目)確認マニュアル
別添資料6-15	平成25(2013)年度東北大学法科大学院入学試験の成績開示について
別添資料6-16	2012年度入試委員会議事録
別添資料6-17	平成22～25年度の主要法科大学院入試における出願者数(主要法科大学院)
別添資料6-18	東北大学法科大学院における教育の改善について
別添資料6-19	法科大学院修了生の質の確保・向上のための方策について
別添資料6-20	平成24(2012)年度法科大学院入学者選抜の変更(案)について
別添資料7-1	法学未修者コースに合格された方へ、法学既修者コースに合格された方へ
別添資料7-2	平成25年度のエクスターンシップについて
別添資料7-3	履修相談受付簿(平成25年度)
別添資料7-4	開講時における「共通的な到達目標」に関する説明(L1:刑事訴訟法)
別添資料7-5	平成25(2013)年度東北大学法務学修生受入要項
別添資料7-6	オフィス・アワー制度について
別添資料7-7	平成24年度春季補習ゼミ 参加者名簿
別添資料7-8	修了生弁護士によるオフィス・アワー制度利用状況(平成24年度)
別添資料7-9	JR東日本奨学生の決定について
別添資料7-10	学生相談所利用案内
別添資料7-11	東北大学保健管理センター健康相談と診療
別添資料7-12	学生心理相談室について(2013年度)
別添資料7-13	ハラスメントの防止と解決のために
別添資料7-14	法学研究科各種委員会委員名簿(抜粋)
別添資料7-15	授業時の座席配慮の申請書、授業時の座席配慮について
別添資料7-16	就職情報の案内等(webページ)
別添資料7-17	東北大学法科大学院修了生就職体験記(2013年3月配布)
別添資料8-1	東北大学法科大学院における教員の資格に関する申し合わせ
別添資料8-2	実務家教員略歴
別添資料8-3	各種運営委員会出欠一覧
別添資料8-4	平成25年度法科大学院教育補助者一覧
別添資料9-1	東北大学大学院法学研究科及び法学部組織運営規程

資料番号	資料名
別添資料9-2	東北大学大学院法学研究科法科大学院運営委員会内規
別添資料9-3	学内財源を活用した新たな整備手法による建物整備計画
別添資料9-4	施設計画:新規施設計画(短期)
別添資料9-5	研究・教育の概要第9号(抜粋)
別添資料9-6	総長ヒアリング実施通知
別添資料10-1	川内キャンパス教員室配置図、片平キャンパス教員室配置図
別添資料11-1	法科大学院(総合法制専攻)自己評価報告書平成24年度版
別添資料11-2	東北大学法科大学院における自己点検評価書の作成及び公表に関する申合せ
別添資料11-3	東北大学法科大学院規程新旧対照表(H22.2.17法科大学院運営委員会配布資料)
別添資料11-4	東北大学法科大学院履修内規新旧対照表(H23.2.16法科大学院運営委員会配布資料)
別添資料11-5	東北大学法学部・法学研究科外部評価(第三者評価)委員会内規
別添資料11-6	東北大学大学院法学研究科・法学部外部評価(第三者評価)委員会[平成24年度]評価結果
別添資料11-7	東北大学法科大学院年次報告【平成20年度適格認定】(平成24年6月)
別添資料11-8	東北大学法科大学院における法科大学院認証評価のための資料保存期間に関する申合せ